

子ども・子育て支援法及び総合子ども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案 新旧対照表 目次

1	健康保険法（大正十一年法律第七十号）	1
2	船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）	3
3	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）	5
4	児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）	8
5	地方財政法（昭和二十三年法律第九号）	37
6	旅館業法（昭和二十三年法律第三十八号）	38
7	教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）	40
8	教育職員免許法（昭和二十四年法律第四十七号）	45
9	社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）	56
10	私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）	58
11	学校施設の確保に関する政令（昭和二十四年政令第三十四号）	60
12	公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）	61
13	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）	62
14	地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）	64
15	社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）	65
16	国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）	66
17	私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）	68
18	女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第二百二十五号）	69
19	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）	70

20	公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和三十二年法律第十七号）	76
21	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第四十三号）	77
22	道路交通法（昭和三十五年法律第五号）	79
23	社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第五十五号）	80
24	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）	81
25	母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）	83
26	母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）	84
27	登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）	85
28	住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）	87
29	著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）	95
30	児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）	97
※	児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）による改正後の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）	
31	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）	114
32	水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第一百十八号）	115
33	私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）	117
34	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）	124
35	国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）	125
36	過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）	127
37	公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）	129
38	児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）	131
39	独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）	132

40	構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）	134
41	法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）	140
42	国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）	142
43	次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）	143
44	判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第百二十一号）	146
45	発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十九号）	148
46	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）	149
47	日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）	161
48	日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）	162
49	P T A・青少年教育団体共済法（平成二十二年法律第四十二号）	168
50	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）	170
51	スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）	171
52	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）	172
53	児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）	173
54	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十四年法律第 号）	174
55	内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）	177
56	文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）	183

改 正 案	現 行
<p>第百五十九条の二 厚生労働大臣が保険料を徴収する場合において、適用事業所の事業主から保険料、厚生年金保険法第八十一条に規定する保険料（以下「厚生年金保険料」という。）及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）第七十条に規定する拠出金（以下「子ども・子育て拠出金」という。）の一部の納付があつたときは、当該事業主が納付すべき保険料、厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金の額を基準として按分した額に相当する保険料の額が納付されたものとする。</p> <p>附 則</p> <p>（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法の特例）</p> <p>第八条の二 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）第二十条の拠出金に関しては、第百五十九条の二の規定を準用する。この場合において、同条中「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）第七十条」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二</p>	<p>第百五十九条の二 厚生労働大臣が保険料を徴収する場合において、適用事業所の事業主から保険料、厚生年金保険法第八十一条に規定する保険料（以下「厚生年金保険料」という。）及び児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条に規定する拠出金（以下「児童手当拠出金」という。）の一部の納付があつたときは、当該事業主が納付すべき保険料、厚生年金保険料及び児童手当拠出金の額を基準として按分した額に相当する保険料の額が納付されたものとする。</p> <p>附 則</p> <p>（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法の特例）</p> <p>第八条の二 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）第二十条の拠出金に関する第百五十九条の二の規定の適用については、同条中「第二十条」とあるのは、「第二十条（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正</p>

十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条」と、「子ども・子育て拠出金」とあるのは「子ども手当拠出金」と読み替えるものとする。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法の特例）

第八条の三 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条の拠出金に関しては、第百五十九条の二の規定を準用する。この場合において、同条中「及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）第七十条」とあるのは「並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条」と、「子ども・子育て拠出金」とあるのは「子ども手当拠出金」と読み替えるものとする。

する法律（平成二十四年法律第 号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法第二十条を含む。」とする。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法の特例）

第八条の三 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条の拠出金に関する第百五十九条の二の規定の適用については、同条中「第二十条」とあるのは、「第二十条（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法第二十条を含む。）」とする。

改正案	現行
<p>第百十九条 厚生労働大臣が保険料を徴収する場合において、船舶所有者から保険料、厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料（以下「厚生年金保険料」という。）及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）第七十条第一項に規定する拠出金（以下「子ども・子育て拠出金」という。）の一部の納付があつたときは、当該船舶所有者が納付すべき保険料、厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金の額を基準として按分した額に相当する保険料の額が納付されたものとする。</p> <p>附則</p> <p>（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法の特例）</p> <p>第八条の二 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）第二十条第一項の拠出金に関しては、第百十九条の規定を準用する。この場合において、同条中「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）第七十条第一項」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年度等</p>	<p>第百十九条 厚生労働大臣が保険料を徴収する場合において、船舶所有者から保険料、厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料（以下「厚生年金保険料」という。）及び児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条第一項に規定する拠出金（以下「児童手当拠出金」という。）の一部の納付があつたときは、当該船舶所有者が納付すべき保険料、厚生年金保険料及び児童手当拠出金の額を基準として按分した額に相当する保険料の額が納付されたものとする。</p> <p>附則</p> <p>（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法の特例）</p> <p>第八条の二 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）第二十条第一項の拠出金に関する第百十九条の規定の適用については、同条中「第二十条第一項」とあるのは、「第二十条第一項（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年度等</p>

（第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条第一項」と、「子ども・子育て拠出金」とあるのは「子ども手当拠出金」と読み替えるものとする。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法の特例）

第八条の三 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七十号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条第一項の拠出金に関しては、第一百九条の規定を準用する。この場合において、同条中「及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）第七十条第一項」とあるのは「並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七十号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十二号）第二十条第一項」と、「子ども・子育て拠出金」とあるのは「子ども手当拠出金」と読み替えるものとする。

の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法第二十条第一項を含む。」とする。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法の特例）

第八条の三 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七十号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条第一項の拠出金に関する第一百九条の規定については、同条中「第二十条第一項」とあるのは、「第二十条第一項（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七十号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法第二十条第一項を含む。）」とする。

改 正 案

現 行

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法律	事務
(略)	(略)
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）	都道府県が第四十八条第一項（第五十四条の二及び第五十四条の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により処理することとされている事務（市町村が処理する事務が自治事務又は第二号法定受託事務である場合においては、第四十八条第三項（第五十四条の二及び第五十四条の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する文部科学大臣の指示を受けて行うものに限る。）、第五十三条第二項（第五十四条の二及び第五十四条の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により処理することとされている事務、第六十条第五項の規定に

法律	事務
(略)	(略)
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）	都道府県が第四十八条第一項（第五十四条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により処理することとされている事務（市町村が処理する事務が自治事務又は第二号法定受託事務である場合においては、第四十八条第三項（第五十四条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する文部科学大臣の指示を受けて行うものに限る。）、第五十三条第二項（第五十四条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により処理することとされている事務、第六十条第五項の規定により処理することとされている事務（都道府県委員会の意見

(略)	児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）	(略)	
(略)	この法律（第二十条から第二十二條まで（これら の規定を附則第二條第三項において準用する場合 を含む。）、第二十二條の二及び第二十九條（附 則第二條第三項において準用する場合を含む。） を除く。）の規定により市町村が処理することと されている事務（第十七條第一項（附則第二條第 三項において準用する場合を含む。）の規定によ り読み替えられた第七條第一項、第八條第一項及 び第十四條第一項の規定により都道府県又は市町 村が処理することとされている事務を含む。）	(略)	より処理することとされている事務（都道府県委 員会の意見を聴くことに係るものに限る。）並び に第五十五條第九項（同條第十項により読み替え て適用する場合並びに第六十條第七項において準 用する場合及び同條第九項において読み替えて準 用する場合を含む。）において準用する地方自治 法第二百五十二條の十七の三第二項及び第三項並 びに第二百五十二條の十七の四第一項の規定によ り処理することとされている事務

(略)	児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）	(略)	
(略)	この法律（第二十二條の二から第二十二條の四ま で（これらの規定を附則第二條第三項において準 用する場合を含む。）、第二十二條の五及び第二 十九條（附則第二條第三項において準用する場合 を含む。）を除く。）の規定により市町村が処理 することとされている事務（第十七條第一項（附 則第二條第三項において準用する場合を含む。） の規定により読み替えられた第七條第一項、第八 條第一項及び第十四條の規定により都道府県又は 市町村が処理することとされている事務を含む。）	(略)	を聴くことに係るものに限る。）並びに第五十五 條第九項（同條第十項により読み替えて適用する 場合並びに第六十條第七項において準用する場合 及び同條第九項において読み替えて準用する場合 を含む。）において準用する地方自治法第二百五 十二條の十七の三第二項及び第三項並びに第二 百五十二條の十七の四第一項の規定により処理する こととされている事務

(略)		私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）	一 第十二条（第十六条において準用する場合を含む。）、第十二条の二第二項（第十六条において準用する場合を含む。）及び第二項（第十三条第二項及び第十六条において準用する場合を含む。）、第十三条第一項（第十六条において準用する場合を含む。）並びに第十四条第二項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務 二 附則第二条第二項又は第二条の二第二項の規定により読み替えて適用される第十二条、第十二条の二第一項及び第二項、第十三条第一項並びに第十四条第二項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務
(略)		私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）	一 第十二条（第十六条において準用する場合を含む。）、第十二条の二第二項（第十六条において準用する場合を含む。）及び第二項（第十三条第二項及び第十六条において準用する場合を含む。）、第十三条第一項（第十六条において準用する場合を含む。）並びに第十四条第二項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務 二 附則第二条第二項において読み替えて適用される第十二条、第十二条の二第一項及び第二項、第十三条第一項並びに第十四条第二項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章（略）</p> <p>第一節、第二節（略）</p> <p>第三節 助産施設、母子生活支援施設及び保育所への入所等（第二十二條—第二十四條）</p> <p>第四節—第八節（略）</p> <p>第三章—第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>第六條の三（略）</p> <p>② この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。</p> <p>③—⑥（略）</p> <p>⑦ この法律で、一時預かり事業とは、家庭において保育（養護及び教育（第三十九條の二第一項に規定する満三歳以上の幼児に対する教育を除く。）を行うことをいう。以下同じ。）を受けることが一時的に</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章（略）</p> <p>第一節、第二節（略）</p> <p>第三節 助産施設、母子生活支援施設及び保育所への入所（第二十二條—第二十四條）</p> <p>第四節—第八節（略）</p> <p>第三章—第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>第六條の三（略）</p> <p>② この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。</p> <p>③—⑥（略）</p> <p>⑦ この法律で、一時預かり事業とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となつた乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所その他の場所におい</p>

困難となつた乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所、総合こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。

⑧ (略)

⑨ この法律で、家庭的保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である乳児又は幼児（以下「保育を必要とする乳児・幼児」という。）であつて満三歳未満のものについて、家庭的保育者（市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であつて、当該保育を必要とする乳児・幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。）の居宅その他の場所（当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅を除く。）において、家庭的保育者による保育を行う事業（利用定員が五人以下であるものに限る。次号において同じ。）

二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、家庭的保育者の居宅その他の場所（当該保育が必要と認められる児童の居宅を除く。）において、家庭的保育者による保育を行う事業

⑩ この法律で、小規模保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設（利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。）において、保育を行う事業

て、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。

⑧ (略)

⑨ この法律で、家庭的保育事業とは、乳児又は幼児であつて、市町村が第二十四条第一項に規定する児童に該当すると認めるものについて、家庭的保育者（市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であつて、これらの乳児又は幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。）の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業をいう。

(新設)

二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業

(新設)

⑪ この法律で、居宅訪問型保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業

二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、当該保育が必要と認められる児童の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業

(新設)

⑫ この法律で、病児保育事業とは、保育を必要とする乳児・幼児又は

保護者の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となつた小学校に就学している児童であつて、疾病にかかっているものについて、保育所、総合子ども園、病院、診療所その他厚生労働省令で定める施設において、保育を行う事業をいう。

(新設)

⑬ この法律で、子育て援助活動支援事業とは、厚生労働省令で定める

ところにより、次に掲げる援助のいずれか又は全てを受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者(個人に限る。以下この項において「援助希望者」という。)との連絡及び調整並びに援助希望者への講習の実施その他の必要な支援を行う事業をいう。

一 児童を一時的に預かり、必要な保護(宿泊を伴つて行うものを含む。)を行うこと。

二 児童が円滑に外出することができるよう、その移動を支援すること。

第七条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、総合こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。

② (略)

第二十一条の九 市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業並びに次に掲げる事業であつて主務省令で定めるもの（以下「子育て支援事業」という。）が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

- 一 児童及びその保護者又はその他の者の居宅において保護者の児童の養育を支援する事業
- 二 保育所その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業
- 三 地域の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

第二十一条の十一 市町村は、子育て支援事業に関し必要な情報の収集及び提供を行うとともに、保護者から求めがあつたときは、当該保護者の希望、その児童の養育の状況、当該児童に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該保護者が最も適切な子育て支援事業の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うものとする。

② (略)

③ 市町村は、第一項の情報の収集及び提供、相談並びに助言並びに前

第七条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。

② (略)

第二十一条の九 市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業並びに次に掲げる事業であつて主務省令で定めるもの（以下「子育て支援事業」という。）が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

- 一 児童及びその保護者又はその他の者の居宅において保護者の児童の養育を支援する事業
- 二 保育所その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業
- 三 地域の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

第二十一条の十一 市町村は、子育て支援事業に関し必要な情報の提供を行うとともに、保護者から求めがあつたときは、当該保護者の希望、その児童の養育の状況、当該児童に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該保護者が最も適切な子育て支援事業の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うものとする。

② (略)

③ 市町村は、第一項の情報の提供、相談及び助言並びに前項のあつせ

項のあつせん、調整及び要請の事務を当該市町村以外の者に委託することができる。

- ④ 子育て支援事業を行う者は、前三項の規定により行われる情報の収集、あつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

第三節 助産施設、母子生活支援施設及び保育所への入所等

第二十四条 市町村は、子ども・子育て支援法に定めるところによるほか、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、当該児童に必要な保育を、保育所、総合こども園若しくは第五十九条の第二項の規定による届出をした施設のうち政令で定める基準に該当するもの（次項及び第四十六条の二第二項において「保育に係る施設」という。）又は家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業又は居宅訪問型保育事業をいう。以下同じ。）により確保するための措置を講じなければならない。

ん、調整及び要請の事務を当該市町村以外の者に委託することができる。

- ④ 子育て支援事業を行う者は、前二項の規定により行われるあつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

第三節 助産施設、母子生活支援施設及び保育所への入所

第二十四条 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第三十九条第二項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、保育に対する需要の増大、児童の数の減少等やむを得ない事由があるときは、家庭的保育事業による保育を行うことその他の適切な保護をしなければならない。

- ② 前項に規定する児童について保育所における保育を行うことを希望する保護者は、厚生労働省令の定めるところにより、入所を希望する保育所その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を市町村に提出しなければならない。この場合において、保育所は、厚生労働省令の定めるところにより、当該保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。

- ③ 市町村は、一の保育所について、当該保育所への入所を希望する旨を記載した前項の申込書に係る児童のすべてが入所する場合には当該保育所における適切な保育を行うことが困難となることその他のやむを得ない事由がある場合においては、当該保育所に入所する児童を公

② 市町村は、保育の需要に応ずるに足りる保育に係る施設又は家庭的保育事業等が不足し、又は不足するおそれがある場合その他必要と認められる場合には、保育に係る施設又は家庭的保育事業等の利用について調整を行うとともに、当該保育に係る施設の設置者又は家庭的保育事業等を行う者に対し、前項に規定する児童の利用の要請を行うものとする。

③ 市町村は、第二十五条の八第三号又は第二十六条第一項第四号の規定による報告又は通知を受けた児童その他の優先的に保育を行う必要があると認められる児童について、その保護者に対し、保育所若しくは総合こども園において保育を受けること又は家庭的保育事業等による保育を受けること（以下「保育の利用」という。）の申込みを勧奨し、及び保育を受けることができるよう支援しなければならない。

④ 市町村は、前項に規定する児童が、同項の規定による勧奨及び支援を行つても、なおやむを得ない事由により子ども・子育て支援法に規定するこども園給付費若しくは特例こども園給付費（同法第二十八条第一項第二号に係るものを除く。）又は同法に規定する地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費（同法第三十条第一項第二号に係るものを除く。）の支給に係る保育を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該児童を当該市町村の設置する保育所若しくは総合こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは総合こども園に入所を委託して、保育を行わなければならない。

⑤ 市町村は、第二項の規定による調整及び要請並びに第三項の規定による勧奨及び支援を適切に実施するとともに、地域の実情に応じたきめ細かな保育が積極的に提供され、児童が、その置かれている環境等

正な方法で選考することができる。

④ 市町村は、第二十五条の八第三号又は第二十六条第一項第四号の規定による報告又は通知を受けた児童について、必要があると認めるときは、その保護者に対し、保育所における保育を行うこと又は家庭的保育事業による保育を行うこと（以下「保育の実施」という。）の申込みを勧奨しなければならない。

に¹応じて、必要な保育を受けることができるよう、保育を行う事業その他の児童の福祉を増進することを目的とする事業を行う者の活動の連携及び調整を図る等地域の実情に応じた体制の整備を行うものとする。

第二十五条の八 都道府県の設置する福祉事務所の長は、第二十五条の規定による通告又は前条第二項第二号若しくは次条第一項第三号の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 第二十七条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。

二 児童又はその保護者をその福祉事務所の知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させること。

三 保育の利用等（助産の実施、母子保護の実施又は保育の利用若しくは第二十四条第四項の規定による措置をいう。以下同じ。）が適当であると認める者は、これをそれぞれその保育の利用等に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知すること。

四 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これを実施に係る都道府県知事に報告すること。

⑤ 市町村は、第一項に規定する児童の保護者の保育所の選択及び保育所の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、その区域内における保育所の設置者、設備及び運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

第二十五条の八 都道府県の設置する福祉事務所の長は、第二十五条の規定による通告又は前条第二項第二号若しくは次条第一項第三号の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 第二十七条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。

二 児童又はその保護者をその福祉事務所の知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させること。

三 助産の実施、母子保護の実施又は保育の実施（以下「保育の実施等」という。）が適当であると認める者は、これをそれぞれその保育の実施等に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知すること。

四 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これを実施に係る都道府県知事に報告すること。

五 第二十一条の六の規定による措置が適当であると認める者は、これをその措置に係る市町村の長に報告し、又は通知すること。

第二十六条 児童相談所長は、第二十五条の規定による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条第一号又は少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第六条の六第一項若しくは第十八条第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。

二 児童又はその保護者を児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター若しくは都道府県以外の障害者自立支援法第五条第十七項に規定する一般相談支援事業又は特定相談支援事業（次条第一項第二号及び第三十四条の七において「障害者等相談支援事業」という。）を行う者その他当該指導を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものに指導を委託すること。

三 第二十五条の七第一項第二号又は前条第二号の措置が適当であると認める者は、これを福祉事務所に送致すること。

四 保育の利用等が適当であると認める者は、これをそれぞれその保育の利用等に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知すること。

五 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

六 第二十一条の六の規定による措置が適当であると認める者は、こ

五 第二十一条の六の規定による措置が適当であると認める者は、これをその措置に係る市町村の長に報告し、又は通知すること。

第二十六条 児童相談所長は、第二十五条の規定による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条第一号又は少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第六条の六第一項若しくは第十八条第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。

二 児童又はその保護者を児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター若しくは都道府県以外の障害者自立支援法第五条第十七項に規定する一般相談支援事業又は特定相談支援事業（次条第一項第二号及び第三十四条の七において「障害者等相談支援事業」という。）を行う者その他当該指導を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものに指導を委託すること。

三 第二十五条の七第一項第二号又は前条第二号の措置が適当であると認める者は、これを福祉事務所に送致すること。

四 保育の実施等が適当であると認める者は、これをそれぞれその保育の実施等に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知すること。

五 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

六 第二十一条の六の規定による措置が適当であると認める者は、こ

れをその措置に係る市町村の長に報告し、又は通知すること。

七 子育て短期支援事業又は養育支援訪問事業の実施が適当であると認める者は、これをその事業の実施に係る市町村の長に通知すること。

② 前項第一号の規定による報告書には、児童の住所、氏名、年齢、履歴、性行、健康状態及び家庭環境、同号に規定する措置についての当該児童及びその保護者の意向その他児童の福祉増進に関し、参考となる事項を記載しなければならない。

第三十二条 (略)

② (略)

③ 市町村長は、第二十四条第二項の規定による調整及び要請、同条第三項の規定による勸奨及び支援並びに同条第四項の規定による措置に関する権限の全部又は一部を、その管理する福祉事務所の長又は当該市町村に置かれる教育委員会に委任することができる。

第三十三条の四 都道府県知事、市町村長、福祉事務所長又は児童相談所長は、次の各号に掲げる措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは児童自立生活援助の実施を解除する場合には、あらかじめ、当該各号に定める者に対し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは児童自立生活援助の実施の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該各号に定める者から当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは児童自立生活援助の実施の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

一 第二十一条の六、第二十四条第四項、第二十五条の七第一項第二

れをその措置に係る市町村の長に報告し、又は通知すること。

七 子育て短期支援事業又は養育支援訪問事業の実施が適当であると認める者は、これをその事業の実施に係る市町村の長に通知すること。

② 前項第一号の規定による報告書には、児童の住所、氏名、年齢、履歴、性行、健康状態及び家庭環境、同号に規定する措置についての当該児童及びその保護者の意向その他児童の福祉増進に関し、参考となる事項を記載しなければならない。

第三十二条 (略)

② (略)

③ 市町村長は、保育所における保育を行うことの権限及び第二十四条第一項ただし書に規定する保護の権限の全部又は一部を、その管理する福祉事務所の長又は当該市町村に置かれる教育委員会に委任することができる。

第三十三条の四 都道府県知事、市町村長、福祉事務所長又は児童相談所長は、次の各号に掲げる措置又は保育の実施等若しくは児童自立生活援助の実施を解除する場合には、あらかじめ、当該各号に定める者に対し、当該措置又は保育の実施等若しくは児童自立生活援助の実施の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該各号に定める者から当該措置又は保育の実施等若しくは児童自立生活援助の実施の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

一 第二十一条の六、第二十五条の七第一項第二号、第二十五条の八

号、第二十五条の八第二号、第二十六条第一項第二号及び第二十七条第一項第二号の措置 当該措置に係る児童の保護者

二 助産の実施 当該助産の実施に係る妊産婦

三 母子保護の実施 当該母子保護の実施に係る児童の保護者

四 第二十七条第一項第三号及び第二項の措置 当該措置に係る児童の親権を行う者又はその未成年後見人

五 児童自立生活援助の実施 児童自立生活援助の実施に係る義務教育終了児童等

第三十三条の五 第二十一条の六、第二十四条第四項、第二十五条の七第一項第二号、第二十五条の八第二号、第二十六条第一項第二号若しくは第二十七条第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項の措置を解除する処分又は助産の実施、母子保護の実施若しくは児童自立生活援助の実施の解除については、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

第三十四条の八 市町村は、放課後児童健全育成事業を行うことができる。

② 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、放課後児童健全育成事業を行うことができる。

③ 国、都道府県及び市町村以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

④ 国、都道府県及び市町村以外の者は、放課後児童健全育成事業を廃

第二号、第二十六条第一項第二号及び第二十七条第一項第二号の措置 当該措置に係る児童の保護者

二 助産の実施 当該助産の実施に係る妊産婦

三 母子保護の実施及び保育の実施 当該母子保護の実施又は保育の実施に係る児童の保護者

四 第二十七条第一項第三号及び第二項の措置 当該措置に係る児童の親権を行う者又はその未成年後見人

五 児童自立生活援助の実施 児童自立生活援助の実施に係る義務教育終了児童等

第三十三条の五 第二十一条の六、第二十五条の七第一項第二号、第二十五条の八第二号、第二十六条第一項第二号若しくは第二十七条第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項の措置を解除する処分又は保育の実施等若しくは児童自立生活援助の実施の解除については、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

第三十四条の八 市町村、社会福祉法人その他の者は、社会福祉法に定めるところにより、放課後児童健全育成事業を行うことができる。

(新設)

(新設)

(新設)

止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。

第三十四条の八の二 市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。

② 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

③ 放課後児童健全育成事業を行う者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

第三十四条の八の三 市町村長は、前条第一項の基準を維持するため、放課後児童健全育成事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

③ 市町村長は、放課後児童健全育成事業が前条第一項の基準に適合しないと認められるに至ったときは、その事業を行う者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

④ 市町村長は、放課後児童健全育成事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したと

(新設)

(新設)

き、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

第三十四条の十五 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、家庭的保育事業等を行うことができる。

② 国及び都道府県以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

③ 国及び都道府県以外の者は、家庭的保育事業等を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

第三十四条の十六 都道府県は、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

② 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 家庭的保育事業等に従事する者及びその員数

二 家庭的保育事業等の運営に関する事項であつて、児童の適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

③ 家庭的保育事業等を行う者は、第一項の基準を遵守しなければならない

第三十四条の十五 市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、家庭的保育事業を行うことができる。

② 市町村は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

③ 市町村は、家庭的保育事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

第三十四条の十六 家庭的保育事業を行う市町村は、その事業を実施するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

ない。

第三十四条の十七 都道府県知事は、前条第一項の基準を維持するため、家庭的保育事業等を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは家庭的保育事業等を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

③ 都道府県知事は、家庭的保育事業等が前条第一項の基準に適合しないと認められるに至つたときは、その事業を行う者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

④ 都道府県知事は、家庭的保育事業等を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

第三十四条の十八 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、病児保育事業を行うことができる。

② 国及び都道府県以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第三十四条の十七 都道府県知事は、前条の基準を維持するため、家庭的保育事業を行う市町村に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは家庭的保育事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

③ 都道府県知事は、家庭的保育事業が前条の基準に適合しないと認められるに至つたときは、その事業を行う市町村に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

④ 都道府県知事は、家庭的保育事業を行う市町村に対して、次に掲げる事由があるときは、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

- 一 その市町村が、この法律若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づいてする処分違反したとき。
- 二 家庭的保育者が、その事業に係る乳児又は幼児の処遇につき不当な行為をしたとき。

第三十四条の十八 家庭的保育事業を行う市町村は、家庭的保育事業による保育を行うことを希望する保護者の家庭的保育者の選択及び家庭的保育事業の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、その区域内における家庭的保育者、家庭的保育事業の運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

③ 国及び都道府県以外の者は、病児保育事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

第三十四条の十八の二 都道府県知事は、児童の福祉のために必要があるとき、病児保育事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

③ 都道府県知事は、病児保育事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

第三十四条の十八の三 国及び都道府県以外の者は、社会福祉法の定めるところにより、子育て援助活動支援事業を行うことができる。

② 子育て援助活動支援事業に従事する者は、その職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。

第三十五条 国は、政令の定めるところにより、児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設、保育所及び総合こども園を除く。）を設置するものとする。

② 都道府県は、政令の定めるところにより、児童福祉施設（総合こども園を除く。）を設置するものとする。

（新設）

（新設）

第三十五条 国は、政令の定めるところにより、児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設及び保育所を除く。）を設置するものとする。

② 都道府県は、政令の定めるところにより、児童福祉施設を設置するものとする。

も園を除く。以下この条、第四十五条、第四十六条、第四十九条、第五十条第九号、第五十一条第七号、第五十六条の二、第五十七条及び第五十八条において同じ。）を設置しなければならない。

③ 市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童福祉施設を設置することができる。

④ 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。

⑤ 児童福祉施設には、児童福祉施設の職員の養成施設を附置することができる。

⑥ 市町村は、児童福祉施設を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

⑦ 国、都道府県及び市町村以外の者は、児童福祉施設を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。

第三十九条 保育所は、保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものを日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設（利用定員が二十人以上であるものに限り、総合こども園を除く。）とする。

② 保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、保育を必要とする児童であつて満三歳以上のものを日々保護者の下から通わせて保育することができる。

なければならない。

③ 市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童福祉施設を設置することができる。

④ 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。

⑤ 児童福祉施設には、児童福祉施設の職員の養成施設を附置することができる。

⑥ 市町村は、児童福祉施設を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

⑦ 国、都道府県及び市町村以外の者は、児童福祉施設を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。

第三十九条 保育所は、日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設とする。

② 保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその他の児童を保育することができる。

第三十九条の二 総合こども園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の幼児に対する教育（教育基本法（平成十八年法律第二十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。）及び保育を必要とする乳児・幼児に対する保育を一体的に行い、これらの乳児又は幼児の健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設とする。

② 総合こども園に関しては、この法律に定めるもののほか、総合こども園法（平成二十四年法律第 号）の定めるところによる。

第四十五条（略）

② 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一・二（略）

三 児童福祉施設の運営に関する事項であつて、保育所における保育の内容その他児童（助産施設にあつては、妊産婦）の適切な処遇の確保及び秘密の保持、妊産婦の安全の確保並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

③・④（略）

第四十六条の二 児童福祉施設の長は、都道府県知事又は市町村長（第三十二条第三項に規定により第二十四条第四項の規定による措置に関する権限が当該市町村に置かれる教育委員会に委任されている場合に於ては、当該教育委員会）からこの法律の規定に基づく措置又は助産の実施若しくは母子保護の実施のための委託を受けたときは、正当

（新設）

第四十五条（略）

② 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一・二（略）

三 児童福祉施設の運営に関する事項であつて、児童（助産施設にあつては、妊産婦）の適切な処遇の確保及び秘密の保持、妊産婦の安全の確保並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

③・④（略）

第四十六条の二 児童福祉施設の長は、都道府県知事又は市町村長（第三十二条第三項の規定により保育所における保育を行うことの権限及び第二十四条第一項ただし書に規定する保護の権限が当該市町村に置かれる教育委員会に委任されている場合に於ては、当該教育委員会）からこの法律の規定に基づく措置又は助産の実施若しくは母子保護

な理由がない限り、これを拒んではならない。

② 保育に係る施設の設置者又は家庭的保育事業等を行う者は、第二十四條第二項の規定により行われる調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

第四十七條 (略)

②④ (略)

⑤ 第三項の規定による措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができる。この場合において、児童福祉施設の長、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親は、速やかに、そのとつた措置について、当該児童等に係る通所給付決定若しくは入所給付決定、第二十一条の六、第二十四条第四項若しくは第二十七条第一項第三号の措置、助産の実施若しくは母子保護の実施又は当該児童に係る子ども・子育て支援法第二十条第四項に規定する支給認定を行った都道府県又は市町村の長に報告しなければならない。

第四十九条 この法律で定めるもののほか、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業並びに児童福祉施設の職員その他児童福祉施設に関し必要な事項は、命令で定める。

の実施のための委託若しくは保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(新設)

第四十七條 (略)

②④ (略)

⑤ 第三項の規定による措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができる。この場合において、児童福祉施設の長、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親は、速やかに、そのとつた措置について、当該児童等に係る通所給付決定若しくは入所給付決定、第二十一条の六若しくは第二十七条第一項第三号の措置又は保育の実施等を行った都道府県又は市町村の長に報告しなければならない。

第四十九条 この法律で定めるもののほか、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業及び家庭的保育事業並びに児童福祉施設の職員その他児童福祉施設に関し必要な事項は、命令で定める。

第五十条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一 〇五 (略)

六 都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設において市町村が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用(助産の実施又は母子保護の実施につき第四十五条第一項の基準を維持するために要する費用をいう。次号及び次条第三号において同じ。)

六の二 (削る。)

六の二 (略)

六の三 (略)

七〇九 (略)

第五十一条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給に要する費用

二 第二十一条の六の措置に要する費用

三 市町村が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用(都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るものを除く。)

四 第二十四条第四項の措置(都道府県又は市町村の設置する保育所又は総合こども園に係るものに限る。)に要する費用

五 第二十四条第四項の措置(都道府県及び市町村以外の者の設置する保育所又は総合こども園に係るものに限る。)に要する費用

六 障害児相談支援給付費又は特例障害児相談支援給付費の支給に要

第五十条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一 〇五 (略)

六 都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設において市町村が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用(助産の実施又は母子保護の実施につき第四十五条第一項の基準を維持するために要する費用をいう。第六号の三及び次条第三号において同じ。)

六の二 都道府県の設置する保育所における保育を行うことに要する保育費用(保育所における保育を行うことにつき第四十五条第一項の基準を維持するために要する費用をいう。次条第四号及び第五号並びに第五十六条第三項において同じ。)

六の三 (略)

六の四 (略)

七〇九 (略)

第五十一条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給に要する費用

二 第二十一条の六の措置に要する費用

三 市町村が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用(都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るものを除く。)

四 市町村の設置する保育所における保育を行うことに要する保育費用

五 都道府県及び市町村以外の者の設置する保育所における保育を行うことに要する保育費用

六 障害児相談支援給付費又は特例障害児相談支援給付費の支給に要

する費用
(削る。)

七 市町村の設置する児童福祉施設の設備及び職員の養成施設に要する費用

八 市町村児童福祉審議会に要する費用

第五十二条 第二十四条第四項の規定による措置に係る児童が、子ども
・子育て支援法第二十七条第一項又は第二十八条第一項(第二号に係るものを除く。)の規定により子ども園給付費又は特例子ども園給付費の支給を受けることができる保護者の児童であるときは、市町村は、その限度において、前条第四号又は第五号の規定による費用の支弁をすることを要しない。

第五十三条 国庫は、第五十条(第一号から第三号まで、第五号の二及び第九号を除く。)及び第五十一条(第四号、第七号及び第八号を除く。)に規定する地方公共団体の支弁する費用に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一を負担する。

第五十六条

①② (略)

③ 第五十一条第四号又は第五号に規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

する費用

七 子育て短期支援事業の実施に要する費用

八 乳児家庭全戸訪問事業の実施に要する費用

九 養育支援訪問事業の実施に要する費用

十 家庭的保育事業の実施に要する費用

十一 市町村の設置する児童福祉施設の設備及び職員の養成施設に要する費用

十二 市町村児童福祉審議会に要する費用

第五十二条 削除

第五十三条 国庫は、第五十条(第一号から第三号まで、第五号の二、第六号の二及び第九号を除く。)及び第五十一条(第四号及び第七号から第十二号までを除く。)に規定する地方公共団体の支弁する費用に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一を負担する。

第五十六条

①② (略)

③ 第五十条第六号の二に規定する保育費用を支弁した都道府県又は第五十一条第四号若しくは第五号に規定する保育費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者が

④～⑩ (略)

⑪ 保育所又は総合子ども園の設置者が、次の各号に掲げる乳児又は幼児の保護者から、善良な管理者と同一の注意をもつて、当該各号に定める額のうち当該保護者が当該保育所又は総合子ども園に支払うべき金額に相当する金額の支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお当該保護者が当該金額の全部又は一部を支払わない場合において、当該保育所又は総合子ども園における保育に支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、市町村が第二十四条第一項の規定により当該保育所又は総合子ども園における保育を確保するため必要であると認めるときは、市町村は、当該設置者の請求に基づき、地方税の滞納処分等の例によりこれを処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

一 子ども・子育て支援法第二十七条第一項に規定する指定教育・保育を受けた乳児又は幼児 同条第三項第一号に掲げる額から同条第五項の規定により支払がなされた額を控除して得た額（当該支払がなされなかつたときは、同号に掲げる額）又は同法第二十八条第二項第一号の規定による特例子ども園給付費の額及び同号に規定する政令で定める額を限度として市町村が定める額（当該市町村が定める額が現に当該指定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定教育・保育に要した費用の額）の合計額

二 子ども・子育て支援法第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育を受けた幼児 同条第二項第二号の規定による特例子ども園給付費の額及び同号に規定する市町村が定める額（当該市町村が定

ら徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育所における保育を行うことに係る児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができる。

④～⑩ (略)
(新設)

める額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）の合計額から同条第四項において準用する同法第二十七条第五項の規定により支払がなされた額を控除して得た額（当該支払がなされなかつたときは、当該合計額）

三 子ども・子育て支援法第二十八条第一項第三号に規定する特別利用教育・保育を受けた幼児 同条第二項第三号の規定による特例子ども園給付費の額及び同号に規定する市町村が定める額（当該市町村が定める額が現に当該特別利用教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育・保育に要した費用の額）の合計額から同条第四項において準用する同法第二十七条第五項の規定により支払がなされた額を控除して得た額（当該支払がなされなかつたときは、当該合計額）

⑫ 家庭的保育事業等を行う者が、次の各号に掲げる乳児又は幼児の保護者から、善良な管理者と同一の注意をもつて、当該各号に定める額のうち当該保護者が当該家庭的保育事業等を行う者に支払うべき金額に相当する金額の支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお当該保護者が当該金額の全部又は一部を支払わない場合において、当該家庭的保育事業等による保育に支障が生じ、又は生ずるおそれがある、かつ、市町村が第二十四条第一項の規定により当該家庭的保育事業等による保育を確保するため必要であると認めるときは、市町村は、当該家庭的保育事業等を行う者の請求に基づき、地方税の滞納処分の場合によりこれを処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

一 子ども・子育て支援法第二十九条第一項に規定する指定地域型保育（同法第三十条第一項第二号に規定する特別利用地域型保育（次

（新設）

号において「特別利用地域型保育」という。）及び同項第三号に規定する特定利用地域型保育（第三号において「特定利用地域型保育」という。）を除く。）を受けた乳児又は幼児 同法第二十九条第三項第一号に掲げる額から同条第五項の規定により支払がなされた額を控除して得た額（当該支払がなされなかつたときは、同号に掲げる額）又は同法第三十条第二項第一号の規定による特例地域型保育給付費の額及び同号に規定する政令で定める額を限度として市町村が定める額（当該市町村が定める額が現に当該指定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域型保育に要した費用の額）の合計額

二 特別利用地域型保育を受けた幼児 子ども・子育て支援法第三十条第二項第二号の規定による特例地域型保育給付費の額及び同号に規定する市町村が定める額（当該市町村が定める額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）の合計額から同条第四項において準用する同法第二十九条第五項の規定により支払がなされた額を控除して得た額（当該支払がなされなかつたときは、当該合計額）

三 特定利用地域型保育を受けた幼児 子ども・子育て支援法第三十条第二項第三号の規定による特例地域型保育給付費の額及び同号に規定する市町村が定める額（当該市町村が定める額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）の合計額から同条第四項において準用する同法第二十九条第五項の規定により支払がなされた額を控除して得た額（当該支払がなされなかつたときは、当該合計額）

第五十六条の二 都道府県及び市町村は、次の各号に該当する場合にお

第五十六条の二 都道府県及び市町村は、次の各号に該当する場合にお

いては、第三十五条第四項の規定により、国、都道府県及び市町村以外の者が設置する児童福祉施設（保育所を除く。以下この条において同じ。）について、その新設（社会福祉法第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人が設置する児童福祉施設の新設に限る。

）、修理、改造、拡張又は整備（以下「新設等」という。）に要する費用の四分の三以内を補助することができる。ただし、一の児童福祉施設について都道府県及び市町村が補助する金額の合計額は、当該児童福祉施設の新設等に要する費用の四分の三を超えてはならない。

一 その児童福祉施設が、社会福祉法第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人、日本赤十字社又は公益社団法人若しくは公益財団法人の設置するものであること。

二 その児童福祉施設が主として利用される地域において、この法律の規定に基づく障害児入所給付費の支給、入所させる措置又は助産の実施若しくは母子保護の実施を必要とする児童、その保護者又は妊産婦の分布状況からみて、同種の児童福祉施設が必要とされるにかかわらず、その地域に、国、都道府県又は市町村の設置する同種の児童福祉施設がないか、又はあつてもこれが十分でないこと。

②、③（略）

第五十六条の四の二 市町村は、保育を必要とする乳児・幼児に対し、必要な保育を確保するために必要があると認めるときは、当該市町村における保育所及び総合こども園（次項第一号及び第二号並びに次条第二項において「保育所等」という。）の整備に関する計画（以下「市町村整備計画」という。）を作成することができる。

② 市町村整備計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

いては、第三十五条第四項の規定により、国、都道府県及び市町村以外の者が設置する児童福祉施設について、その新設（社会福祉法第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人が設置する児童福祉施設の新設に限る。）、修理、改造、拡張又は整備（以下「新設等」という。）に要する費用の四分の三以内を補助することができる。ただし、一の児童福祉施設について都道府県及び市町村が補助する金額の合計額は、当該児童福祉施設の新設等に要する費用の四分の三を超えてはならない。

一 その児童福祉施設が、社会福祉法第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人、日本赤十字社又は公益社団法人若しくは公益財団法人の設置するものであること。

二 その児童福祉施設が主として利用される地域において、この法律の規定に基づく障害児入所給付費の支給、入所させる措置又は保育の実施等を必要とする児童、その保護者又は妊産婦の分布状況からみて、同種の児童福祉施設が必要とされるにかかわらず、その地域に、国、都道府県又は市町村の設置する同種の児童福祉施設がないか、又はあつてもこれが十分でないこと。

②、③（略）

（新設）

一 保育提供区域（市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域をいう。以下同じ。）ごとの当該保育提供区域における保育所等の整備に関する目標及び計画期間

二 前号の目標を達成するために必要な保育所等を整備する事業に関する事項

三 その他厚生労働省令で定める事項

③ 市町村整備計画は、子ども・子育て支援法第六十二条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画と調和が保たれたものでなければならぬ。

④ 市町村は、市町村整備計画を作成し、又はこれを変更したときは、次条第一項の規定により当該市町村整備計画を厚生労働大臣に提出する場合を除き、遅滞なく、都道府県にその写しを送付しなければならない。

第五十六条の四の三 市町村は、次項の交付金を充てて市町村整備計画に基づく事業又は事務（同項において「事業等」という。）の実施をしようとするときは、当該市町村整備計画を、当該市町村の属する都道府県の知事を経由して、厚生労働大臣に提出しなければならない。

② 国は、市町村に対し、前項の規定により提出された市町村整備計画に基づく事業等（国、都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所等に係るものに限る。）の実施に要する経費に充てるため、保育所等の整備の状況その他の事項を勘案して厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

③ 前二項に定めるもののほか、前項の交付金の交付に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（新設）

第五十六条の六 地方公共団体は、児童の福祉を増進するため、障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費、特例障害児相談支援給付費、介護給付費等、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給、第二十一条の六、第二十四条第四項又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定による措置及び保育の利用等並びにその他の福祉の保障が適切に行われるように、相互に連絡及び調整を図らなければならない。

② (略)

第五十六条の七 市町村は、必要に応じ、公有財産（地方自治法第二百三十八条第一項に規定する公有財産をいう。次項において同じ。）の貸付けその他の必要な措置を積極的に講ずることにより、社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用した保育所及び総合こども園の設置又は運営を促進し、保育の利用に係る供給を効率的かつ計画的に増大させるものとする。

② 市町村は、必要に応じ、公有財産の貸付けその他の必要な措置を積極的に講ずることにより、社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用した放課後児童健全育成事業の実施を促進し、放課後児童健全育成事業に係る供給を効率的かつ計画的に増大させるものとする。

③ 国及び都道府県は、前二項の市町村の措置に関し、必要な支援を行うものとする。

(削る。)

第五十六条の六 地方公共団体は、児童の福祉を増進するため、障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費、特例障害児相談支援給付費、介護給付費等、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給、第二十一条の六又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定による措置及び保育の実施等並びにその他の福祉の保障が適切に行われるように、相互に連絡及び調整を図らなければならない。

② (略)

第五十六条の七 保育の実施への需要が増大している市町村は、公有財産（地方自治法第二百三十八条第一項に規定する公有財産をいう。）の貸付けその他の必要な措置を積極的に講ずることにより、社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用した保育所の設置又は運営を促進し、保育の実施に係る供給を効率的かつ計画的に増大させるものとする。

② 国及び都道府県は、前項の市町村の措置に関し、必要な支援を行うものとする。

第五十六条の八 保育の実施への需要が増大している市町村（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この条において「特定

市町村」という。)は、保育の実施の事業及び主務省令で定める子育て支援事業その他児童の保育に関する事業であつて特定市町村が必要と認めるものの供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。

② 特定市町村は、前項の計画(以下「市町村保育計画」という。)を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

③ 特定市町村は、市町村保育計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県知事に提出しなければならぬ。

④ 特定市町村は、おおむね一年に一回、市町村保育計画に定められた事業の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

⑤ 特定市町村は、市町村保育計画の作成及び市町村保育計画に定められた事業の実施に関して特に必要があると認めるときは、保育所の設置者、家庭的保育者、子育て支援事業を行う者その他の関係者に対し調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

第五十六条の九 保育の実施への需要が増大している都道府県(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この条において「特定都道府県」という。)は、市町村保育計画の達成その他の市町村における保育の実施の事業及び主務省令で定める子育て支援事業その他児童の保育に関する事業であつて特定都道府県が必要と認めるものの供給体制の確保に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、当該供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。

② 特定都道府県は、前項の計画(以下「都道府県保育計画」という。)を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(削る。)

③ 特定都道府県は、都道府県保育計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、厚生労働大臣に提出しなければならない。

④ 厚生労働大臣は、前項の規定による都道府県保育計画の提出があったときは、遅滞なく、これを第一項の主務省令で定める子育て支援事業を所管する他の大臣に通知しなければならない。

⑤ 特定都道府県は、おおむね一年に一回、都道府県保育計画に定められた事業の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

⑥ 特定都道府県は、都道府県保育計画の作成及び都道府県保育計画に定められた事業の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村長、保育所の設置者、家庭的保育者、子育て支援事業を行う者その他の関係者に対し調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

第五十六条の十 都道府県は、市町村に対し、市町村保育計画の作成上の技術的事項について必要な助言その他の援助をするように努めなければならない。

② 主務大臣は、都道府県に対し、都道府県保育計画の作成の手法その他都道府県保育計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助をするように努めなければならない。

第五十六条の十一 国及び地方公共団体は、市町村保育計画又は都道府県保育計画の達成に資する事業を行う者に対し、当該事業の円滑な実施のために必要な援助をするように努めなければならない。

第五十九条 都道府県知事は、児童の福祉のため必要があると認めると

(削る。)

(削る。)

第五十九条 都道府県知事は、児童の福祉のため必要があると認めると

きは、第三十六条から第四十四条まで（第三十九条の二を除く。）に規定する業務又は第三十九条の二第一項に規定する保育を必要とする乳児・幼児に対する保育を行う業務を目的とする施設であつて第三十五条第三項の届出若しくは総合こども園法第十一条の届出をしていないもの又は第三十五条第四項の認可若しくは同法第十二条第一項の認可を受けていないもの（前条の規定により児童福祉施設の認可を取り消されたもの又は同法第十六条第一項の規定により総合こども園の認可を取り消されたものを含む。）については、その施設の設置者若しくは管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、その事務所若しくは施設に立ち入り、その施設の設備若しくは運営について必要な調査若しくは質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならない。

②～⑦ (略)

第五十九条の二 第三十九条第一項に規定する業務又は第三十九条の二第一項に規定する保育を必要とする乳児・幼児に対する保育を行う業務を目的とする施設（少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）であつて第三十五条第四項の認可又は総合こども園法第十二条第一項の認可を受けていないもの（第五十八条の規定により児童福祉施設の認可を取り消されたもの又は同法第十六条第一項の規定により総合こども園の認可を取り消されたものを含む。）については、その施設の設置者は、その事業の開始の日（第五十八条の規定により児童福祉施設の認可を取り消された施設又は同法第十六条第一項の規定により総合こども園の認可を取り消された施設にあつては、当該認可の取消しの日）から一月以内に、次に掲

きは、第三十六条から第四十四条までの各条に規定する業務を目的とする施設であつて第三十五条第三項の届出をしていないもの又は同法第四項の認可を受けていないもの（前条の規定により児童福祉施設の認可を取り消されたものを含む。）については、その施設の設置者若しくは管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、その事務所若しくは施設に立ち入り、その施設の設備若しくは運営について必要な調査若しくは質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならない。

②～⑦ (略)

第五十九条の二 第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設（少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）であつて第三十五条第四項の認可を受けていないもの（第五十八条の規定により児童福祉施設の認可を取り消されたものを含む。）については、その施設の設置者は、その事業の開始の日（同条の規定により児童福祉施設の認可を取り消された施設にあつては、当該認可の取消しの日）から一月以内に、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 施設の名称及び所在地
- 二 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 三 建物その他の設備の規模及び構造
- 四 事業を開始した年月日
- 五 施設の管理者の氏名及び住所
- 六 その他厚生労働省令で定める事項

②、③ (略)

一 施設の名称及び所在地

二 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地

三 建物その他の設備の規模及び構造

四 事業を開始した年月日

五 施設の管理者の氏名及び住所

六 その他厚生労働省令で定める事項

②、③ (略)

改 正 案	現 行
<p>（国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならない事務でない事務に要する経費）</p> <p>第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に係る事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。</p> <p>一〜十三 （略）</p> <p>十四 児童一時保護所、未熟児、身体障害児及び骨間接結核その他の結核にかかつている児童の保護、児童福祉施設（地方公共団体の設置する保育所及び総合こども園を除く。）並びに里親に要する経費</p> <p>十五〜三十 （略）</p> <p>三十一 子どものための教育・保育給付に要する経費（地方公共団体の設置することも園に係るものを除く。）</p>	<p>（国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならない事務に要する経費）</p> <p>第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に係る事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。</p> <p>一〜十三 （略）</p> <p>十四 児童一時保護所、未熟児、身体障害児及び骨間接結核その他の結核にかかつている児童の保護、児童福祉施設（地方公共団体の設置する保育所を除く。）並びに里親に要する経費</p> <p>十五〜三十 （略）</p> <p>（新設）</p>

改正案	現行
<p>第三条 旅館業を經營しようとする者は、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。第四項を除き、以下同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が、当該施設において下宿営業を經營しようとする場合は、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の許可の申請に係る施設の設置場所が、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合において、その設置によつて当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるときも、前項と同様とする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除くものとし、次項において「第一学校」という。）及び総合こども園法（平成二十四年法律第 号）第二条第一項に規定する総合こども園（以下この条において「総合こども園」という。）</p> <p>二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（総合こども園を除くものとし、以下単に「児童福祉施設」という。）</p> <p>三 (略)</p> <p>4 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又</p>	<p>第三条 旅館業を經營しようとする者は、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が、当該施設において下宿営業を經營しようとする場合は、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の許可の申請に係る施設の設置場所が、次に各号に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合において、その設置によつて当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるときも、前項と同様とする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除くものとし、以下単に「学校」という。）</p> <p>二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（以下単に「児童福祉施設」という。）</p> <p>三 (略)</p> <p>4 都道府県知事は、前項各号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね百メ</p>

は区長）は、前項各号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内の施設につき第一項の許可を与える場合には、あらかじめ、その施設の設置によつて前項各号に掲げる施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて、学校（第一条学校及び総合こども園をいう。以下この項において同じ。）については、当該学校が大学附置の国立学校（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下この項において同じ。）が設置する学校をいう。）であるときは当該大学の学長、高等専門学校であるときは当該高等専門学校の校長、高等専門学校以外の公立学校であるときは当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（総合こども園であるときは、地方公共団体の長）、高等専門学校及び総合こども園以外の私立学校であるときは学校教育法に定めるその所管庁、国及び地方公共団体以外の者が設置する総合こども園であるときは都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。））においては、当該指定都市又は中核市の長）の意見を、児童福祉施設については、児童福祉法第四十六条に規定する行政庁の意見を、前項第三号の規定により都道府県の条例で定める施設については、当該条例で定める者の意見を求めなければならない。

5・6 (略)

ートルの区域内の施設につき第一項の許可を与える場合には、あらかじめ、その施設の設置によつて前項各号に掲げる施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて、学校については、当該学校が大学附置の国立学校（学校教育法第二条第二項に規定する国立学校をいう。）であるときは当該大学の学長、高等専門学校であるときは当該高等専門学校の校長、高等専門学校以外の公立学校であるときは当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会、高等専門学校以外の私立学校であるときは学校教育法に定めるその所管庁の意見を、児童福祉施設については、児童福祉法第四十六条に規定する行政庁の意見を、前項第三号の規定により都道府県の条例で定める施設については、当該条例で定める者の意見を求めなければならない。

5・6 (略)

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「教育公務員」とは、地方公務員のうち、学校 〔学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及 び総合こども園法（平成二十四年法律第 号）第二条第一項に規定 する総合こども園（以下「総合こども園」という。）をいう。以下同じ 〕であつて地方公共団体が設置するもの（以下「公立学校」という。 〕の学長、校長（園長を含む。以下同じ。）、教員及び部局長並びに教 育委員会の教育長及び専門的教育職員をいう。</p> <p>2 この法律において「教員」とは、公立学校の教授、准教授、助教、副 校長（副園長を含む。以下同じ。）、教頭、主幹教諭（総合こども園の 主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。以下同じ。）、指導教諭、教諭 、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育 教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法 （昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する 短時間勤務の職を占める者に限る。第二十三条第二項を除き、以下同じ ）。をいう。</p> <p>3 5 (略)</p> <p>(採用及び昇任の方法)</p> <p>第十一条 公立学校の校長の採用並びに教員の採用及び昇任は、選考によ るものとし、その選考は、大学附置の学校にあつては当該大学の学長、 大学附置の学校以外の公立学校（総合こども園を除く。）にあつてはそ の校長及び教員の任命権者である教育委員会の教育長、大学附置の学校</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律で「教育公務員」とは、地方公務員のうち、学校教育法 （昭和二十二年法律第二十六号）第一条に定める学校であつて同法第二 条に定める公立学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号 〕第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置する大学及び高等専 門学校を除く。以下同じ。）の学長、校長（園長を含む。以下同じ。） 、教員及び部局長並びに教育委員会の教育長及び専門的教育職員をいう 。</p> <p>2 この法律で「教員」とは、前項の学校の教授、准教授、助教、副校長 （副園長を含む。以下同じ。）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助 教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師（常時勤務の者及び地 方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項 に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。第二十三条第二項を除き 、以下同じ。）をいう。</p> <p>3 5 (略)</p> <p>(採用及び昇任の方法)</p> <p>第十一条 公立学校の校長の採用並びに教員の採用及び昇任は、選考によ るものとし、その選考は、大学附置の学校にあつては当該大学の学長、 大学附置の学校以外の公立学校にあつてはその校長及び教員の任命権者 である教育委員会の教育長が行う。</p>

以外の公立学校（総合こども園に限る。）にあつてはその校長及び教員の任命権者である地方公共団体の長が行う。

（条件附任用）

第十二条 公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園及び総合こども園（以下「小学校等」という。）の教諭、助教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師（以下「教諭等」という。）に係る地方公務員法第二十二条第一項に規定する採用については、同項中「六月」とあるのは「一年」として同項の規定を適用する。

2 (略)

（校長及び教員の給与）

第十三条 (略)

2 前項に規定する給与のうち地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条第二項の規定により支給することができる義務教育等教員特別手当は、これらの者のうち次に掲げるものを対象とするものとし、その内容は、条例で定める。

一 (略)

二 前号に規定する校長及び教員との権衡上必要があると認められる公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部若しくは幼稚部、幼稚園又は総合こども園に勤務する校長及び教員

（初任者研修）

第二十三条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等（政令で指定する者を除く。）に対して、その採用の日から一年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修（以下「初任者研修」という。）を実施しなければならない。

2 任命権者は、初任者研修を受ける者（次項において「初任者」という

（条件附任用）

第十二条 公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園（以下「小学校等」という。）の教諭、助教諭及び講師（以下「教諭等」という。）に係る地方公務員法第二十二条第一項に規定する採用については、同項中「六月」とあるのは「一年」として同項の規定を適用する。

2 (略)

（校長及び教員の給与）

第十三条 (略)

2 前項に規定する給与のうち地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条第二項の規定により支給することができる義務教育等教員特別手当は、これらの者のうち次に掲げるものを対象とするものとし、その内容は、条例で定める。

一 (略)

二 前号に規定する校長及び教員との権衡上必要があると認められる公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部若しくは幼稚部又は幼稚園に勤務する校長及び教員

（初任者研修）

第二十三条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等（政令で指定する者を除く。）に対して、その採用の日から一年間の教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修（以下「初任者研修」という。）を実施しなければならない。

2 任命権者は、初任者研修を受ける者（次項において「初任者」という

。の所属する学校の副校長、教頭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師のうちから、指導教員を命じるものとする。

3 指導教員は、初任者に対して教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項について指導及び助言を行うものとする。

（指導改善研修）

第二十五条の二（略）

2～4（略）

5 任命権者は、第一項及び前項の認定に当たつては、教育委員会規則（総合こども園にあつては、地方公共団体の規則。次項において同じ。）で定めるところにより、教育学、医学、心理学その他の児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び当該任命権者の属する都道府県又は市町村の区域内に居住する保護者（親権を行う者及び未成年後見人という。）である者の意見を聴かなければならない。

6・7（略）

（大学院修学休業の許可及びその要件等）

第二十六条 公立の小学校等の主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師（以下「主幹教諭等」という。）で次の各号のいずれにも該当するものは、任命権者の許可を受けて、三年を超えない範囲内で年を単位として定める期間、大学（短期大学を除く。）の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程（次項及び第二十八条第二項において「大学院の課程等」という。）に在学してその課程を履修するための休業（以下「大学院修学休業」という。）をすることができる。

一 主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除

。の所属する学校の副校長、教頭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭又は講師のうちから、指導教員を命じるものとする。

3 指導教員は、初任者に対して教諭の職務の遂行に必要な事項について指導及び助言を行うものとする。

（指導改善研修）

第二十五条の二（略）

2～4（略）

5 任命権者は、第一項及び前項の認定に当たつては、教育委員会規則で定めるところにより、教育学、医学、心理学その他の児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び当該任命権者の属する都道府県又は市町村の区域内に居住する保護者（親権を行う者及び未成年後見人という。）である者の意見を聴かなければならない。

6・7（略）

（大学院修学休業の許可及びその要件等）

第二十六条 公立の小学校等の主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師（以下「主幹教諭等」という。）で次の各号のいずれにも該当するものは、任命権者の許可を受けて、三年を超えない範囲内で年を単位として定める期間、大学（短期大学を除く。）の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程（次項及び第二十八条第二項において「大学院の課程等」という。）に在学してその課程を履修するための休業（以下「大学院修学休業」という。）をすることができる。

一 主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除

く。) 指導教諭、教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師にあつては教育職員免許法 (昭和二十四年法律第四百十七号) に規定する教諭の専修免許状、養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭にあつては同法に規定する養護教諭の専修免許状、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭又は栄養教諭にあつては同法に規定する栄養教諭の専修免許状の取得を目的としていること。

2 (略) 二 (略)

附則

(幼稚園等の教諭等に対する初任者研修等の特例)

第四条 幼稚園、特別支援学校の幼稚部及び総合こども園 (以下この条において「幼稚園等」という。) の教諭等の任命権者については、当分の間、第二十三条第一項の規定は、適用しない。この場合において、幼稚園等の教諭等の任命権者 (地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市 (以下「指定都市」という。)) 以外の市町村の設置する幼稚園及び特別支援学校の幼稚部の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の教育委員会、当該市町村の設置する総合こども園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の知事) は、採用した日から起算して一年に満たない幼稚園等の教諭等 (政令で指定する者を除く。) に対して、幼稚園等の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施しなければならない。

2 市 (指定都市を除く。) 町村の教育委員会及び長は、その所管に属する幼稚園等の教諭等に対して都道府県の教育委員会及び知事が行う前項後段の研修に協力しなければならない。

3 (略)

(幼稚園及び総合こども園の教諭等に対する十年経験者研修の特例)

く。)、指導教諭、教諭又は講師にあつては教育職員免許法 (昭和二十四年法律第四百十七号) に規定する教諭の専修免許状、養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭にあつては同法に規定する養護教諭の専修免許状、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭又は栄養教諭にあつては同法に規定する栄養教諭の専修免許状の取得を目的としていること。

2 (略) 二 (略)

附則

(幼稚園等の教諭等に対する初任者研修等の特例)

第四条 幼稚園及び特別支援学校の幼稚部 (以下この条において「幼稚園等」という。) の教諭等の任命権者については、当分の間、第二十三条第一項の規定は、適用しない。この場合において、幼稚園等の任命権者 (地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市 (以下「指定都市」という。)) 以外の市町村の設置する幼稚園等の教諭等については、当該市町村を包括する都道府県の教育委員会) は、採用した日から起算して一年に満たない幼稚園等の教諭等 (政令で指定する者を除く。) に対して、幼稚園等の教諭の職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施しなければならない。

2 市 (指定都市を除く。) 町村の教育委員会は、その所管に属する幼稚園等の教諭等に対して都道府県の教育委員会が行う前項後段の研修に協力しなければならない。

3 (略)

(幼稚園の教諭等に対する十年経験者研修の特例)

第五条 指定都市以外の市町村の設置する幼稚園及び総合こども園の教諭等に対する十年経験者研修は、当分の間、第二十四条第一項の規定にかかわらず、幼稚園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の教育委員会が、総合こども園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の知事が実施しなければならない。

2 指定都市以外の市町村の教育委員会及び長は、その所管に属する幼稚園及び総合こども園の教諭等に対して都道府県の教育委員会及び知事が行う十年経験者研修に協力しなければならない。

（指定都市以外の市町村の教育委員会及び長に係る指導改善研修の特例）

第六条 指定都市以外の市町村の教育委員会及び長については、当分の間、第二十五条の二及び第二十五条の三の規定は、適用しない。この場合において、当該教育委員会及び長は、その所管に属する小学校等の教諭等（その任命権が当該教育委員会及び長に属する者に限る。）のうち、児童等に対する指導が不適切であると認める教諭等（政令で定める者を除く。）に対して、指導改善研修に準ずる研修その他必要な措置を講じなければならない。

第五条 指定都市以外の市町村の設置する幼稚園の教諭等に対する十年経験者研修は、当分の間、第二十四条第一項の規定にかかわらず、当該市町村を包括する都道府県の教育委員会が実施しなければならない。

2 指定都市以外の市町村の教育委員会は、その所管に属する幼稚園の教諭等に対して都道府県の教育委員会が行う十年経験者研修に協力しなければならない。

（指定都市以外の市町村の教育委員会に係る指導改善研修の特例）

第六条 指定都市以外の市町村の教育委員会については、当分の間、第二十五条の二及び第二十五条の三の規定は、適用しない。この場合において、当該教育委員会は、その所管に属する小学校等の教諭等（その任命権が当該教育委員会に属する者に限る。）のうち、児童等に対する指導が不適切であると認める教諭等（政令で定める者を除く。）に対して、指導改善研修に準ずる研修その他必要な措置を講じなければならない。

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「教育職員」とは、<u>学校</u>（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（第三項において「第一条学校」という。）並びに総合こども園法（平成二十四年法律第 号）第二条第一項に規定する総合こども園（以下「総合こども園」という。）をいう。以下同じ。）の主幹教諭（総合こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。以下同じ。）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助教諭及び講師（以下「教員」という。）をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この法律において「所轄庁」とは、<u>大学附置の国立学校</u>（<u>国立大学</u>（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下この項において同じ。）が設置する学校をいう。以下同じ。）又は<u>公立学校</u>（<u>地方公共団体</u>が設置する学校をいう。以下同じ。）の教員にあつてはその大学の学長、<u>大学附置の学校</u>以外の公立学校（第一条学校に限る。）の教員にあつてはその学校を所管する教育委員会、<u>大学附置の学校</u>以外の公立学校（総合こども園に限る。）の教員にあつてはその学校を所管する地方公共団体の長、<u>私立学校</u>（<u>国及び地方公共団体</u>以外の者が設置する学校をいう。以下同じ。）の教員にあつては都道府県知事（<u>地方自治法</u>（昭和二十二年法律第六十七号）第二百</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律で「教育職員」とは、<u>学校</u>（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に定める幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）の主幹教諭、指導教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師（以下「教員」という。）をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この法律で「所轄庁」とは、<u>大学附置の国立学校</u>（<u>学校教育法</u>第二条第二項に規定する国立学校をいう。以下同じ。）又は<u>公立学校</u>の教員にあつてはその大学の学長、<u>大学附置の学校</u>以外の公立学校の教員にあつてはその学校を所管する教育委員会、<u>私立学校</u>の教員にあつては都道府県知事をいう。</p>

五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「指定都市等」という。）の区域内の総合こども園の教員にあつては、当該指定都市等の長をいう。

4・5 (略)

(免許)

第三条 (略)

2・4 (略)

5 総合こども園の教員の免許については、第一項の規定にかかわらず、総合こども園法の定めるところによる。

(種類)

第四条 免許状は、普通免許状、特別免許状及び臨時免許状とする。

2 普通免許状は、学校（中等教育学校及び総合こども園を除く。）の種類ごとの教諭の免許状、養護教諭の免許状及び栄養教諭の免許状とし、それぞれ専修免許状、一種免許状及び二種免許状（高等学校教諭の免許状にあつては、専修免許状及び一種免許状）に区分する。

3 特別免許状は、学校（幼稚園、中等教育学校及び総合こども園を除く。）の種類ごとの教諭の免許状とする。

4 臨時免許状は、学校（中等教育学校及び総合こども園を除く。）の種類ごとの助教諭の免許状及び養護助教諭の免許状とする。

5・6 (略)

(証明書の発行)

第七条 (略)

2 国立学校又は公立学校の教員にあつては所轄庁、私立学校の教員にあ

4・5 (略)

(免許)

第三条 (略)

2・4 (略)

5 (新設)

(種類)

第四条 免許状は、普通免許状、特別免許状及び臨時免許状とする。

2 普通免許状は、学校（中等教育学校を除く。）の種類ごとの教諭の免許状、養護教諭の免許状及び栄養教諭の免許状とし、それぞれ専修免許状、一種免許状及び二種免許状（高等学校教諭の免許状にあつては、専修免許状及び一種免許状）に区分する。

3 特別免許状は、学校（幼稚園及び中等教育学校を除く。）の種類ごとの教諭の免許状とする。

4 臨時免許状は、学校（中等教育学校を除く。）の種類ごとの助教諭の免許状及び養護助教諭の免許状とする。

5・6 (略)

(証明書の発行)

第七条 (略)

2 国立学校又は公立学校の教員にあつては所轄庁、私立学校の教員にあ

つてはその私立学校を設置する学校法人等（学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。））、社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）又は適合設置法人（総合子ども園法第七条第一項に規定する適合設置法人をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の理事長（適合設置法人にあつては、その適合設置法人を代表する権限を有する者。附則第十四項及び別表第三備考第二号において同じ。）は、教育職員検定を受けようとする者から請求があつたときは、その者の人物、実務及び身体に関する証明書を発行しなければならない。

3 所轄庁が前項の規定による証明書を発行する場合において、所轄庁が大学の学長で、その証明書の発行を請求した者が大学附置の国立学校又は公立学校の教員であるときは、当該所轄庁は、その学校の校長（幼稚園及び総合子ども園の園長を含む。）の意見を聞かなければならない。

4・5 (略)

(報告)

第十四条の二 学校法人等は、その設置する私立学校の教員について、第五条第一項第三号、第四号若しくは第七号に該当すると認めるとき、又は当該教員を解雇した場合において、当該解雇の事由が第十一条第一項若しくは第二項第一号に定める事由に該当すると思料するときは、速やかにその旨を所轄庁に報告しなければならない。

第二十二条 第三条の規定に違反して、相当の免許状を有しない者を教育職員（総合子ども園の教員を除く。次項において同じ。）に任命し、又は雇用した場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に

つてはその私立学校を設置する学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）の理事長は、教育職員検定を受けようとする者から請求があつたときは、その者の人物、実務及び身体に関する証明書を発行しなければならない。

3 所轄庁が前項の規定による証明書を発行する場合において、所轄庁が大学の学長で、その証明書の発行を請求した者が大学附置の国立学校又は公立学校の教員であるときは、当該所轄庁は、その学校の校長（幼稚園の園長を含む。）の意見を聞かなければならない。

4・5 (略)

(報告)

第十四条の二 学校法人は、その設置する私立学校の教員について、第五条第一項第三号、第四号若しくは第七号に該当すると認めるとき、又は当該教員を解雇した場合において、当該解雇の事由が第十一条第一項若しくは第二項第一号に定める事由に該当すると思料するときは、速やかにその旨を所轄庁に報告しなければならない。

第二十二条 第三条の規定に違反して、相当の免許状を有しない者を教育職員に任命し、又は雇用した場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

処する。

2 (略)

附則

14 第七条第二項及び別表第三備考第二号の私立学校を設置する学校法人等の理事長には、当分の間、学校法人等以外の者の設置する私立の幼稚園の設置者（法人にあつては、その法人を代表する権限を有する者）及び総合こども園法附則第四条の規定により総合こども園を設置する者を含むものとし、第十四条の二の学校法人等には、当分の間、学校法人等以外の者の設置する私立の幼稚園の設置者及び同法附則第四条の規定により総合こども園を設置する者を含むものとする。

15 養護教諭の免許状を有する者（三年以上養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭として勤務したことがある者に限る。）で養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭として勤務しているものは、当分の間、第三条の規定にかかわらず、その勤務する学校（幼稚園及び総合こども園を除く。）において、保健の教科の領域に係る事項（小学校又は特別支援学校の小学部にあつては、体育の教科の領域の一部に係る事項で文部科学省令で定めるもの）の教授を担任する教諭又は講師となることができる。

19 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一項に規定する保育士の登録をしている者であつて学士の学位又は短期大学の学位その他の文部科学省令で定める基礎資格を有するものに対して教育職員検定により幼稚園の教諭の一種免許状又は二種免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、総合こども園法の施行の日から起算して五年を経過するまでの間は、第六条第二項の規定にかかわらず

2 (略)

附則

14 第七条第二項、附則第五項の表備考第一号及び別表第三備考第二号の私立学校を設置する学校法人の理事長には、当分の間、学校法人以外の者の設置する私立の幼稚園の設置者（法人にあつては、その法人を代表する権限を有する者）を含むものとする。

15 養護教諭の免許状を有する者（三年以上養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭として勤務したことがある者に限る。）で養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭として勤務しているものは、当分の間、第三条の規定にかかわらず、その勤務する学校（幼稚園を除く。）において、保健の教科の領域に係る事項（小学校又は特別支援学校の小学部にあつては、体育の教科の領域の一部に係る事項で文部科学省令で定めるもの）の教授を担任する教諭又は講師となることができる。

(新設)

、当該基礎資格を取得した後文部科学省令で定める職員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数及び当該基礎資格を取得した後大学その他の文部科学省令で定める機関において修得することを必要とする最低単位数として文部科学省令で定めるものとする。この場合において、同条第四項及び第九条第四項の規定の適用については、第六条第四項中「得た日」とあるのは「得た日又は附則第十九項の文部科学省令で定める最低在職年数を満たし、かつ、同項の文部科学省令で定める最低単位数を修得した日」と、第九条第四項中「得た日」とあるのは「得た日若しくは附則第十九項の文部科学省令で定める最低在職年数を満たし、かつ、同項の文部科学省令で定める最低単位数を修得した日」とする。

別表第三 (第六条関係)

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格	有することを必要とする第一欄に掲げる教員(当該学校の助教諭を含む。第三欄において同じ。)の免許状の種類	第二欄に定める各免許状を取得した後、第一欄に掲げる教員又は当該学校の主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭若しくは講師(こ	第二欄に定める各免許状を取得した後、大学において修得することを必要とする最低単位数

別表第三 (第六条関係)

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格	有することを必要とする第一欄に掲げる教員(当該学校の助教諭を含む。第三欄において同じ。)の免許状の種類	第二欄に定める各免許状を取得した後、第一欄に掲げる教員又は当該学校の主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭若しくは講師(こ	第二欄に定める各免許状を取得した後、大学において修得することを必要とする最低単位数

論 幼稚園教 諭	専修	受けよ うとする 免許状の種類
	免許状	
	一種免許状	
	三	れらに相当する中等教育学校の前期課程又は後期課程及び特別支援学校の各部の教員を含み、幼稚園教諭の専修免許状、一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする場合に あつては、総合こども園の主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師を含む。)として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数
	一五	

論 幼稚園教 諭	専修	受けよ うとする 免許状の種類
	免許状	
	一種免許状	
	三	れらに相当する中等教育学校の前期課程又は後期課程及び特別支援学校の各部の教員を含む。)として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数
	一五	

	一種 免許 状	二種 免許 状	一種 免許 状	二種 免許 状
		臨時免許状		
		六		五
		四五		四五

備考

一 (略)

二 第三欄の学校の教員についての同欄の実務証明責任者は、国立学校又は公立学校の教員にあつては所轄庁と、私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人等の理事長とする(別表第五の第二欄並びに別表第六、別表第六の二、別表第七及び別表第八の第三欄の場合においても同様とする)。

三〇七 (略)

八 二種免許状を有する者で教育職員に任命され、又は雇用された日から起算して十二年を経過したもの(幼稚園及び総合こども園の教員を除く。)の免許管理者は、当該十二年を経過した日(第十号において「経過日」という。)から起算して三年の間において、当該者の意見を聴いて、一種免許状を取得するのに必要とする単位を修得することができる大学の課程、文部科学大臣の認定する講習、大学の公開講座若しくは通信教育又は文部科学大臣が大学に委嘱して行う試験(次号及び第十号において「大学の課程等」という。)の指定を行う。

九・十 (略)

	一種 免許 状	二種 免許 状	一種 免許 状	二種 免許 状
		臨時免許状		
		六		五
		四五		四五

備考

一 (略)

二 第三欄の学校の教員についての同欄の実務証明責任者は、国立学校又は公立学校の教員にあつては所轄庁と、私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人の理事長とする(別表第五の第二欄並びに別表第六、別表第六の二、別表第七及び別表第八の第三欄の場合においても同様とする)。

三〇七 (略)

八 二種免許状を有する者で教育職員に任命され、又は雇用された日から起算して十二年を経過したもの(幼稚園の教員を除く。)の免許管理者は、当該十二年を経過した日(第十号において「経過日」という。)から起算して三年の間において、当該者の意見を聴いて、一種免許状を取得するのに必要とする単位を修得することができる大学の課程、文部科学大臣の認定する講習、大学の公開講座若しくは通信教育又は文部科学大臣が大学に委嘱して行う試験(次号及び第十号において「大学の課程等」という。)の指定を行う。

九・十 (略)

別表第七 (第六条関係)

特別支 援学校	専修 免許	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一種免許状		所要資格 有することを必要とする特別支援学校の教員(二種免許状の授与を受けようとする場合にあっては、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教員)の免許状の種類	第二欄に定める各免許状を取得した後、特別支援学校後、大学において免許状を取得した	第二欄に定める各免許状を取得した	第二欄に定める各免許状を取得した
三		受ける うとする 免許状の種類	第二欄に定める各免許状を取得した後、特別支援学校後、大学において免許状を取得した	第二欄に定める各免許状を取得した	第二欄に定める各免許状を取得した
一五		受ける うとする 免許状の種類	第二欄に定める各免許状を取得した後、特別支援学校後、大学において免許状を取得した	第二欄に定める各免許状を取得した	第二欄に定める各免許状を取得した

別表第七 (第六条関係)

特別支 援学校	専修 免許	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一種免許状		所要資格 有することを必要とする特別支援学校の教員(二種免許状の授与を受けようとする場合にあっては、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教員)の免許状の種類	第二欄に定める各免許状を取得した後、特別支援学校後、大学において免許状を取得した	第二欄に定める各免許状を取得した	第二欄に定める各免許状を取得した
三		受ける うとする 免許状の種類	第二欄に定める各免許状を取得した後、特別支援学校後、大学において免許状を取得した	第二欄に定める各免許状を取得した	第二欄に定める各免許状を取得した
一五		受ける うとする 免許状の種類	第二欄に定める各免許状を取得した後、特別支援学校後、大学において免許状を取得した	第二欄に定める各免許状を取得した	第二欄に定める各免許状を取得した

教諭			
状	一種 免許 状	二種 免許 状	状
	二種免許状	幼稚園、小学校、 中学校又は高等学 校の教諭の普通免 許状	
	三	三	
	六	六	

別表第八 (第六条関係)

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格	有することを必要とする学校の免許状	第二欄に定める各免許状を取得した後、当該学校における主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭、教諭又は講師(これらに相当する	第二欄に定める免許状を取得した後、大学において修得することを要する単位数

教諭			
状	一種 免許 状	二種 免許 状	状
	二種免許状	幼稚園、小学校、 中学校又は高等学 校の教諭の普通免 許状	
	三	三	
	六	六	

別表第八 (第六条関係)

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格	有することを必要とする学校の免許状	第二欄に定める各免許状を取得した後、当該学校における主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭、教諭又は講師(これらに相当する	第二欄に定める免許状を取得した後、大学において修得することを要する単位数

小学校教諭第	受けよ うとする 免許状の種類
幼稚園教諭普通免	
三	中等教育学校の前期課程又は後期課程及び特別支援学校の各部の主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭又は講師を含み、小学校教諭の二種免許状の授与を受けようとする場合にあつては、総合こども園の主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師を含む。）として良好な勤務成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数
一三	
小学校教諭第	受けよ うとする 免許状の種類
幼稚園教諭普通免	
三	中等教育学校の前期課程又は後期課程及び特別支援学校の各部の主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭又は講師を含む。）として良好な勤務成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数
一三	

二種免許状	
許状	中学校教諭普通免許状
三	
一二	
二種免許状	
許状	中学校教諭普通免許状
三	
一二	

改正案	現行
<p>（社会教育の定義）</p> <p>第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は総合子ども園法（平成二十四年法律第<u>号</u>）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。</p> <p>（適用範囲）</p> <p>第四十三条 社会教育のためにする国立学校（学校教育法第一条に規定する学校（以下この条において「第一条学校」という。）及び総合子ども園法第二条第一項に規定する総合子ども園（以下「総合子ども園」という。）であつて国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人（次条第二項において「国立大学法人」という。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。）が設置するものをいう。以下同じ。）又は公立学校（第一条学校及び総合子ども園であつて地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（次条第二項及び第四十八条第一項において「公立大学法人」という。）を含む。）が設置するものをいう。以下同じ。）の施設の利用に關しては、この章の定めるところによる。</p>	<p>（社会教育の定義）</p> <p>第二条 この法律で「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。</p> <p>（適用範囲）</p> <p>第四十三条 社会教育のためにする国立学校（学校教育法第二条第二項に規定する国立学校をいう。以下同じ。）又は公立学校（同項に規定する公立学校をいう。以下同じ。）の施設の利用に關しては、この章の定めるところによる。</p>

(学校施設の利用)

第四十四条 (略)

2 前項において「学校の管理機関」とは、国立学校にあつては設置者である国立大学法人の学長又は独立行政法人国立高等専門学校機構の理事長、公立学校のうち、大学にあつては設置者である地方公共団体の長又は公立大学法人の理事長、高等専門学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会又は公立大学法人の理事長、総合こども園にあつては設置者である地方公共団体の長、大学、高等専門学校及び総合こども園以外の学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会をいう。

(社会教育の講座)

第四十八条 文部科学大臣は国立学校に対し、地方公共団体の長は当該地方公共団体が設置する大学若しくは総合こども園又は当該地方公共団体が設立する公立大学法人が設置する大学若しくは高等専門学校に対し、地方公共団体に設置されている教育委員会は当該地方公共団体が設置する大学及び総合こども園以外の公立学校に対し、その教育組織及び学校の施設の状態に応じ、文化講座、専門講座、夏期講座、社会学級講座等学校施設の利用による社会教育のための講座の開設を求めることができる。

254 (略)

(学校施設の利用)

第四十四条 (略)

2 前項において「学校の管理機関」とは、国立学校にあつては設置者である国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。)の学長又は独立行政法人国立高等専門学校機構の理事長、公立学校のうち、大学にあつては設置者である地方公共団体の長又は公立大学法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この項及び第四十八条第一項において同じ。)の理事長、高等専門学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会又は公立大学法人の理事長、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会をいう。

(社会教育の講座)

第四十八条 文部科学大臣は国立学校に対し、地方公共団体の長は当該地方公共団体が設置する大学又は当該地方公共団体が設立する公立大学法人が設置する大学若しくは高等専門学校に対し、地方公共団体に設置されている教育委員会は当該地方公共団体が設置する大学以外の公立学校に対し、その教育組織及び学校の施設の状態に応じ、文化講座、専門講座、夏期講座、社会学級講座等学校施設の利用による社会教育のための講座の開設を求めることができる。

254 (略)

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び総合こども園法（平成二十四年法律第 号）第二条第一項に規定する総合こども園（以下「総合こども園」という。）をいう。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(所轄庁)</p> <p>第四条 この法律中「所轄庁」とあるのは、第一号、第三号及び第五号に掲げるものにあつては文部科学大臣とし、第二号及び第四号に掲げるものにあつては都道府県知事（第二号に掲げるものうち地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「指定都市等」という。）の区域内の総合こども園にあつては、当該指定都市等の長）とする。</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>(学校教育法の特例)</p> <p>第五条 私立学校（総合こども園を除く。第八条第一項において同じ。）には、学校教育法第十四条の規定は、適用しない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(所轄庁)</p> <p>第四条 この法律中「所轄庁」とあるのは、第一号、第三号及び第五号に掲げるものにあつては文部科学大臣とし、第二号及び第四号に掲げるものにあつては都道府県知事とする。</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>(学校教育法の特例)</p> <p>第五条 私立学校には、学校教育法第十四条の規定は、適用しない。</p>

附則

12 第四条第二号、第六条、第九条第二項及び第五十九条の規定中私立学校には、当分の間、学校教育法附則第六条の規定により学校法人以外の者によつて設置された私立の学校（以下「学校法人立以外の私立の学校」という。）並びに総合こども園法の施行の日の前日において同条の規定により私立の幼稚園を設置していた者であつて当該幼稚園を廃止して総合こども園（当該幼稚園の所在した区域と同一の区域内にあることその他の文部科学省令で定める要件に該当するものに限る。）を設置する者（社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）を除く。）によつて設置された当該総合こども園（以下「学校法人立等以外の総合こども園」という。）及び社会福祉法人によつて設置された総合こども園を含むものとし、第五条及び第八条第一項の規定中私立学校には、当分の間、学校法人立以外の私立の学校を含むものとし、第五十九条の規定中学校法人には、当分の間、学校法人立以外の私立の学校を設置する者並びに学校法人立等以外の総合こども園を設置する者及び総合こども園を設置する社会福祉法人を含むものとする。

附則

12 第四条第二号、第五条、第六条、第八条第一項、第九条第二項及び第五十九条の規定中私立学校には、当分の間、学校教育法附則第六条の規定により学校法人以外の者によつて設置された私立の学校（以下「学校法人立以外の私立の学校」という。）を含むものとし、第五十九条の規定中学校法人には、当分の間、学校法人立以外の私立の学校を設置する者を含むものとする。

○ 学校施設の確保に関する政令（昭和二十四年政令第三十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この政令において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び総合こども園法（平成二十四年法律第 号）第二条第一項に規定する総合こども園（第三項において「総合こども園」という。）で、公立のものをいう。</p> <p>2 この政令において「学校施設」とは、学校の建物その他の工作物及び土地（学校のために賃借権、使用貸借による権利その他当該工作物又は土地を使用する権利が設定されているものを含む。）をいう。</p> <p>3 この政令において「管理者」とは、公立の大学及び総合こども園にあつては設置者である地方公共団体の長、大学及び総合こども園以外の公立学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この政令において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校で、公立のものをいう。</p> <p>2 この政令において「学校施設」とは、学校の建物その他の工作物及び土地（学校のために賃借権、使用貸借による権利その他当該工作物又は土地を使用する権利が設定されているものを含む。）をいう。</p> <p>3 この政令において「管理者」とは、公立の大学にあつては設置者である地方公共団体の長、大学以外の公立学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会をいう。</p>

改正案	現行
<p>（教育者の地位利用の選挙運動の禁止）</p> <p>第百三十七条 教育者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する学校及び総合こども園法（平成二十四年法律第 号）に規定する総合こども園の長及び教員をいう。）は、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることができない。</p> <p>（連呼行為の禁止）</p> <p>第百四十条の二 何人も、選挙運動のため、連呼行為をすることができない。ただし、演説会場及び街頭演説（演説を含む。）の場所においてする場合並びに午前八時から午後八時までの間に限り、次条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上においてする場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項ただし書の規定により選挙運動のための連呼行為をする者は、学校（学校教育法第一条に規定する学校及び総合こども園法第二条第一項に規定する総合こども園をいう。以下同じ。）及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければならない。</p>	<p>（教育者の地位利用の選挙運動の禁止）</p> <p>第百三十七条 教育者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する学校の長及び教員をいう。）は、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることができない。</p> <p>（連呼行為の禁止）</p> <p>第百四十条の二 何人も、選挙運動のため、連呼行為をすることができない。ただし、演説会場及び街頭演説（演説を含む。）の場所においてする場合並びに午前八時から午後八時までの間に限り、次条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上においてする場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項ただし書の規定により選挙運動のための連呼行為をする者は、学校（学校教育法第一条に規定する学校をいう。以下同じ。）及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければならない。</p>

		改正案		現行	
	(る)	(ぬ) (い)	(略)	(略)	(略)
	工業地域内に建築してはならない建築物	工業地域内に建築してはならない建築物	工業地域内に建築してはならない建築物	工業地域内に建築してはならない建築物	工業地域内に建築してはならない建築物
	一 (ぬ)項第三号に掲げるもの	一 (ぬ)項第三号に掲げるもの	一 (ぬ)項第三号に掲げるもの	一 (ぬ)項第三号に掲げるもの	一 (ぬ)項第三号に掲げるもの
	ニ ホテル又は旅館	ニ ホテル又は旅館	ニ ホテル又は旅館	ニ ホテル又は旅館	ニ ホテル又は旅館
	三 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	三 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	三 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	三 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	三 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
	四 劇場、映画館、演芸場又は観覧場	四 劇場、映画館、演芸場又は観覧場	四 劇場、映画館、演芸場又は観覧場	四 劇場、映画館、演芸場又は観覧場	四 劇場、映画館、演芸場又は観覧場
	五 学校（総合こども園を除く。）	五 学校	五 学校	五 学校	五 学校
	六 病院	六 病院	六 病院	六 病院	六 病院
	七 店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの	七 店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの	七 店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの	七 店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの	七 店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの
	(る)	(ぬ) (い)	(略)	(略)	(略)
	工業地域内に建築してはならない建築物	工業地域内に建築してはならない建築物	工業地域内に建築してはならない建築物	工業地域内に建築してはならない建築物	工業地域内に建築してはならない建築物
	一 (ぬ)項第三号に掲げるもの	一 (ぬ)項第三号に掲げるもの	一 (ぬ)項第三号に掲げるもの	一 (ぬ)項第三号に掲げるもの	一 (ぬ)項第三号に掲げるもの
	ニ ホテル又は旅館	ニ ホテル又は旅館	ニ ホテル又は旅館	ニ ホテル又は旅館	ニ ホテル又は旅館
	三 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	三 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	三 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	三 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	三 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
	四 劇場、映画館、演芸場又は観覧場	四 劇場、映画館、演芸場又は観覧場	四 劇場、映画館、演芸場又は観覧場	四 劇場、映画館、演芸場又は観覧場	四 劇場、映画館、演芸場又は観覧場
	五 学校	五 学校	五 学校	五 学校	五 学校
	六 病院	六 病院	六 病院	六 病院	六 病院
	七 店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの	七 店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの	七 店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの	七 店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの	七 店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの

別表第二 用途地域等内の建築物の制限（第二十七条、第四十八条、第六十八条の三関係）

別表第二 用途地域等内の建築物の制限（第二十七条、第四十八条、第六十八条の三関係）

(わ)・(を)

(略)

(略)

(わ)・(を)

(略)

(略)

改 正 案	現 行
<p>（特例） 第五十七条 職員のうち、公立学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び総合こども園法（平成二十四年法律第 号）第二条第一項に規定する総合こども園であつて地方公共団体の設置するものをいう。）の教職員（学校教育法第七条（総合こども園法第二十条において準用する場合を含む。）に規定する校長及び教員並びに学校教育法第二十七条第二項（同法第八十二条において準用する場合を含む。）、第三十七条第一項（同法第四十九条及び第八十二条において準用する場合を含む。）、第六十条第一項（同法第八十二条において準用する場合を含む。）、第六十九条第一項、第九十二条第一項及び第二百二十条第一項並びに総合こども園法第九条第二項に規定する事務職員をいう。）、単純な労務に雇用される者その他その職務と責任の特殊性に基づいてこの法律に対する特例を必要とするものについては、別に法律で定める。ただし、その特例は、第一条の精神に反するものであつてはならない。</p>	<p>（特例） 第五十七条 職員のうち、公立学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する公立学校をいう。）の教職員（同法に規定する校長、教員及び事務職員をいう。）、単純な労務に雇用される者その他その職務と責任の特殊性に基づいてこの法律に対する特例を必要とするものについては、別に法律で定める。但し、その特例は、第一条の精神に反するものであつてはならない。</p>

改 正 案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業</p> <p>二の二 <u>総合こども園法（平成二十四年法律第 号）に規定する総合こども園を経営する事業</u></p> <p>三十三 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業又は小規模住居型児童養育事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に<u>応ずる事業</u></p> <p>(新設)</p> <p>三十三 (略)</p> <p>4 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>(無償貸付) 第二条 (略)</p> <p>2 普通財産は、次の各号に掲げる場合には、当該各号の地方公共団体、社会福祉法人、学校法人又は更生保護法人に対し、政令で定めるところにより、無償で貸し付けることができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 地方公共団体において、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設のうち、政令で定めるものに供するとき、又は社会福祉法人において、次に掲げるいづれかの用に主として供する施設の用に供するとき。</p> <p>イ 児童福祉法の規定に基づき都道府県又は市町村の委託を受けて行う当該委託に係る措置（総合こども園法（平成二十四年法律第<u>号</u>）第二条第一項に規定する総合こども園（以下「総合こども園」という。）が委託を受けて行うものを除く。）の用</p> <p>ロ、ハ (略)</p> <p>(削る)</p> <p>ニ (略)</p> <p>ホ 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第<u>号</u>）の規定によるこども園給付費又は特例こども園給付費の支給に係る同法に規定する小学校就学前子どもに対する保育（児童福祉法第三十</p>	<p>(無償貸付) 第二条 (略)</p> <p>2 普通財産は、次の各号に掲げる場合には、当該各号の地方公共団体、社会福祉法人又は更生保護法人に対し、政令で定めるところにより、無償で貸し付けることができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 地方公共団体において、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設のうち、政令で定めるものに供するとき、又は社会福祉法人において、次に掲げるいづれかの用に主として供する施設の用に供するとき。</p> <p>イ 児童福祉法の規定に基づき都道府県又は市町村の委託を受けて行う当該委託に係る措置の用</p> <p>ロ、ハ (略)</p> <p>ニ 児童福祉法の規定に基づき市町村の委託を受けて行う当該委託に係る保育の実施の用</p> <p>ホ (略)</p>

<p>2 (略)</p>	<p>五条第四項の認可を得た児童福祉施設において実施するものに限る。)の用</p> <p>三・四 (略)</p> <p>五 地方公共団体、社会福祉法人又は私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人(以下「学校法人」という。)において、総合こども園の施設の用に供するとき。</p> <p>六・七 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(減額譲渡又は貸付)</p> <p>第三条 普通財産は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号の地方公共団体又は法人に対し、時価からその五割以内を減額した対価で譲渡し、又は貸し付けることができる。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>四 学校法人、社会福祉法人、更生保護法人又は日本赤十字社において学校施設、社会福祉事業施設、更生保護事業施設又は日本赤十字社の業務の用に供する施設の用に供するとき。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>三・四 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>五・六 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(減額譲渡又は貸付)</p> <p>第三条 普通財産は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号の地方公共団体又は法人に対し、時価からその五割以内を減額した対価で譲渡し、又は貸し付けることができる。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>四 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人(以下「学校法人」という。)、社会福祉法人、更生保護法人又は日本赤十字社において学校施設、社会福祉事業施設、更生保護事業施設又は日本赤十字社の業務の用に供する施設の用に供するとき。</p>

改正案	現行
<p>附則 （学校法人とみなされるもの）</p> <p>10 私立の幼稚園を設置する者及び総合こども園法（平成二十四年法律第 号）の施行の日の前日において私立の幼稚園を設置していた者であつて当該幼稚園を廃止して総合こども園（同法第二条第一項に規定する総合こども園をいい、当該幼稚園の所在した区域と同一の区域内にあることその他の文部科学省令で定める要件に該当するものに限る。）を設置する者は、学校法人でない場合においても、当分の間、この法律の適用については、学校法人とみなす。</p>	<p>附則 （学校法人とみなされるもの）</p> <p>10 私立の幼稚園を設置する者は、学校法人でない場合においても、当分の間、この法律の適用については、学校法人とみなす。</p>

改 正 案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「学校」とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び総合こども園をいう。</p> <p>2 この法律において「教職員」とは、校長(園長を含む。以下同じ。)、副校長(副園長を含む。)、教頭、主幹教諭(総合こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。)、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助教諭、養護助教諭、助保育教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第七条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいう。以下同じ。)、及び事務職員をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「学校」とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。</p> <p>2 この法律において「教職員」とは、校長(園長を含む。以下同じ。)、副校長(副園長を含む。)、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第七条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいう。以下同じ。)、及び事務職員をいう。</p>

改正案	現行
<p>（指導主事その他の職員） 第十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 指導主事は、上司の命を受け、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び総合こども園法（平成二十四年法律第 号）第二条第一項に規定する総合こども園（以下「総合こども園」という。）をいう。以下同じ。）における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。</p> <p>4～9（略）</p> <p>（教育委員会の職務権限） 第二十三条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。</p> <p>一（略）</p> <p>二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。</p> <p>三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。</p> <p>四（略）</p> <p>五 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導</p>	<p>（指導主事その他の職員） 第十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 指導主事は、上司の命を受け、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。以下同じ。）における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。</p> <p>4～9（略）</p> <p>（教育委員会の職務権限） 第二十三条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。</p> <p>一（略）</p> <p>二 学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。</p> <p>三 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。</p> <p>四（略）</p> <p>五 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に</p>

、生徒指導及び職業指導に関すること。

六〇九 (略)

十 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。

一一〇九 (略)

(長の職務権限)

第二十四条 地方公共団体の長は、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

一 (略)

二 総合子ども園に関すること。

三 (略)

四 (略)

五 (略)

六 (略)

(事務の委任等)

第二十六条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

一〇五 (略)

六 第二十七条の二及び第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

3 (略)

(総合子ども園に関する意見聴取)

関すること。

六〇九 (略)

十 学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。

一一〇九 (略)

(長の職務権限)

第二十四条 地方公共団体の長は、次の各号に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

一 (略)

(新設)

二 (略)

三 (略)

四 (略)

五 (略)

(事務の委任等)

第二十六条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

一〇五 (略)

六 第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

3 (略)

(新設)

第二十七条の二 地方公共団体の長は、当該地方公共団体が設置する総合こども園に関する事務のうち、総合こども園における教育課程に関する基本的事項の策定その他の当該地方公共団体の教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものの実施に当たっては、当該教育委員会の意見を聴かなければならない。

2 地方公共団体の長は、前項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(総合こども園に関する意見の陳述)

第二十七条の三 教育委員会は、当該地方公共団体が設置する総合こども園に関する事務の管理及び執行について、その職務に関して必要と認めるときは、当該地方公共団体の長に対し、意見を述べることができ

(総合こども園に関する資料の提供等)

第二十七条の四 教育委員会は、前二条の規定による権限を行うため必要があるときは、当該地方公共団体の長に対し、必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。

(総合こども園に関する事務に係る教育委員会の助言又は援助)

第二十七条の五 地方公共団体の長は、第二十四条第二号に掲げる総合こども園に関する事務を管理し、及び執行するに当たり、必要と認めるときは、当該地方公共団体の教育委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができる。

(新設)

(新設)

(新設)

(私立学校に関する事務に係る都道府県委員会の助言又は援助)

第二十七条の六 都道府県知事は、第二十四条第三号に掲げる私立学校に関する事務を管理し、及び執行するに当たり、必要と認めるときは、当該都道府県委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができる。

(教育機関の所管)

第三十二条 学校その他の教育機関のうち、大学及び総合子ども園は地方公共団体の長が、その他のものは教育委員会が所管する。ただし、第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が管理し、及び執行することとされた事務のみに係る教育機関は、地方公共団体の長が所管する。

(総合子ども園に係る事務の処理に関する指導、助言及び援助等)

第五十四条の二 地方公共団体の長が管理し、及び執行する当該地方公共団体が設置する総合子ども園に関する事務に係る第四十八条から第五十条の二まで、第五十三条及び前条第二項の規定の適用については、これらの規定(第四十八条第四項を除く。)中「都道府県委員会」とあるのは「都道府県知事」と、第四十八条第四項中「都道府県委員会」とあるのは「都道府県知事に」と、第四十九条及び第五十条中「市町村委員会」とあるのは「市町村長」と、「当該教育委員会」とあるのは「当該地方公共団体の長」と、第五十条の二中「長及び議会」とあるのは「議会」と、第五十三条第一項中「第四十八条第一項及び第五十一条」とあるのは「第四十八条第一項」と、「地方公共団体

(都道府県知事に対する都道府県委員会の助言又は援助)

第二十七条の二 都道府県知事は、第二十四条第二号に掲げる私立学校に関する事務を管理し、及び執行するに当たり、必要と認めるときは、当該都道府県委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができる。

(教育機関の所管)

第三十二条 学校その他の教育機関のうち、大学は地方公共団体の長が、その他のものは教育委員会が所管する。ただし、第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が管理し、及び執行することとされた事務のみに係る教育機関は、地方公共団体の長が所管する。

(新設)

の長又は教育委員会」とあるのは「地方公共団体の長」と、同条第二項中「市町村長又は市町村委員会」とあるのは「市町村長」と、前条第二項中「地方公共団体の長又は教育委員会」とあるのは「地方公共団体の長」と、「市町村長又は市町村委員会」とあるのは「市町村長」とする。

(職務権限の特例に係る事務の処理に関する指導、助言及び援助等)
第五十四条の三 第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより都道府県知事が管理し、及び執行する事務に係る第四十八条、第五十三条及び第五十四条第二項の規定の適用については、これらの規定(第四十八条第四項を除く。)中「都道府県委員会」とあるのは「都道府県知事」と、第四十八条第四項中「都道府県委員会」とあるのは「都道府県知事に」と、第五十三条第一項中「第四十八条第一項及び第五十一条」とあるのは「第四十八条第一項」とする。

(事務の区分)

第六十三条 都道府県が第四十八条第一項(第五十四条の二及び第五十四条の三の規定により読み替えて適用第六十三条中する場合を含む。)の規定により処理することとされている事務(市町村が処理する事務が地方自治法第二条第八項に規定する自治事務又は同条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務である場合においては、第四十八条第三項(第五十四条の二及び第五十四条の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する文部科学大臣の指示を受けて行うものに限る。)、第五十三条第二項(第五十四条の二及び第五十四条の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により処理することとされている事務、第六十条第五項の規定により処理する

(職務権限の特例に係る事務の処理に関する指導、助言及び援助等)
第五十四条の二 第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより都道府県知事が管理し、及び執行する事務に係る第四十八条、第五十三条及び前条第二項の規定の適用については、これらの規定(第四十八条第四項を除く。)中「都道府県委員会」とあるのは「都道府県知事」と、第四十八条第四項中「都道府県委員会」とあるのは「都道府県知事に」と、第五十三条第一項中「第四十八条第一項及び第五十一条」とあるのは「第四十八条第一項」とする。

(事務の区分)

第六十三条 都道府県が第四十八条第一項(第五十四条の二の規定により読み替えて適用第六十三条中する場合を含む。)の規定により処理することとされている事務(市町村が処理する事務が地方自治法第二条第八項に規定する自治事務又は同条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務である場合においては、第四十八条第三項(第五十四条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する文部科学大臣の指示を受けて行うものに限る。)、第五十三条第二項(第五十四条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により処理することとされている事務、第六十条第五項の規定により処理することとされている事務(都道府県委員会の意見を聴くことに

こととされている事務（都道府県委員会の意見を聴くことに係るものに限る。）並びに第五十五条第九項（同条第十項により読み替えて適用する場合並びに第六十条第七項において準用する場合及び同条第九項において読み替えて準用する場合を含む。）において準用する同法第二百五十二条の十七の三第二項及び第三項並びに第二百五十二条の十七の四第一項の規定により処理することとされている事務は、同法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

係るものに限る。）並びに第五十五条第九項（同条第十項により読み替えて適用する場合並びに第六十条第七項において準用する場合及び同条第九項において読み替えて準用する場合を含む。）において準用する同法第二百五十二条の十七の三第二項及び第三項並びに第二百五十二条の十七の四第一項の規定により処理することとされている事務は、同法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

○ 公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和三十二年法律第百十七号）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
<p>公立の学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び総合こども園法（平成二十四年法律第 号）第二条第一項に規定する総合こども園をいい、大学を除く。以下同じ。）の事務職員が結核性疾患のため長期の休養を要する場合に該当して休職にされたときは、当該休職の期間及び当該休職の期間中の給与については、他の法令の規定にかかわらず、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十四条の規定を準用する。</p>	<p>公立の学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、大学を除く。以下同じ。）の事務職員が結核性疾患のため長期の休養を要する場合に該当して休職にされたときは、当該休職の期間及び当該休職の期間中の給与については、他の法令の規定にかかわらず、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十四条の規定を準用する。</p>

○ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十一年法律第四百十三号）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
<p>（補償義務）</p> <p>第二条 地方公共団体は、その設置する学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び総合子ども園法（平成二十四年法律第 号）第二条第一項に規定する総合子ども園（第五条第二項及び第十一条において「総合子ども園」という。）をいう。）の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）に対し、この法律の定めるところにより、補償を行わなければならない。</p> <p>（審査）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>2 前項の請求があつたときは、当該地方公共団体の人事委員会又は公平委員会は、直ちにこれを審査して裁定を行い、これを本人及び当該地方公共団体の教育委員会（総合子ども園の学校医等に係る裁定にあつては、当該地方公共団体の長）に通知しなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>（無料証明）</p> <p>第十一条 教育委員会（総合子ども園の学校医等に係る補償にあつては、地方公共団体の長）又はこの法律による補償を受けようとする者は</p>	<p>（補償義務）</p> <p>第二条 地方公共団体は、その設置する学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。）の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）に対し、この法律の定めるところにより、補償を行わなければならない。</p> <p>（審査）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>2 前項の請求があつたときは、当該地方公共団体の人事委員会又は公平委員会は、直ちにこれを審査して裁定を行い、これを本人及び当該地方公共団体の教育委員会に通知しなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>（無料証明）</p> <p>第十一条 教育委員会又はこの法律による補償を受けようとする者は、学校医等の戸籍に関して、戸籍事務をつかさどる者又はその代理者に</p>

、学校医等の戸籍に関して、戸籍事務をつかさどる者又はその代理者
に対して無料で証明を請求することができる。

対して無料で証明を請求することができる。

改 正 案	現 行
<p>（目が見えない者、幼児、高齢者等の保護） 第十四条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 児童又は幼児が小学校、幼稚園、総合こども園その他の教育又は保育のための施設に通うため道路を通行している場合において、誘導、合図その他適当な措置をとることが必要と認められる場所については、警察官等その他その場所に居合わせた者は、これらの措置をとることにより、児童又は幼児が安全に道路を通行することができるように努めなければならない。</p> <p>5（略）</p>	<p>（目が見えない者、幼児、高齢者等の保護） 第十四条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 児童又は幼児が小学校又は幼稚園に通うため道路を通行している場合において、誘導、合図その他適当な措置をとることが必要と認められる場所については、警察官等その他その場所に居合わせた者は、これらの措置をとることにより、児童又は幼児が安全に道路を通行することができるようにつとめなければならない。</p> <p>5（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「社会福祉施設」とは、次に掲げる施設をいう。</p> <p>一 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十一条第二項の規定による認可を受けた救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設</p> <p>二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十五条第四項の規定による認可を受けた乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設</p> <p>二の二 総合こども園法（平成二十四年法律第 号）第十二条第一項の規定による認可を受けた総合こども園</p> <p>三 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第十五条第四項の規定による認可を受けた養護老人ホーム</p> <p>四 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十二条第一項の規定による届出がなされた障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）に規定する障害者支援施設</p> <p>五 削除</p> <p>六 その他前各号に準ずる施設で政令で定めるもの</p> <p>2 13 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「社会福祉施設」とは、次に掲げる施設をいう。</p> <p>一 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十一条第二項の規定による認可を受けた救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設</p> <p>二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十五条第四項の規定による認可を受けた乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設</p> <p>三 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第十五条第四項の規定による認可を受けた養護老人ホーム</p> <p>四 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十二条第一項の規定による届出がなされた障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）に規定する障害者支援施設</p> <p>五 削除</p> <p>六 その他前各号に準ずる施設で政令で定めるもの</p> <p>2 13 (略)</p>

○ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特別の財政援助及びその対象となる事業）</p> <p>第三条（略）</p> <p>一～六（略）</p> <p>六の二 総合子ども園法（平成二十四年法律第 号）第六条又は附則第四条の規定により設置された総合子ども園（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）が設置したものを除く。）の災害復旧事業</p> <p>六の三（略）</p> <p>七～十一（略）</p> <p>十一の二 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）第二十七条第一項の規定により指定された私立の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園（第十七条第一項において「指定私立幼稚園」という。）の災害復旧事業</p> <p>十二～十四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（特別財政援助額等）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 激甚災害に係る前条第一項第五号から第六号の三まで及び第九号に掲げる事業のうち地方公共団体以外の者が設置した施設に係る事業並びに</p>	<p>（特別の財政援助及びその対象となる事業）</p> <p>第三条（略）</p> <p>一～六（略）</p> <p>（新設）</p> <p>六の二（略）</p> <p>七～十一（略）</p> <p>（新設）</p> <p>十二～十四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（特別財政援助額等）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 激甚災害に係る前条第一項第五号から第六号の二まで及び第九号に掲げる事業のうち、地方公共団体以外の者が設置した施設に係る事業につ</p>

同項第十一号の二に掲げる事業については、国は、政令で定めるところにより、これらの事業に係る施設の設置者に交付すべきものとして、当該施設の災害復旧事業費の十二分の一に相当する額を当該施設の所在する都道府県又は指定都市若しくは中核市に交付するものとする。

6 (略)

(私立学校施設災害復旧事業に対する補助)

第十七条 国は、激甚災害を受けた指定私立幼稚園以外の私立の学校（学校教育法第一条に規定する学校をいう。以下同じ。）の用に供される建物等であつて政令で定めるものの災害の復旧に要する工事費及び事務費について、当該私立の学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その二分の一を補助することができる。

2
3 (略)

いては、国は、政令で定めるところにより、当該施設の設置者に交付すべきものとして、当該施設の災害復旧事業費の十二分の一に相当する額を当該施設の所在する都道府県又は指定都市若しくは中核市に交付するものとする。

6 (略)

(私立学校施設災害復旧事業に対する補助)

第十七条 国は、激甚災害を受けた私立の学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。以下同じ。）の用に供される建物等であつて政令で定めるものの災害の復旧に要する工事費及び事務費について、当該私立の学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その二分の一を補助することができる。

2
3 (略)

○ 母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
<p>（指定こども園の利用等に関する特別の配慮）</p> <p>第二十八条 市町村は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）第二十七条第一項に規定する指定こども園（次項において「 指定こども園」という。）又は同法第四十七条第二項に規定する指定 地域型保育事業（次項において「指定地域型保育事業」という。）の 利用について、同法第四十三条第一項若しくは第五十五条第一項の規 定により相談、助言若しくはあつせん若しくは要請を行う場合又は児 童福祉法第二十四条第二項の規定により調整若しくは要請を行う場合 には、母子家庭等の福祉が増進されるように特別の配慮をしなければ ならない。</p> <p>2 指定こども園の設置者又は子ども・子育て支援法第二十九条第一項 に規定する指定地域型保育事業者は、同法第三十四条第二項又は第四 十七条第二項の規定により当該指定こども園を利用する児童（同法第 十九条第一項第二号又は第三号に該当する児童に限る。以下この項に おいて同じ。）又は当該指定地域型保育事業者に係る指定地域型保育 事業を利用する児童を選考するときは、母子家庭等の福祉が増進され るように特別の配慮をしなければならない。</p>	<p>（保育所への入所に関する特別の配慮）</p> <p>第二十八条 市町村は、児童福祉法第二十四条第三項の規定により保育 所に入所する児童を選考する場合には、母子家庭等の福祉が増進され るように特別の配慮をしなければならない。</p> <p>（新設）</p>

改正案	現行
<p>第十三条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。</p> <p>2 厚生労働大臣は、前項の規定による妊婦に対する健康診査についての望ましい基準を定めるものとする。</p> <p>（妊娠の届出）</p> <p>第十五条 妊娠した者は、厚生労働省令で定める事項につき、速やかに、市町村長に妊娠の届出をするようにしなければならない。</p> <p>（妊産婦の訪問指導等）</p> <p>第十七条 第十三条第一項の規定による健康診査を行った市町村の長は、その結果に基づき、当該妊産婦の健康状態に応じ、保健指導を要する者については、医師、助産師、保健師又はその他の職員をして、その妊産婦を訪問させて必要な指導を行わせ、妊娠又は出産に支障を及ぼすおそれがある疾病にかかっている疑いのある者については、医師又は歯科医師の診療を受けることを勧奨するものとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>第十三条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。</p> <p>（新設）</p> <p>（妊娠の届出）</p> <p>第十五条 妊娠した者は、厚生労働省令で定める事項につき、速やかに、保健所を設置する市又は特別区においては保健所長を経て市長又は区長に、その他の市町村においては市町村長に妊娠の届出をするようにしなければならない。</p> <p>（妊産婦の訪問指導等）</p> <p>第十七条 第十三条の規定による健康診査を行った市町村の長は、その結果に基づき、当該妊産婦の健康状態に応じ、保健指導を要する者については、医師、助産師、保健師又はその他の職員をして、その妊産婦を訪問させて必要な指導を行わせ、妊娠又は出産に支障を及ぼすおそれがある疾病にかかっている疑いのある者については、医師又は歯科医師の診療を受けることを勧奨するものとする。</p> <p>2 （略）</p>

改正案

現行

第三十三条 削除

（学校法人が取得する特定保育所の用に供する土地及び建物に係る登記の特例）

第三十三条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第三項（教育、保育等を総合的に提供する施設の認定）の認定を受けた私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条（定義）に規定する学校法人が特定保育所（同項に規定する幼保連携施設（同項の認定に係るものに限る。）を構成する児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項（児童福祉施設）に規定する保育所をいう。）の用に供する土地又は建物を取得した場合における別表第三の一の項の規定の適用については、同項の第三欄の第一号中「校舎、」とあるのは、「校舎（第三十三条に規定する特定保育所の用に供する建物を含む。）、」とする。

別表第三 非課税の登記等の表（第四条関係）

別表第三 非課税の登記等の表（第四条、第三十三条関係）

名称	私立学校法	非課税の登記等	備考
一 学校法人 （私立学校 法（昭和二		一 校舎、寄宿舎、図書館その他保育又は教育上直接必要な附属建物（以下「校舎等」と	第三欄の第一号又は第二号

名称	私立学校法	非課税の登記等	備考
一 学校法人 （私立学校 法第六十四		一 校舎、寄宿舎、図書館その他保育又は教育上直接必要な附属建物（以下「校舎等」と	第三欄の第一号又は第二号

四 一の二〇二十	十四年法律 第二百七十 号)第六十 四条第四項 (専修学校 及び各種学 校)の規定 により設立 された法人 を含む。)	(略)		(略)	いう。)の所有権(賃借権を 含む。以下同じ。)の取得登 記(権利の保存、設定、転貸 又は移転の登記をいう。以下 同じ。)	(略)	の登記に 該当する ものである 証することを 務省令で 定める書 類の添附 があるも のに限る
四 一の二〇二十	条第四項(専修学校及び各種学校)の規定により設立された法人を含む。)	(略)		(略)	いう。)の所有権(賃借権を 含む。以下同じ。)の取得登 記(権利の保存、設定、転貸 又は移転の登記をいう。以下 同じ。)	(略)	の登記に 該当する ものである 証することを 務省令で 定める書 類の添附 があるも のに限る

		改 正 案	
一の二 市町村 長	一 (略)	提供を受ける通 知道府県の区 域内の市町村の 市町村長その他 の執行機関	別表第二（第三十条の十関係） 事務
一の三 (略)	(略)	子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号） による同法第十一条の子どものための教育・保育給 付の支給又は同法第六十条の地域子ども・子育て支援 事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるも の	事務
		現 行	
一の二 指定都 市の長	(新設)	一 市町村長	別表第二（第三十条の十関係） 事務
一の二 指定都 市の長	(新設)	被災者生活再建支援法による同法第三条第一項の被災 者生活再建支援金の支給に関する事務のうち、同法第 四条第二項の規定により市町村長が行うこととされた ものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	事務
一の二 指定都 市の長	(新設)	特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）による 同法第十条第一項の認証、同法第二十三条第二項の届	

一の四 (略)		二〇五 (略)	五の二 市町村 長	五の三 (略)
(略)		(略)	児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)による 同法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、 同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付 費、同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通 所給付費、同法第二十一条の五の二十八第一項の肢体 不自由児通所医療費、同法第二十四条の二十六第一項 の障害児相談支援給付費若しくは同法第二十四条の二 十七第一項の特例障害児相談支援給付費の支給、同法 第二十一条の六の障害福祉サービスの提供、同法第二 十四条第四項の措置、同法第五十六条第二項若しくは 第三項の費用の徴収又は同法第十一項若しくは第十二 項の処分に関する事務であつて総務省令で定めるもの	(略)

一の三 市町村 長		二〇五 (略)	五の二 市町村 長	五の三 (略)
出又は同法第三十四条第三項の認証に関する事務であ つて総務省令で定めるもの	同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を 移した選挙人が従前の市町村において当該都道府県の 議会の議員又は長の選挙の投票をする場合において公 職選挙法第四十四条第三項の規定により提示すること とされている文書の交付に関する事務であつて総務省 令で定めるもの	(略)	児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)による 同法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、 同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付 費、同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通 所給付費、同法第二十一条の五の二十八第一項の肢体 不自由児通所医療費、同法第二十四条の二十六第一項 の障害児相談支援給付費若しくは同法第二十四条の二 十七第一項の特例障害児相談支援給付費の支給、同法 第二十一条の六の障害福祉サービスの提供、同法第二 十四条第一項の保育所における保育の実施又は同法第 五十六条第二項若しくは第三項の費用の徴収に関する 事務であつて総務省令で定めるもの	(略)

<p>提供を受ける通 知都道府県以外 の都道府県の都 道府県知事その</p>	<p>事務</p>	<p>別表第三(第三十条の十三関係)</p>	<p>五の五(十一) (略)</p>	<p>五の四 指定都 市若しくは中 核市(地方自 治法第二百五 十二条の二十 二第一項に規 定する中核市 をいう。以下 同じ。)又は 児童相談所を 設置する市(以下「児童相 談所設置市」という。)の 長</p> <p>児童福祉法による同法第六条の四第一項の里親の認定 若しくは同条第二項の養育里親の登録、同法第二十条 第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障 害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障 害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入 所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十 第一項の障害児入所医療費の支給、同法第二十一条の 五の事業の実施、同法第三十三条の六第一項の日常生 活上の援助及び生活指導並びに就業の支援又は同法第 五十六条第一項の負担能力の認定、同条第二項若しく は第七項の費用の徴収若しくは同条第五項の費用の支 払命令に関する事務のうち、同法第五十九条の四第一 項の規定により指定都市若しくは中核市又は児童相談 所設置市の長が行うこととされたものに関する事務で あつて総務省令で定めるもの</p>
--	-----------	------------------------	------------------------	--

<p>提供を受ける通 知都道府県以外 の都道府県の都 道府県知事その</p>	<p>事務</p>	<p>別表第三(第三十条の十一関係)</p>	<p>五の五(十一) (略)</p>	<p>五の四 指定都 市若しくは中 核市(地方自 治法第二百五 十二条の二十 二第一項に規 定する中核市 をいう。以下 同じ。)又は 児童相談所を 設置する市(以下「児童相 談所設置市」という。)の 長</p> <p>児童福祉法による同法第六条の四第一項の里親の認定 若しくは同条第二項の養育里親の登録、同法第二十条 第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障 害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障 害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入 所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十 第一項の障害児入所医療費の支給、同法第二十一条の 五の事業の実施、同法第三十三条の六第一項の日常生 活上の援助及び生活指導並びに就業の支援又は同法第 五十六条第一項の負担能力の認定、同条第二項、第三 項若しくは第七項の費用の徴収若しくは同条第五項の 費用の支払命令に関する事務のうち、同法第五十九条 の四第一項の規定により指定都市若しくは中核市又は 児童相談所設置市の長が行うこととされたものに関す る事務であつて総務省令で定めるもの</p>
--	-----------	------------------------	------------------------	--

他の執行機関	一〇七 (略)	七の二 都道府 県知事	七の三〇二十九 (略)
	(略)	児童福祉法による同法第六条の四第一項の里親の認定若しくは同条第二項の養育里親の登録、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第二十一条の五の事業の実施、同法第三十三条の六第一項の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定、同条第二項若しくは第七項の費用の徴収若しくは同条第五項の費用の支払命令に関する事務であつて総務省令で定めるもの	(略)
別表第四 (第三十条の十二関係)			
提供を受ける通 知都道府県以外 の都道府県の区	事務		

他の執行機関	一〇七	七の二 都道府 県知事	七の三〇二十九 (略)
	(略)	児童福祉法による同法第六条の四第一項の里親の認定若しくは同条第二項の養育里親の登録、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第二十一条の五の事業の実施、同法第三十三条の六第一項の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定、同条第二項、第三項若しくは第七項の費用の徴収若しくは同条第五項の費用の支払命令に関する事務であつて総務省令で定めるもの	(略)
別表第四 (第三十条の十二関係)			
提供を受ける通 知都道府県以外 の都道府県の区	事務		

域内の市町村の市町村長その他の執行機関	一 (略)	一の二 市町村長	一の三 (略)	一の四 (略)
	(略)	子ども・子育て支援法による同法第十一条の子どものための教育・保育給付の支給又は同法第六十条の地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	(略)	(略)

域内の市町村の市町村長その他の執行機関	一 市町村長	(新設)	一の二 指定都市の長	一の三 市町村長
	被災者生活再建支援法による同法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給に関する事務のうち、同法第四条第二項の規定により市町村長が行うこととされたものの実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの		特定非営利活動促進法による同法第十条第一項の認証、同法第二十三条第二項の届出又は同法第三十四条第三項の認証に関する事務であつて総務省令で定めるもの	同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人が従前の市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合において公職選挙法第四十四条第三項の規定により提示することとされている文書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

一の五 (略)	(略)	四の二 市町村 長	児童福祉法による同法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費、同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費、同法第二十一条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費、同法第二十四条の二十六第一項の障害児相談支援給付費若しくは同法第二十四条の二十七第一項の特例障害児相談支援給付費の支給、同法第二十一条の六の障害福祉サービス提供、同法第二十四条第四項の措置、同法五十六条第二項若しくは第三項の費用の徴収又は同法第十一項若しくは第十二項の処分に関する事務であつて総務省令で定めるもの	四の三 (略)	(略)	四の四 指定都 市若しくは中	児童福祉法による同法第六条の四第一項の里親の認定若しくは同法第二項の養育里親の登録、同法第二十条
------------	-----	--------------	--	------------	-----	-------------------	--

一の四 市町村 長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて総務省令で定めるもの	四の二 市町村 長	児童福祉法による同法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費、同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費、同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費、同法第二十一条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費、同法第二十四条の二十六第一項の障害児相談支援給付費若しくは同法第二十四条の二十七第一項の特例障害児相談支援給付費の支給、同法第二十一条の六の障害福祉サービス提供、同法第二十四条第一項の保育所における保育の実施又は同法五十六条第二項若しくは第三項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	四の三 (略)	(略)	四の四 指定都 市若しくは中	児童福祉法による同法第六条の四第一項の里親の認定若しくは同法第二項の養育里親の登録、同法第二十条
-----------------	--	--------------	--	------------	-----	-------------------	--

<p>核市又は児童相談所設置市の長</p>	<p>第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第二十一条の五の事業の実施、同法第三十三条の六第一項の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定、同条第二項若しくは第七項の費用の徴収若しくは同条第五項の費用の支払命令に関する事務のうち、同法第五十九条の四第一項の規定により指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
-----------------------	--

別表第五（第三十条の十五関係）

一〇八（略）

八の二 児童福祉法による同法第六条の四第一項の里親の認定若しくは同条第二項の養育里親の登録、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第二十一条の五の事業の実施、同法第三十三条の六第一項の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援又は同

<p>核市又は児童相談所設置市の長</p>	<p>第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第二十一条の五の事業の実施、同法第三十三条の六第一項の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定、同条第二項、第三項若しくは第七項の費用の徴収若しくは同条第五項の費用の支払命令に関する事務のうち、同法第五十九条の四第一項の規定により指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
-----------------------	--

別表第五（第三十条の十五関係）

一〇八（略）

八の二 児童福祉法による同法第六条の四第一項の里親の認定若しくは同条第二項の養育里親の登録、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第二十一条の五の事業の実施、同法第三十三条の六第一項の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援又は同

法第五十六条第一項の負担能力の認定、同条第二項若しくは第七項の費用の徴収若しくは同条第五項の費用の支払命令に関する事務であつて総務省令で定めるもの

八の三〓三十四 (略)

法第五十六条第一項の負担能力の認定、同条第二項、第三項若しくは第七項の費用の徴収若しくは同条第五項の費用の支払命令に関する事務であつて総務省令で定めるもの

八の三〓三十四 (略)

改正案	現行
<p>（学校その他の教育機関における複製等）</p> <p>第三十五条 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているもの）<u>（適合設置法人（総合子ども園法（平成二十四年法律第 号））</u>）<u>（第七条第一項に規定する適合設置法人をいう。第三十八条第一項において同じ。）</u>であつて営利を目的とするものが設置する総合子ども園（同法第二条第一項に規定する総合子ども園をいう。第三十八条第一項において同じ。）を除く。）<u>（を除外。）</u>において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（営利を目的としない上演等）</p> <p>第三十八条 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆若しくは観衆から料金（いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。）<u>（を）</u>を受けない場合又は適合設置法人であつて営利を目的とするものが設置する総合子ども園において聴衆若しくは観衆から料金を受けずにその教育及び保育を行う活動に利用する場合には、公に上演し、演奏し</p>	<p>（学校その他の教育機関における複製等）</p> <p>第三十五条 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）<u>（を除外。）</u>において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（営利を目的としない上演等）</p> <p>第三十八条 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金（いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。）<u>（を）</u>を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。</p>

、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

2
5
(略)

2
5
(略)

○ 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）
 ※ 児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律

号）による改正後の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 児童手当の支給（第四条―第十七条）</p> <p>第三章 費用（第十八条・第十九条）</p> <p>第四章 雑則（第二十条―第三十一条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第</p> <p>号）第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第三条 この法律において「児童」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者であつて、日本国内に住所を有するもの又は留学その他の内閣府令で定める理由により日本国内に住所を有しないものをいう。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 児童手当の支給（第四条―第十七条）</p> <p>第三章 費用（第十八条―第二十二条）</p> <p>第四章 雑則（第二十二條の二―第三十一条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第三条 この法律において「児童」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者であつて、日本国内に住所を有するもの又は留学その他の厚生労働省令で定める理由により日本国内に住所を有しないものをいう。</p>

2 (略)

3 この法律において「施設入所等児童」とは、次に掲げる児童をいう。

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業（以下「小規模住居型児童養育事業」という。）を行う者又は同法第六条の四第一項に規定する里親（以下「里親」という。）に委託されている児童（内閣府令で定める短期間の委託をされている者を除く。）

二 児童福祉法第二十四条の二第一項の規定により障害児入所給付費の支給を受けて若しくは同法第二十七条第一項第三号の規定により入所措置が採られて同法第四十二条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第二十七条第二項の規定により同法第六条の二第三項に規定する指定医療機関（以下「指定医療機関」という。）に入院し、又は同号若しくは同法第二十七条の二第二項の規定により入所措置が採られて同法第三十七条に規定する乳児院、同法第四十一条に規定する児童養護施設、同法第四十三条の二に規定する情緒障害児短期治療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（当該情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に通う者及び内閣府令で定める短期間の入所をしている者を除く。）

三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項若しくは知的障害者福

2 (略)

3 この法律において「施設入所等児童」とは、次に掲げる児童をいう。

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業（以下「小規模住居型児童養育事業」という。）を行う者又は同法第六条の四第一項に規定する里親（以下「里親」という。）に委託されている児童（厚生労働省令で定める短期間の委託をされている者を除く。）

二 児童福祉法第二十四条の二第一項の規定により障害児入所給付費の支給を受けて若しくは同法第二十七条第一項第三号の規定により入所措置が採られて同法第四十二条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第二十七条第二項の規定により同法第六条の二第三項に規定する指定医療機関（以下「指定医療機関」という。）に入院し、又は同号若しくは同法第二十七条の二第二項の規定により入所措置が採られて同法第三十七条に規定する乳児院、同法第四十一条に規定する児童養護施設、同法第四十三条の二に規定する情緒障害児短期治療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（当該情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に通う者及び厚生労働省令で定める短期間の入所をしている者を除く。）

三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項若しくは知的障害者福

社法（昭和三十五年法律第三十七号）第十六条第一項第二号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者自立支援法第五条第十二項に規定する障害者支援施設をいう。以下同じ。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。以下同じ。）に入所している児童（内閣府令で定める短期間の入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者（十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童である父又は母がその子である児童と同一の施設に入所している場合における当該父又は母及びその子である児童を除く。）に限る。）

四 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により同法第三十八条第二項に規定する救護施設（以下「救護施設」という。）若しくは同条第三項に規定する更生施設（以下「更生施設」という。）に入所し、又は売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設（以下「婦人保護施設」という。）に入所している児童（内閣府令で定める短期間の入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者（十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童である父又は母がその子である児童と同一の施設に入所している場合における当該父又は母及びその子である児童を除く。）に限る。）

（認定）

第七条 児童手当の支給要件に該当する者（第四条第一項第一号から第

社法（昭和三十五年法律第三十七号）第十六条第一項第二号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者自立支援法第五条第十二項に規定する障害者支援施設をいう。以下同じ。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。以下同じ。）に入所している児童（厚生労働省令で定める短期間の入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者（十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童である父又は母がその子である児童と同一の施設に入所している場合における当該父又は母及びその子である児童を除く。）に限る。）

四 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により同法第三十八条第二項に規定する救護施設（以下「救護施設」という。）若しくは同条第三項に規定する更生施設（以下「更生施設」という。）に入所し、又は売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設（以下「婦人保護施設」という。）に入所している児童（厚生労働省令で定める短期間の入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者（十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童である父又は母がその子である児童と同一の施設に入所している場合における当該父又は母及びその子である児童を除く。）に限る。）

（認定）

第七条 児童手当の支給要件に該当する者（第四条第一項第一号から第

三号までに係るものに限る。以下「一般受給資格者」という。）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、内閣府令で定めるところにより、住所地（一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。）の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならない。

2 児童手当の支給要件に該当する者（第四条第一項第四号に係るものに限る。以下「施設等受給資格者」という。）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者の認定を受けなければならない。

一 一三（略）

3（略）

（不正利得の徴収）

第十四条 偽りその他不正の手段により児童手当の支給を受けた者があるときは、市町村長は、地方税の滞納処分の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（公務員に関する特例）

第十七条 次の表の上欄に掲げる者（以下「公務員」という。）である一般受給資格者についてこの章の規定を適用する場合には、第七条第一項中「住所地（一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。）の市

三号までに係るものに限る。以下「一般受給資格者」という。）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、厚生労働省令で定めるところにより、住所地（一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。）の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならない。

2 児童手当の支給要件に該当する者（第四条第一項第四号に係るものに限る。以下「施設等受給資格者」という。）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、厚生労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者の認定を受けなければならない。

一 一三（略）

3（略）

（不正利得の徴収）

第十四条 偽りその他不正の手段により児童手当の支給を受けた者があるときは、市町村長は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

（新設）

（公務員に関する特例）

第十七条 次の表の上欄に掲げる者（以下「公務員」という。）である一般受給資格者についてこの章の規定を適用する場合には、第七条第一項中「住所地（一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。）の市

町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）とあり、第八条第一項及び第十四条第一項中「市町村長」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

<p>一 常時勤務に服することを要する国家公務員その他政令で定める国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人に勤務する者を除く。）</p>	<p>当該国家公務員の所属する各省各庁（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十一条に規定する各省各庁をいう。以下同じ。）の長（裁判所にあつては、最高裁判所長官とする。以下同じ。）又はその委任を受けた者</p>
<p>二 常時勤務に服することを要する地方公務員その他政令で定める地方公務員（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人に勤務する者を除く。）</p>	<p>当該地方公務員の所属する都道府県若しくは市町村の長又はその委任を受けた者（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条に規定する職員にあつては、当該職員の給与を負担する都道府県の長又はその委任を受けた者）</p>

2・3 (略)

(児童手当に要する費用の負担)

第十八条 被用者（子ども・子育て支援法第七十条第一項各号に掲げる者が保険料又は掛金を負担し、又は納付する義務を負う被保険者、加

町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）とあり、第八条第一項及び第十四条中「市町村長」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

<p>一 常時勤務に服することを要する国家公務員その他政令で定める国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人に勤務する者を除く。）</p>	<p>当該国家公務員の所属する各省各庁（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十一条に規定する各省各庁をいう。以下同じ。）の長（裁判所にあつては、最高裁判所長官とする。以下同じ。）又はその委任を受けた者</p>
<p>二 常時勤務に服することを要する地方公務員その他政令で定める地方公務員（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人に勤務する者を除く。）</p>	<p>当該地方公務員の所属する都道府県若しくは市町村の長又はその委任を受けた者（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条に規定する職員にあつては、当該職員の給与を負担する都道府県の長又はその委任を受けた者）</p>

2・3 (略)

(児童手当に要する費用の負担)

第十八条 被用者（第二十条第一項各号に掲げる者が保険料又は掛金を負担し、又は納付する義務を負う被保険者、加入者、組合員又は団体

入者、組合員又は団体組合員をいう。以下同じ。) に対する児童手当の支給に要する費用(三歳に満たない児童(月の初日に生まれた児童については、出生の日から三年を経過しない児童とする。以下この章において同じ。))に係る児童手当の額に係る部分に限る。)は、その十五分の七に相当する額を同項に規定する拠出金をもつて充て、その四十五分の十六に相当する額を国庫が負担し、その四十五分の四に相当する額を都道府県及び市町村がそれぞれ負担する。

2 6 (略)

(削る。)

組合員をいう。以下同じ。) に対する児童手当の支給に要する費用(三歳に満たない児童(月の初日に生まれた児童については、出生の日から三年を経過しない児童とする。以下この章において同じ。))に係る児童手当の額に係る部分に限る。)は、その十五分の七に相当する額を同項に規定する拠出金をもつて充て、その四十五分の十六に相当する額を国庫が負担し、その四十五分の四に相当する額を都道府県及び市町村がそれぞれ負担する。

2 6 (略)

(拠出金の徴収及び納付義務)

第二十条 政府は、被用者に対する児童手当の支給に要する費用(三歳に満たない児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。)及び第二十九條の二第一項に規定する児童育成事業に要する費用に充てるため、次に掲げる者(以下「一般事業主」という。)から、拠出金を徴収する。

一 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第八十二条第一項に規定する事業主

二 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第二十八條第一項に規定する学校法人等

三 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第四十四條の三第一項に規定する団体その他同法に規定する団体で政令で定めるもの

四 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第一百二十六條第一項に規定する連合会その他同法に規定する団体で政令で定めるもの

2 一般事業主は、拠出金を納付する義務を負う。

(削る。)

(削る。)

(拠出金の額)

第二十一条 拠出金の額は、次の表の上欄に掲げる法律に基づく保険料又は掛金の計算の基礎となる同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号に規定する育児休業若しくは同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項(第二号に係る部分に限る。)(一)に規定する同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業、国会職員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百八号)第三条第一項に規定する育児休業、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)(第七号に係る部分に限る。))において準用する場合を含む。))に規定する育児休業又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項に規定する育児休業をしてい
る被用者について、当該育児休業又は休業をしたことにより、同表の上欄に掲げる法律に基づき保険料の徴収を行わず、又は掛金を免除し、若しくは徴収しないこととされた場合にあつては、当該被用者に係るものを除く。以下この条において「賦課標準」という。)に拠出金率を乗じて得た額の総額とする。

厚生年金保険法	標準報酬月額	標準賞与額
私立学校教職員共済法	標準給与の月額	標準賞与の額

(削る。)

地方公務員等共済 組合法	給料の額	期末手当等の額
国家公務員共済 組合法	標準報酬の月額	標準期末手当等の 額

2 前項の拠出金率は、毎年度における被用者に対する児童手当の支給に要する費用（三歳に満たない児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）の予想総額の十五分の七に相当する額を当該年度における賦課標準の予想総額をもつて除して得た率に第二十九条の二第一項に規定する児童育成事業に要する費用のうち前条第一項の拠出金をもつて充てる額の予定額を当該年度における賦課標準の予想総額をもつて除して得た率（次項において「事業費充当額相当率」という。）を加えた率を基準として、政令で定める。

3 毎年度の事業費充当額相当率は、当該年度の前年度の事業費充当額相当率を標準とし、当該前年度以前五年度の各年度における事業費充当額相当率を勘案して設定しなければならない。

4 全国的な事業主の団体は、第一項の拠出金率に関し、厚生労働大臣に対して意見を申し出ることができる。

(拠出金の徴収方法)

第二十二條 拠出金その他この法律の規定による徴収金の徴収については、厚生年金保険の保険料その他の徴収金の徴収の例による。

2 前項の拠出金その他この法律の規定による徴収金の徴収に関する政府の権限で政令で定めるものは、厚生労働大臣が行う。

(削る。)

3 前項の規定により厚生労働大臣が行う権限のうち、国税滞納処分
例による処分その他政令で定めるものに係る事務は、政令で定めると
ころにより、日本年金機構（以下この条において「機構」という。）
に行わせるものとする。

4 厚生労働大臣は、前項の規定により機構に行わせるものとしたその
権限に係る事務について、機構による当該権限に係る事務の実施が困
難と認める場合その他政令で定める場合には、当該権限を自ら行うこ
とができる。この場合において、厚生労働大臣は、その権限の一部を
、政令で定めるところにより、財務大臣に委任することができる。

5 財務大臣は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任さ
れた権限を、国税庁長官に委任する。

6 国税庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任
された権限の全部又は一部を当該権限に係る拠出金その他この法律の
規定による徴収金を納付する義務を負う者（次項において「納付義務
者」という。）の事業所又は事務所の所在地を管轄する国税局長に委
任することができる。

7 国税局長は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任さ
れた権限の全部又は一部を当該権限に係る納付義務者の事業所又は事
務所の所在地を管轄する税務署長に委任することができる。

8 厚生労働大臣は、第三項で定めるもののほか、政令で定めるところ
により、第二項の規定による権限のうち厚生労働省令で定めるものに
係る事務（当該権限を行使する事務を除く。）を機構に行わせるもの
とする。

9 政府は、拠出金その他この法律の規定による徴収金の取立てに関す
る事務を、当該拠出金その他この法律の規定による徴収金の取立てに
ついて便宜を有する法人で政令で定めるものに取り扱わせることができ

きる。

10 第一項から第八項までの規定による拠出金その他この法律の規定による徴収金の徴収並びに前項の規定による拠出金その他この法律の規定による徴収金の取立て及び政府への納付について必要な事項は、政令で定める。

(児童手当に係る寄附)

第二十二條の二 受給資格者が、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援するため、当該受給資格者に児童手当を支給する市町村に対し、当該児童手当の支払を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該児童手当の額の全部又は一部を当該市町村に寄附する旨を申し出たときは、当該市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該寄附を受けるため、当該受給資格者が支払をすべき児童手当の額のうち当該寄附に係る部分を、当該受給資格者に代わつて受けることができる。

2 (略)

(受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等)

第二十二條の三 市町村長は、受給資格者が、児童手当の支払を受ける前に、前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該児童手当の額の全部又は一部を、学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第十一条第二項に規定する学校給食費(次項において「学校給食費」という。)その他の学校教育に伴つて必要な厚生労働省令で定める費用又は児童福祉法第五十六条第三項の規定により徴収する費用(同法第五十一条第四号又は第五号に係るものに限る。次条において「保育料」という。)その他これに類するものとして厚生労働省令で定める費用のうち

(児童手当に係る寄附)

第二十條 受給資格者が、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援するため、当該受給資格者に児童手当を支給する市町村に対し、当該児童手当の支払を受ける前に、内閣府令で定めるところにより、当該児童手当の額の全部又は一部を当該市町村に寄附する旨を申し出たときは、当該市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該寄附を受けるため、当該受給資格者が支払をすべき児童手当の額のうち当該寄附に係る部分を、当該受給資格者に代わつて受けることができる。

2 (略)

(受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等)

第二十一條 市町村長は、受給資格者が、児童手当の支払を受ける前に、内閣府令で定めるところにより、当該児童手当の額の全部又は一部を、学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第十一条第二項に規定する学校給食費(次項において「学校給食費」という。)その他の学校教育に伴つて必要な内閣府令で定める費用又は児童福祉法第五十六条第三項の規定により徴収する費用その他これに類するものとして内閣府令で定める費用のうち当該受給資格者に係る十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある児童(次項において「中学

校修了前の児童」という。) に関し当該市町村に支払うべきものの支払に充てる旨を申し出た場合には、内閣府令で定めるところにより、当該受給資格者に児童手当の支払をする際に当該申出に係る費用を徴収することができる。

2 市町村長は、受給資格者が、児童手当の支払を受ける前に、内閣府令で定めるところにより、当該児童手当の額の全部又は一部を、学校給食費、児童福祉法第五十六条第十一項各号又は第十二項各号に定める費用その他これらに類するものとして内閣府令で定める費用のうち当該受給資格者に係る中学校修了前の児童に関し支払うべきものの支払に充てる旨を申し出た場合には、内閣府令で定めるところにより、当該児童手当の額のうち当該申出に係る部分を、当該費用に係る債権を有する者に支払うことができる。

3 (略)

第二十二條 市町村長は、児童福祉法第五十六条第三項の規定により費用を徴収する場合又は同条第十一項若しくは第十二項の規定により地方税の滞納処分^{の例}により処分することができる費用を徴収する場合において、第七条(第十七条第一項において読み替えて適用する場合を含む。)の認定を受けた受給資格者が同法第五十六条第三項の規定により徴収する費用を支払うべき扶養義務者又は同条第十一項若しくは第十二項の規定により地方税の滞納処分^{の例}により処分することができる費用を支払うべき保護者である場合には、政令で定めるところにより、当該扶養義務者又は保護者に児童手当の支払をする際に保育料(同条第三項の規定により徴収する費用又は同条第十一項若しくは

当該受給資格者に係る十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある児童(次項において「中学校修了前の児童」という。) に関し当該市町村に支払うべきものの支払に充てる旨を申し出た場合には、厚生労働省令で定めるところにより、当該受給資格者に児童手当の支払をする際に当該申出に係る費用を徴収することができる。

2 市町村長は、受給資格者が、児童手当の支払を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該児童手当の額の全部又は一部を、学校給食費、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第十三条第四項に規定する保育料その他これらに類するものとして厚生労働省令で定める費用のうち当該受給資格者に係る中学校修了前の児童に関し支払うべきものの支払に充てる旨を申し出た場合には、厚生労働省令で定めるところにより、当該児童手当の額のうち当該申出に係る部分を、当該費用に係る債権を有する者に支払うことができる。

3 (略)

第二十二條の四 市町村長は、児童福祉法第五十六条第三項の規定により保育料を徴収する場合において、第七条(第十七条第一項において読み替えて適用する場合を含む。)の認定を受けた受給資格者が保育料を支払うべき扶養義務者である場合には、政令で定めるところにより、当該扶養義務者に児童手当の支払をする際に保育料を徴収することができる。

第十二項の規定により地方税の滞納処分の例により処分することができる費用をいう。次項において同じ。）を徴収することができる。

2 市町村長は、前項の規定による徴収（以下この項において「特別徴収」という。）の方法によつて保育料を徴収しようとするときは、特別徴収の対象となる者（以下この項において「特別徴収対象者」という。）に係る保育料を特別徴収の方法によつて徴収する旨、当該特別徴収対象者に係る特別徴収の方法によつて徴収すべき保育料の額その他内閣府令で定める事項を、あらかじめ特別徴収対象者に通知しなければならぬ。

（施設等受給資格者が国又は地方公共団体である場合の児童手当の取扱い）

第二十二條の二 市町村長は、施設等受給資格者が国又は地方公共団体である場合においては、内閣府令で定めるところにより、当該施設等受給資格者に委託され、又は当該施設等受給資格者に係る障害児入所施設等に入所している中学校修了前の施設入所等児童に対し児童手当を支払うこととする。この場合において、当該施設等受給資格者は、内閣府令で定めるところにより、当該中学校修了前の施設入所等児童が児童手当として支払を受けた現金を保管することができる。

2 (略)

(時効)

第二十三條 児童手当の支給を受ける権利及び第十四條第一項の規定による徴収金を徴収する権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 市町村長は、前項の規定による徴収（以下この項において「特別徴収」という。）の方法によつて保育料を徴収しようとするときは、特別徴収の対象となる者（以下この項において「特別徴収対象者」という。）に係る保育料を特別徴収の方法によつて徴収する旨、当該特別徴収対象者に係る特別徴収の方法によつて徴収すべき保育料の額その他厚生労働省令で定める事項を、あらかじめ特別徴収対象者に通知しなければならぬ。

（施設等受給資格者が国又は地方公共団体である場合の児童手当の取扱い）

第二十二條の五 市町村長は、施設等受給資格者が国又は地方公共団体である場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、当該施設等受給資格者に委託され、又は当該施設等受給資格者に係る障害児入所施設等に入所している中学校修了前の施設入所等児童に対し児童手当を支払うこととする。この場合において、当該施設等受給資格者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該中学校修了前の施設入所等児童が児童手当として支払を受けた現金を保管することができる。

2 (略)

(時効)

第二十三條 児童手当の支給を受ける権利及び拠出金その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 (略)

3 第十四条第一項の規定による徴収金の納入の告知又は督促は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

(削る。)

(不服申立てと訴訟との関係)

第二十五条 児童手当の支給に関する処分又は第十四条第一項の規定による徴収金に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決又は当該処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ、提起することができない。

(届出)

第二十六条 第八条第一項の規定により児童手当の支給を受けている一般受給資格者（個人である場合に限る。）は、内閣府令で定めるところにより、市町村長に対し、前年の所得の状況及びその年の六月一日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならない。

2 第八条第一項の規定により児童手当の支給を受けている施設等受給資格者（個人である場合に限る。）は、内閣府令で定めるところによ

2 (略)

3 拠出金その他この法律の規定による徴収金の納入の告知又は督促は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

(審査請求)

第二十四条の二 第二十二條第二項から第七項までの規定による拠出金その他この法律の規定による徴収金の徴収に関する処分（厚生労働大臣による処分を除く。）に不服がある者は、厚生労働大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることが出来る。

(不服申立てと訴訟との関係)

第二十五条 児童手当の支給に関する処分又は拠出金その他この法律の規定による徴収金に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決又は当該処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ、提起することができない。

(届出)

第二十六条 第八条第一項の規定により児童手当の支給を受けている一般受給資格者（個人である場合に限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長に対し、前年の所得の状況及びその年の六月一日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならない。

2 第八条第一項の規定により児童手当の支給を受けている施設等受給資格者（個人である場合に限る。）は、厚生労働省令で定めるところ

り、市町村長に対し、その年の六月一日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならない。

3 児童手当の支給を受けている者は、内閣府令で定めるところにより、前二項の規定により届出をする場合を除くほか、市町村長（第十七条第一項の規定によつて読み替えられる第七条の認定をする者を含む。以下同じ。）に対し、内閣府令で定める事項を届け出、かつ、内閣府令で定める書類を提出しなければならない。

（報告等）

第二十九条 第十七条第一項の規定によつて読み替えられる第七条の認定をする者は、内閣府令で定めるところにより、児童手当の支給の状況につき、内閣総理大臣に報告するものとする。

2 都道府県知事及び市町村長は、前項の報告に際し、この法律の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を円滑に行うために必要な事項について、地域の実情を踏まえ、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることができる。

（削る。）

（削る。）

により、市町村長に対し、その年の六月一日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならない。

3 児童手当の支給を受けている者は、厚生労働省令で定めるところにより、前二項の規定により届出をする場合を除くほか、市町村長（第十七条第一項の規定によつて読み替えられる第七条の認定をする者を含む。以下同じ。）に対し、厚生労働省令で定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令で定める書類を提出しなければならない。

（報告等）

第二十九条 第十七条第一項の規定によつて読み替えられる第七条の認定をする者は、厚生労働省令で定めるところにより、児童手当の支給の状況につき、厚生労働大臣に報告するものとする。

2 都道府県知事及び市町村長は、前項の報告に際し、この法律の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を円滑に行うために必要な事項について、地域の実情を踏まえ、厚生労働大臣に対して意見を申し出ることができる。

（児童育成事業）

第二十九条の二 政府は、児童手当の支給に支障がない限りにおいて、児童育成事業（育児に必要な援助を行い、又は児童の健康を増進し、若しくは情操を豊かにする事業を行う者に対し、助成及び援助を行う事業その他の事業であつて、第一条の目的の達成に資するものを行う。）を行うことができる。

2 全国的な事業主の団体は、前項に規定する児童育成事業の内容に関し、厚生労働大臣に対して意見を申し出ることができる。

(事務の区分)

第二十九条の二 この法律(第二十条から第二十二條の二まで及び第二十九條を除く。)の規定により市町村が処理することとされている事務(第十七條第一項の規定により読み替えられた第七條第一項、第八條第一項及び第十四條第一項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を含む。)は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(実施命令)

第三十條 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、内閣府令で定める。

附則

(特例給付)

第二條 当分の間、第四條に規定する要件に該当する者(第五條第一項の規定により児童手当が支給されない者に限る。)に対し、国庫、都道府県及び市町村又は第十八條第四項各号に定める者の負担による給付を行う。

2 (略)

3 第六條第二項、第七條第一項及び第三項、第八條から第十一條まで、第十二條第一項、第十三條から第二十二條まで(第十八條第一項、第二項及び第六項を除く。)、第二十三條から第二十九條まで(第二十六條第二項を除く。)並びに第三十條の規定は、第一項の給付につ

(事務の区分)

第二十九条の三 この法律(第二十二條の二から第二十二條の五まで及び第二十九條を除く。)の規定により市町村が処理することとされている事務(第十七條第一項の規定により読み替えられた第七條第一項、第八條第一項及び第十四條の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を含む。)は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(実施命令)

第三十條 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

附則

(特例給付)

第二條 当分の間、第四條に規定する要件に該当する者(第五條第一項の規定により児童手当が支給されない者に限る。)に対し、国庫、都道府県及び市町村又は第十八條第四項各号に定める者の負担による給付を行う。

2 (略)

3 第六條第二項、第七條第一項及び第三項、第八條から第十一條まで、第十二條第一項、第十三條から第十九條まで(第十八條第一項、第二項及び第六項を除く。)、第二十二條第一項、第二十二條の二から第二十二條の四まで、第二十三條から第二十九條まで(第二十四條の

いて準用する。この場合において、第十八条第三項中「被用者等でない者（被用者又は公務員（施設等受給資格者である公務員を除く。）でない者をいう。以下同じ。）」とあるのは「公務員でない者」と、「費用（当該被用者等でない者が施設等受給資格者である公務員である場合にあつては、中学校修了前の施設入所等児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）」とあるのは「費用」と、第十九条中「第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用（三歳に満たない児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）についてはその四十五分の三十七に相当する額を、被用者に対する費用（三歳以上中学校修了前の児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）についてはその三分の二に相当する額を、被用者等でない者に対する費用（当該被用者等でない者が施設等受給資格者である公務員である場合にあつては、中学校修了前の施設入所等児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）についてはその三分の二に相当する額を、それぞれ」とあるのは「附則第二条第三項において準用する第八条第一項の規定により行う公務員でない者に対する附則第二条第一項の給付に要する費用についてはその三分の二に相当する額を」と、第二十六条第一項中「被用者等でない者の別」とあるのは「被用者等でない者（被用者又は公務員でない者をいう。以下同じ。）の別」と読み替えるほか、その他の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 (略)

5 第一項の給付に係る第二十九条の二の規定の適用については、同条中「第二十二條の二」とあるのは「第二十二條」と、「第二十九條」とあるのは「第二十九條（これらの規定を附則第二条第三項において

二及び第二十六条第二項を除く。）並びに第三十条の規定は、第一項の給付について準用する。この場合において、第十八条第三項中「被用者等でない者（被用者又は公務員（施設等受給資格者である公務員を除く。）でない者をいう。以下同じ。）」とあるのは「公務員でない者」と、「費用（当該被用者等でない者が施設等受給資格者である公務員である場合にあつては、中学校修了前の施設入所等児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）」とあるのは「費用」と、第十九条中「第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用（三歳に満たない児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）についてはその四十五分の三十七に相当する額を、被用者に対する費用（三歳以上中学校修了前の児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）についてはその三分の二に相当する額を、被用者等でない者に対する費用（当該被用者等でない者が施設等受給資格者である公務員である場合にあつては、中学校修了前の施設入所等児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）についてはその三分の二に相当する額を、それぞれ」とあるのは「附則第二条第三項において準用する第八条第一項の規定により行う公務員でない者に対する附則第二条第一項の給付に要する費用についてはその三分の二に相当する額を」と、第二十六条第一項中「被用者等でない者の別」とあるのは「被用者等でない者（被用者又は公務員でない者をいう。以下同じ。）の別」と読み替えるほか、その他の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 (略)

5 第一項の給付に係る第二十九条の三の規定の適用については、同条中「第二十二條の五」とあるのは「第二十二條の四」と、「第二十九條」とあるのは「第二十九條（これらの規定を附則第二条第三項にお

準用する場合を含む。」と、「第十七条第一項」とあるのは「第十条第一項（附則第二条第三項において準用する場合を含む。）」とする。

6、7
(略)

いて準用する場合を含む。」と、「第十七条第一項」とあるのは「第十七条第一項（附則第二条第三項において準用する場合を含む。）」とする。

6、7
(略)

改正案	現行
<p>（業務の範囲） 第十九条（略）</p> <p>2 前項において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 幼稚園等 幼稚園、総合こども園その他保護者の委託を受けてその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設をいう</p> <p>三の二～五（略）</p> <p>3～5（略）</p>	<p>（業務の範囲） 第十九条（略）</p> <p>2 前項において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 幼稚園等 幼稚園その他保護者の委託を受けてその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設をいう。</p> <p>三の二～五（略）</p> <p>3～5（略）</p>

改正案

附則

6 整備事業で昭和六十年までの各年度において第二条第二項又は第三項の規定により指定された指定ダム等に係るものについての次の表の上欄に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、指定ダム等の第二条第二項又は第三項の指定に係る同表の下欄に規定する年度の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	昭和五十九年度	読み替える字句
		昭和六十年年度	
過疎地域自立促進特別措置法別表児童福祉施設の項	十分の五・五（国又は地方公共団体以外の者が設置する保育所又は総合こども園に係るものにあつては、三分の二）	十分の六（国又は地方公共団体以外の者が設置する保育所又は総合こども園に係るものにあつては、三分の二）	読み替える字句
		十分の五・五（国又は地方公共団体以外の者が設置する保育所又は総合こども園に係るものにあつては、三分の二）	

現行

附則

6 整備事業で昭和六十年までの各年度において第二条第二項又は第三項の規定により指定された指定ダム等に係るものについての次の表の上欄に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、指定ダム等の第二条第二項又は第三項の指定に係る同表の下欄に規定する年度の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	昭和五十九年度	読み替える字句
		昭和六十年年度	
過疎地域自立促進特別措置法別表児童福祉施設の項	十分の五・五（国又は地方公共団体以外の者が設置する保育所に係るものにあつては、三分の二）	十分の六（国又は地方公共団体以外の者が設置する保育所に係るものにあつては、三分の二）	読み替える字句
		十分の五・五（国又は地方公共団体以外の者が設置する保育所に係るものにあつては、三分の二）	

				るものにあつては、三分の二)
				、三分の二)

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び総合こども園法（平成二十四年法律第 号）第二条第一項に規定する総合こども園（以下「総合こども園」という。）をいう。</p> <p>2 3 4 （略）</p> <p>（学校法人に対する都道府県の補助に対する国の補助）</p> <p>第九条 都道府県が、その区域内にある幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は総合こども園を設置する学校法人に対し、当該学校における教育に係る経常的経費について補助する場合には、国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。</p> <p>附 則</p> <p>（学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等に対する措置）</p> <p>第二条 第三条、第九条、第十条及び第十二条から第十五条までの規定中学校法人には、当分の間、学校教育法附則第六条の規定により私立の幼稚園を設置する者（次項において「学校法人以外の私立の幼稚園の設置者」という。）及び総合こども園法の施行の日の前日において同条の規定により私立の幼稚園を設置していた者であつて当該幼稚園を廃止して</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。</p> <p>2 3 4 （略）</p> <p>（学校法人に対する都道府県の補助に対する国の補助）</p> <p>第九条 都道府県が、その区域内にある幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置する学校法人に対し、当該学校における教育に係る経常的経費について補助する場合には、国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。</p> <p>附 則</p> <p>（学校法人以外の私立の幼稚園の設置者に対する措置）</p> <p>第二条 第三条、第九条、第十条及び第十二条から第十五条までの規定中学校法人には、当分の間、学校教育法附則第六条の規定により私立の幼稚園を設置する者（以下「学校法人以外の私立の幼稚園の設置者」という。）を含むものとする。</p>

総合こども園（当該幼稚園の所在した区域と同一の区域内にあることその他の文部科学省令で定める要件に該当するものに限る。）を設置する者（社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）を除く。同項において「学校法人等以外の総合こども園の設置者」という。）を含むものとする。

2 学校法人以外の私立の幼稚園の設置者及び学校法人等以外の総合こども園の設置者（以下この条において「学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等」という。）に係る第十二条から第十四条までの規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条第一号	その業務	当該幼稚園若しくは総合こども園の経営に関する業務
学校法人の関係者	幼稚園若しくは総合こども園の経営に関する者	
質問させ	当該幼稚園若しくは総合こども園の経営に関し質問させ	
その帳簿	当該幼稚園若しくは総合こども園の経営に関する帳簿	
第十二条第三号	予算が	当該幼稚園又は総合こども園の経営

2 学校法人以外の私立の幼稚園の設置者に係る第十二条から第十四条までの規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条第一号	その業務	当該幼稚園の経営に関する業務
学校法人の関係者	幼稚園の経営に関する者	
質問させ	当該幼稚園の経営に関し質問させ	
その帳簿	当該幼稚園の経営に関する帳簿	
第十二条第三号	予算が	当該幼稚園の経営に関する予算が

第十二条第四号		当該学校法人の役員		営に関する予算が
当該役員 の解職す べき旨	処分又は寄附行為	(略)	(略)	当該幼稚園又は総合こども園の経営を担当する者(当該幼稚園又は総合こども園を設置する者が法人である場合にあつては当該幼稚園又は総合こども園の経営を担当する当該法人の役員をいい、当該幼稚園又は総合こども園を設置する者が法人以外の者である場合にあつては当該幼稚園又は総合こども園を設置する者をいう。)
当該役員 の解職す べき旨	処分又は寄附行為	(略)	(略)	当該幼稚園又は総合こども園の経営を担当する者の担当を解くべき旨(当該幼稚園又は総合こども園を設置する者が法人以外の者である場合にあつては、当該幼稚園又は総合こども園の経営に関する人は総合こども園の経営に関する人

第十二条第四号		当該学校法人の役員		当該幼稚園の経営を担当する者(当該幼稚園を設置する者が法人である場合にあつては当該幼稚園の経営を担当する当該法人の役員をいい、当該幼稚園を設置する者が法人以外の者である場合にあつては当該幼稚園を設置する者をいう。)
当該役員 の解職す べき旨	処分又は寄附行為	(略)	(略)	当該幼稚園の経営を担当する者の担当を解くべき旨(当該幼稚園を設置する者が法人以外の者である場合にあつては、当該幼稚園の経営に関する人事の是正のため必要な措置をとるべき旨)
当該役員 の解職す べき旨	処分又は寄附行為	(略)	(略)	当該幼稚園についての処分

	第十三条第一項		事の是正のため必要な措置をとるべき旨
(略)	当該学校法人の理事	(略)	当該幼稚園若しくは総合こども園を設置する者(当該幼稚園又は総合こども園を設置する者が法人である場合にあつては、当該法人の代表者)
3	学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等で第一項の規定に基づき第九条又は第十条の規定により助成を受けるものは、当該助成に係る幼稚園又は総合こども園の経営に関する会計を他の会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。この場合において、その会計年度については、私立学校法第四十八条の規定を準用する。	(略)	
4	(略)	(略)	
5	学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等で第一項の規定に基づき第九条又は第十条の規定により補助金の交付を受けるものは、当該交付を受けることとなつた年度の翌年度の四月一日から起算して五年以内に、当該補助金に係る幼稚園又は総合こども園が学校法人によつて設置されるように措置しなければならない。	(略)	
6	第二項の規定により読み替えて適用される第十二条、第十二条の二第一項及び第二項、第十三条第一項並びに第十四条第二項及び第三項の規	(略)	

	第十三条第一項		
(略)	当該学校法人の理事	(略)	当該幼稚園を設置する者(当該幼稚園を設置する者が法人である場合にあつては、当該法人の代表者)
3	学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等で第一項の規定に基づき第九条又は第十条の規定により助成を受けるものは、当該助成に係る幼稚園の経営に関する会計を他の会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。この場合において、その会計年度については、私立学校法第四十八条の規定を準用する。	(略)	
4	(略)	(略)	
5	学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等で第一項の規定に基づき第九条又は第十条の規定により補助金の交付を受けるものは、当該交付を受けることとなつた年度の翌年度の四月一日から起算して五年以内に、当該補助金に係る幼稚園が学校法人によつて設置されるように措置しなければならない。	(略)	
6	第二項において読み替えて適用される第十二条、第十二条の二第一項及び第二項、第十三条第一項並びに第十四条第二項及び第三項の規定に	(略)	

定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二
 条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(総合こども園を設置する社会福祉法人に対する措置)

第二条の二 第三条、第九条、第十条及び第十二条から第十五条までの規
 定中学校法人には、当分の間、総合こども園を設置する社会福祉法人を
 含むものとする。

2 前項の社会福祉法人に係る第十二条から第十四条までの規定の適用に
 ついては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄
 に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものと
 する。

第十二条各号列 記以外の部分	所轄庁	都道府県知事
第十二条第一号	その業務	当該総合こども園の経営に関する 業務
学校法人の関係者	総合こども園の経営に係るある 者	
質問させ	当該総合こども園の経営に関し質 問させ	
その帳簿	当該総合こども園の経営に関する	

より都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二
 条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(新設)

第十三条第一項	第十二条の二第一項から第三項まで(第十三条第二項において準用する場合を含む。)					第十二条第四号	第十二条第三号	
所轄庁	所轄庁	当該役員の解職をすべき旨	処分又は寄附行為	所轄庁	、法令	当該学校法人の役員	予算が	
都道府県知事	都道府県知事	当該総合子ども園の経営を担当する役員の担当を解くべき旨	当該総合子ども園についての処分	都道府県知事	又は法令	当該総合子ども園の経営を担当する当該社会福祉法人の役員	当該総合子ども園の経営に関する予算が	帳簿

		当該学校法人の理事	当該総合こども園を設置する社会福祉法人の代表者
		解職しようとする役員	担当を解こうとする役員
第十四条第一項	文部科学大臣	附則第二条の二第三項の規定による特別の会計について、文部科学大臣	
第十四条第二項及び第三項	所轄庁	都道府県知事	

3 総合こども園を設置する社会福祉法人で第一項の規定に基づき第九条又は第十条の規定により助成を受けるものは、当該助成に係る総合こども園の経営に関する会計を他の会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。この場合において、その会計年度については、私立学校法第四十八条の規定を準用する。

4 前項の規定による特別の会計の経理に当たっては、当該会計に係る収入を他の会計に係る支出に充ててはならない。

5 第二項の規定により読み替えて適用される第十二条、第十二条の二第一項及び第二項、第十三条第一項並びに第十四条第二項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二十九条第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 私立学校 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する私立学校及び学校法人が設置する総合こども園（総合こども園法（平成二十四年法律第 号）第二条第一項に規定する総合こども園をいう。附則第十三条において同じ。）をいう。</p> <p>二 五 （略）</p> <p>附 則</p> <p>（私立学校等の特例）</p> <p>第十三条 この法律（第二十三条第一項第一号を除く。）において、私立学校には、当分の間、学校教育法附則第六条の規定により学校法人以外の者によって設置された私立の幼稚園及び総合こども園法の施行の日の前日において同条の規定により私立の幼稚園を設置していた者であつて当該幼稚園を廃止して総合こども園（当該幼稚園の所在した区域と同一の区域内にあることその他の文部科学省令で定める要件に該当するものに限る。）を設置する者（以下この条において「学校法人以外の総合こども園の設置者」という。）によつて設置された当該総合こども園を含み、学校法人には、当分の間、学校教育法附則第六条の規定により幼稚園を設置する学校法人以外の者及び学校法人以外の総合こども園の設置者を含むものとする。</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 私立学校 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する私立学校をいう。</p> <p>二 五 （略）</p> <p>附 則</p> <p>（私立学校等の特例）</p> <p>第十三条 この法律（第二十三条第一項第一号を除く。）において、私立学校には、当分の間、学校教育法附則第六条の規定により学校法人以外の者によって設置された私立の幼稚園を含み、学校法人には、当分の間、同条の規定により幼稚園を設置する学校法人以外の者を含むものとする。</p>

改 正 案

現 行

<p>（交流派遣職員に関する子ども・子育て支援法の特例）</p> <p>第十五条 交流派遣職員に関する子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）の規定の適用については、派遣先企業を同法第七十条第一項第四号に規定する団体とみなす。</p>	<p>（交流派遣職員に関する児童手当法の特例）</p> <p>第十五条 交流派遣職員に関する児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定の適用については、派遣先企業を同法第二十条第一項第四号に規定する団体とみなす。</p>
<p>（交流派遣職員に関する地方公務員等共済組合法の適用関係等についての政令への委任）</p> <p>第十五条の二 前二条に定めるもののほか、交流派遣職員に関する国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）、子ども・子育て支援法その他これらに類する法律の適用関係の調整を要する場合におけるその適用関係その他必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>（交流派遣職員に関する地方公務員等共済組合法の適用関係等についての政令への委任）</p> <p>第十五条の二 前二条に定めるもののほか、交流派遣職員に関する国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）、児童手当法その他これらに類する法律の適用関係の調整を要する場合におけるその適用関係その他必要な事項は、政令で定める。</p>
<p>附 則</p> <p>（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法の特例）</p> <p>4 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）の規定により子ども手当の支給がされる交流派遣職員に関しては、第十五条の規定を準用する。この場合において、同条の見出し中「子ども・子育て支援法」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における</p>	<p>附 則</p> <p>（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法の特例）</p> <p>4 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）の規定により子ども手当の支給がされる交流派遣職員に関する第十五条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当法」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中</p>

る旧児童手当法」と、同条中「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定による児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」と、「第七十条第一項第四号」とあるのは「第二十条第一項第四号」と読み替えるものとする。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法の特例）

5 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）の規定により子ども手当の支給がされる交流派遣職員に関しては、第十五条の規定を準用する。この場合において、同条の見出し中「子ども・子育て支援法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第二十条第一項、第三項又は第五項の規定による児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」と、「第七十条第一項第四号」とあるのは「第二十条第一項第四号」と読み替えるものとする。

「児童手当法」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定による児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法」とする。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法の特例）

5 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）の規定により子ども手当の支給がされる交流派遣職員に関しては、第十五条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第二十条第一項、第三項又は第五項の規定による児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法」とする。

改正案		現行	
<p>教育</p>	<p>事業の区分</p>	<p>十分の五・五</p>	<p>国の負担割合</p>
<p>教育 （幼稚園は対象外）</p>	<p>事業の区分</p>	<p>十分の五・五</p>	<p>国の負担割合</p>
<p>別表（第十条関係）</p> <p>十二～十八（略）</p> <p>2～3（略）</p> <p>十 保育所及び児童館</p> <p>十一 総合子ども園（総合子ども園法（平成二十四年法律第 号） 第二條第一項に規定する総合子ども園をいう。別表児童福祉施設 の項において同じ。）</p>		<p>（過疎地域自立促進のための地方債）</p> <p>第十二條 過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて行う地場産業に係 る事業又は観光若しくはレクリエーションに関する事業を行う者で政 令で定めるものに対する出資及び次に掲げる施設の整備につき当該市 町村が必要とする経費については、地方財政法（昭和二十三年法律第 百九号）第五條各号に規定する経費に該当しないものについても、地 方債をもってその財源とすることができる。</p> <p>一～九（略）</p> <p>十 保育所及び児童館</p> <p>十一 認定子ども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的 な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三條第 一項又は第三項の規定による認定を受けた施設をいう。）</p> <p>十二～十八（略）</p> <p>2～3（略）</p>	
<p>（過疎地域自立促進のための地方債）</p> <p>第十二條 過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて行う地場産業に係 る事業又は観光若しくはレクリエーションに関する事業を行う者で政 令で定めるものに対する出資及び次に掲げる施設の整備につき当該市 町村が必要とする経費については、地方財政法（昭和二十三年法律第 百九号）第五條各号に規定する経費に該当しないものについても、地 方債をもってその財源とすることができる。</p> <p>一～九（略）</p> <p>十 保育所及び児童館</p> <p>十一 総合子ども園（総合子ども園法（平成二十四年法律第 号） 第二條第一項に規定する総合子ども園をいう。別表児童福祉施設 の項において同じ。）</p>		<p>（過疎地域自立促進のための地方債）</p> <p>第十二條 過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて行う地場産業に係 る事業又は観光若しくはレクリエーションに関する事業を行う者で政 令で定めるものに対する出資及び次に掲げる施設の整備につき当該市 町村が必要とする経費については、地方財政法（昭和二十三年法律第 百九号）第五條各号に規定する経費に該当しないものについても、地 方債をもってその財源とすることができる。</p> <p>一～九（略）</p> <p>十 保育所及び児童館</p> <p>十一 認定子ども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的 な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三條第 一項又は第三項の規定による認定を受けた施設をいう。）</p> <p>十二～十八（略）</p> <p>2～3（略）</p>	

施設	児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設のうち保育所又は総合こども園の設備の新設、修理、改造、拡張又は整備	二分の一から十分の五・五（国又は地方公共団体以外の者が設置する保育所又は総合こども園に係るものにあつては、三分の二）まで
施設	児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設の設備の新設、修理、改造、拡張又は整備	二分の一から十分の五・五（国又は地方公共団体以外の者が設置する保育所に係るものにあつては、三分の二）まで

改正案	現行
<p>（派遣職員に関する子ども・子育て支援法の特例）</p> <p>第八条 派遣職員に関する子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第一〇号）の規定の適用については、派遣先団体を同法第七十条第一項第三号に規定する団体とみなす。</p> <p>附則</p> <p>（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法の特例）</p> <p>第三条 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）の規定により子ども手当の支給がされる派遣職員に関しては、第八条の規定を準用する。この場合において、同条の見出し中「子ども・子育て支援法」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第一〇号）」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定による児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第一〇号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」と、「第七十条第一項第三号」とあるのは「第二十条第一項第三号」と読み替えるものとする。</p>	<p>（派遣職員に関する児童手当法の特例）</p> <p>第八条 派遣職員に関する児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定の適用については、派遣先団体を同法第二十条第一項第三号に規定する団体とみなす。</p> <p>附則</p> <p>（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法の特例）</p> <p>第三条 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）の規定により子ども手当の支給がされる派遣職員に関する第八条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当法」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定による児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第一〇号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法」とする。</p>

(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法の特例)

第四条 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号)の規定により子ども手当の支給がされる派遣職員に関しては、第八条の規定を準用する。この場合において、同条の見出し中「子ども・子育て支援法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第 号)」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号)第二十条第一項、第三項又は第五項の規定による児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号)附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)」と、「第七十条第一項第三号」とあるのは「第二十条第一項第三号」と読み替えるものとする。

(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法の特例)

第四条 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号)の規定により子ども手当の支給がされる派遣職員に関しては、第八条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号)第二十条第一項、第三項又は第五項の規定による児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号)附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法」とする。

○ 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
<p>（児童虐待を受けた児童等に対する支援）</p> <p>第十三条の二 市町村は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 <u>号）第二十七条第一項に規定する指定子ども園（次項において</u> <u>「指定子ども園」という。）又は同法第四十七条第二項に規定する指</u> <u>定地域型保育事業（次項において「指定地域型保育事業」という。）</u> <u>の利用について、同法第四十三条第一項若しくは第五十五条第一項の</u> <u>規定により相談、助言若しくはあつせん若しくは要請を行う場合又は</u> <u>児童福祉法第二十四条第二項の規定により調整若しくは要請を行う場</u> <u>合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の</u> <u>福祉に配慮をしなければならない。</u></p> <p>2 指定子ども園の設置者又は子ども・子育て支援法第二十九条第一項 に規定する指定地域型保育事業者は、同法第三十四条第二項又は第四 十七条第二項の規定により当該指定子ども園を利用する児童（同法第 十九条第一項第二号又は第三号に該当する児童に限る。以下この項に おいて同じ。）又は当該指定地域型保育事業者に係る指定地域型保育 事業を利用する児童を選考するときは、児童虐待の防止に寄与するた め、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。</p> <p>3 4 (略) (略)</p>	<p>（児童虐待を受けた児童等に対する支援）</p> <p>第十三条の二 市町村は、児童福祉法第二十四条第三項の規定により保 育所に入所する児童を選考する場合には、児童虐待の防止に寄与する ため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>3 2 (略) (略)</p>

改正案	現行
<p>（センターの目的）</p> <p>第三条 独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）は、スポーツの振興及び児童、生徒、学生又は幼児（以下「児童生徒等」という。）の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園又は総合こども園（第十五条第一項第七号を除き、以下「学校」と総称する。）の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第十五条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 スポーツ及び学校安全（学校（学校教育法第一条に規定する学校及び総合こども園法（平成二十四年法律第 号）第二条第一項に規定する総合こども園（第二十条において「総合こども園」という。）をいう。以下この号において同じ。）における安全教育及び安全管理をいう。）その他の学校における児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供を行うこと。</p>	<p>（センターの目的）</p> <p>第三条 独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）は、スポーツの振興及び児童、生徒、学生又は幼児（以下「児童生徒等」という。）の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校又は幼稚園（第十五条第一項第七号を除き、以下「学校」と総称する。）の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第十五条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 スポーツ及び学校安全（学校（学校教育法第一条に規定する学校をいう。以下この号において同じ。）における安全教育及び安全管理をいう。）その他の学校における児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供を行うこと。</p>

八・九 (略)

2 (略)

(学校の設置者が地方公共団体である場合の事務処理)

第三十条 この法律に基づき学校の設置者が処理すべき事務は、学校の設置者が地方公共団体である場合においては、当該地方公共団体の教育委員会(総合子ども園にあつては、当該地方公共団体の長)が処理するものとする。

附則

(保育所等の災害共済給付)

第八条 センターは、当分の間、第十五条及び附則第六条第一項に規定する業務のほか、保育所(児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。)及び子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第 号)第二十七条第一項の指定を受けた同法第七条第四項に規定する届出保育施設の下における同法第四条に規定する児童の災害につき、当該児童の保護者に対し、災害共済給付を行うことができる。

2 (略)

3 センターが第一項に規定する業務を行う場合における第三十一条第一項及び第二項並びに第四十条第二号の規定の適用については、第三十一条第一項中「学校」とあるのは「附則第八条第一項に規定する保育所及び同項に規定する届出保育施設」と、同条第二項中「児童生徒等」とあるのは「附則第八条第一項に規定する児童」と、第四十条第二号中「第十五条」とあるのは「第十五条及び附則第八条第一項」とする。

八・九 (略)

2 (略)

(学校の設置者が地方公共団体である場合の事務処理)

第三十条 この法律に基づき学校の設置者が処理すべき事務は、学校の設置者が地方公共団体である場合においては、当該地方公共団体の教育委員会が処理するものとする。

附則

(保育所の災害共済給付)

第八条 センターは、当分の間、第十五条及び附則第六条第一項に規定する業務のほか、保育所(児童福祉法第三十九条に規定する保育所をいう。)の管理下における同法第四条に規定する児童の災害につき、当該児童の保護者に対し、災害共済給付を行うことができる。

2 (略)

3 センターが第一項に規定する業務を行う場合における第三十一条第一項及び第二項並びに第四十条第二号の規定の適用については、第三十一条第一項中「学校」とあるのは「保育所」と、同条第二項中「児童生徒等」とあるのは「附則第八条第一項に規定する児童」と、第四十条第二号中「第十五条」とあるのは「第十五条及び附則第八条第一項」とする。

改 正 案

現 行

		<p>（学校教育法の特例） 第十二条（略） 2～10（略）</p> <p>11 学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。</p>	
第七條第二項	又 は 適 合 設 置 法 人	、 当 該 指 定 都 市 等 の 長	、 適 合 設 置 都 市 等 の 長、 学 校 設 置 会 社 （ 構 造 改 革 特 別 区 域 法 （ 平 成 十 四 年 法 律 第 百 八 十 九 号 ） 第 十 二 條 第 二 項 に 規 定 す る 学 校 設 置 会 社 を い う。 以 下 同 じ。 ） の 設 置 す る 私 立 学 校 の 教 員 に あ つ て は、 同 條 第 一 項 の 規 定 に よ る 認 定 を 受 け た 地 方 公 共 団 体 の 長
第七條第二項、附則第	理 事 長	都 道 府 県 知 事	、 都 道 府 県 知 事 （ 学 校 設 置 会 社 （ 構 造 改 革 特 別 区 域 法 （ 平 成 十 四 年 法 律 第 百 八 十 九 号 ） 第 十 二 條 第 二 項 に 規 定 す る 学 校 設 置 会 社 を い う。 以 下 同 じ。 ） の 設 置 す る 私 立 学 校 の 教 員 に あ つ て は、 同 條 第 一 項 の 規 定 に よ る 認 定 を 受 け た 地 方 公 共 団 体 の 長
	理 事 長 又 は 学 校 設 置 会 社 の 代 表 取 締 役 若 し く は 代		

<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）</p>	<p>第二十七条の六</p>	<p>附則第五項の表備考第一号</p>	<p>適合設置法人をいう。以下同じ。</p>	<p>、その適合設置法人を代表する権限を有する者</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>理事長</p>	<p>適合設置法人をいう。以下同じ。又は学校設置会社</p>	<p>その適合設置法人を代表する権限を有する者とし、学校設置会社にあつてはその代表取締役又は代表執行役とする</p>	<p>理事長又は学校設置会社の代表取締役若しくは代表執行役</p>	<p>都道府県知事（学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）の設置する私立学校に関する事務にあつては、同法第十二条第一項の規定による認</p>
<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）</p>	<p>第二十七条の二</p>	<p>新設</p>	<p>五項の表備考第一号及び別表第三備考第二号</p>	<p>新設</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>新設</p>	<p>表執行役</p>	<p>都道府県知事（学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）の設置する私立学校に関する事務にあつては、同法第十二条第一項の規定による認</p>		

		著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）			
第三十八條 第一項		第三十五條 第一項			
利用する場合	又は適合設置法人	（を除く。）を 除く	（を除く。）を 除く	都道府県委員会	
利用する場合又は学校設置会社の設置する学校において聴衆若しくは観衆	、適合設置法人	（を除く。）を 除く （平成十四年法律第八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。第三十八條第一項において同じ。）の設置する学校を含む	（を除く。）を 除く （平成十四年法律第八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。第三十八條第一項において同じ。）の設置する学校を含む	都道府県委員会（学校設置会社の設置する私立学校に関する事務にあつては、同項の規定による認定を受けた地方公共団体の教育委員会）	定を受けた地方公共団体の長
		著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）			
第三十八條 第一項		第三十五條 第一項			
受けない場合	又は観衆	設置されているものを除く。	設置されているものを除き、学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。第三十八條第一項において同じ。）の設置する学校を含む。	都道府県委員会	
受けない場合又は学校設置会社の設置する学校において聴衆若しくは観衆	若しくは観衆	設置されているものを除き、学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。第三十八條第一項において同じ。）の設置する学校を含む。	設置されているものを除き、学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。第三十八條第一項において同じ。）の設置する学校を含む。	都道府県委員会（学校設置会社の設置する私立学校に関する事務にあつては、同項の規定による認定を受けた地方公共団体の教育委員会）	定を受けた地方公共団体の長

				<p>から料金を受けずにその教育若しくは研究を行う活動に利用する場合</p>
<p>(学校教育法の特例) 第十三条 (略) 2・3 (略)</p>				
<p>4 学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。</p>				
教育職員免許法	第二十一条第二項	、当該指定都市等の長、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。以下同じ。）の設置する私立学校の教員にあつては同条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長	当該指定都市等の長、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。以下同じ。）の設置する私立学校の教員にあつては同条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長	
第七條第二項	又は適合設置法人	適合設置法人		

				<p>から料金を受けずにその教育若しくは研究を行う活動に利用する場合</p>
<p>(学校教育法の特例) 第十三条 (略) 2・3 (略)</p>				
<p>4 学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。</p>				
教育職員免許法	第二十一条第三項	都道府県知事	都道府県知事（学校設置非営利法人（構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。以下同じ。）の設置する私立学校の教員にあつては、同条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長）	
第七條第二項、附則第五項の表備	理事長	理事長又は学校設置非営利法人の代表権を有する理事		

	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律</p>
<p>附則第五項の表備考第一号</p>	<p>第二十七条の六</p>
<p>理事長</p>	<p>都道府県知事</p>
<p>その適合設置法人を代表する者 、その適合設置法人を代表する者 、学校設置非営利法人にあつてはその代表権を有する理事とする</p>	<p>都道府県知事（学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第十三条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）の設置する私立学校に関する事務にあつては、同法第十三</p>
	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律</p>
<p>考第一号及び別表第三備考第二号</p>	<p>第二十七条の二</p>
<p>新設</p>	<p>都道府県知事</p>
<p>新設</p>	<p>都道府県知事（学校設置非営利法人（構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。以下この条において同じ。）の設置する私立学校に関する事務にあつては</p>

5 (略)			
		都道府県委員会	
	都道府県委員会(学校設置会社の設置する私立学校に関する事務にあつては、同項の規定による認定を受けた地方公共団体の教育委員会)	都道府県委員会(学校設置会社の設置する私立学校に関する事務にあつては、同項の規定による認定を受けた地方公共団体の教育委員会)	条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長)
5 (略)			
		都道府県委員会	
	都道府県委員会(学校設置非営利法人の設置する私立学校に関する事務にあつては、同項の規定による認定を受けた地方公共団体の教育委員会)	都道府県委員会(学校設置非営利法人の設置する私立学校に関する事務にあつては、同項の規定による認定を受けた地方公共団体の教育委員会)	、同法第十三条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長)

○ 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案

現 行

（子ども・子育て支援法の特例）

第十七条 私立大学派遣検察官等に関する子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）の規定の適用については、当該法科大学院設置者を同法第七十条第一項第四号に規定する団体とみなす。

附 則

（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法の特例）

6 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）の規定により子ども手当の支給がされる私立大学派遣検察官等に関しては、第十七条の規定を準用する。この場合において、同条の見出し中「子ども・子育て支援法」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定による児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」と、「第七十条第一項第四号」とあるのは「第二十条第一項第四号」と読み替えるものとする。

（児童手当法の特例）

第十七条 私立大学派遣検察官等に関する児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定の適用については、当該法科大学院設置者を同法第二十条第一項第四号に規定する団体とみなす。

附 則

（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法の特例）

6 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）の規定により子ども手当の支給がされる私立大学派遣検察官等に関しては、第十七条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当法」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定による児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法」とする。

(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法の特例)

7 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七七号)の規定により子ども手当の支給がされる私立大学派遣検察官等に関しては、第十七条の規定を準用する。この場合において、同条の見出し中「子ども・子育て支援法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第 号)」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七七号)第二十条第一項、第三項又は第五項の規定による児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号)附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)」と、「第七十条第一項第四号」とあるのは「第二十条第一項第四号」と読み替えるものとする。

(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法の特例)

7 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七七号)の規定により子ども手当の支給がされる私立大学派遣検察官等に関する第十七条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七七号)第二十条第一項、第三項又は第五項の規定による児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号)附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法」とする。

改 正 案	現 行
<p>（大学附属の学校） 第二十三条 国立大学に、文部科学省令で定めるところにより、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、<u>総合こども園又は専修学校を附属させて設置することができる。</u></p>	<p>（大学附属の学校） 第二十三条 国立大学に、文部科学省令で定めるところにより、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は専修学校を附属させて設置することができる。</p>

改正案	現行
<p>第七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>（削る。）</p> <p>三（略）</p> <p>3（略）</p> <p>4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第号）第七十三条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴き、かつ、内閣総理大臣に協議するとともに、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について総務大臣に協議しなければならない。</p> <p>5（略）</p> <p>（市町村行動計画）</p> <p>第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての</p>	<p>第七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 次条第一項の市町村行動計画において、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条第四項に規定する保育の実施の事業、同法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業その他主務省令で定める次世代育成支援対策に係る次条第二項各号に掲げる事項を定めるに当たって参酌すべき標準</p> <p>四（略）</p> <p>3（略）</p> <p>4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について、総務大臣に協議しなければならない。</p> <p>5（略）</p> <p>（市町村行動計画）</p> <p>第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての</p>

支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

2～5 (略)

6 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、おおむね一年に一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

7 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

8 (略)

(都道府県行動計画)

第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定することができる。

2～5 (略)

6 都道府県は、都道府県行動計画を策定したときは、おおむね一年に

支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

2～5 (略)

6 市町村は、おおむね一年に一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

7 市町村は、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

8 (略)

(都道府県行動計画)

第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定するものとする。

2～5 (略)

6 都道府県は、おおむね一年に一回、都道府県行動計画に基づく措置

<p>一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。</p> <p>7 都道府県は、都道府県行動計画を策定したときは、定期的に、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、都道府県行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>8 (略)</p>	<p>の実施の状況を公表するよう努めるものとする。</p> <p>7 都道府県は、定期的に、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、都道府県行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>8 (略)</p>
--	--

改正案	現行
<p>（子ども・子育て支援法の特例）</p> <p>第九条 弁護士職務従事職員に関する子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）の規定の適用については、受入先弁護士法人等を同法第七十条第一項第四号に規定する団体とみなす。</p> <p>附則</p> <p>（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法の特例）</p> <p>6 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）の規定により子ども手当の支給がされる弁護士職務従事職員に関しては、第九条の規定を準用する。この場合において、同条の見出し中「子ども・子育て支援法」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定による児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」と、「第七十条第一項第四号」とあるのは「第二十条第一項第四号」と読み替えるものとする。</p>	<p>（児童手当法の特例）</p> <p>第九条 弁護士職務従事職員に関する児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定の適用については、受入先弁護士法人等を同法第二十条第一項第四号に規定する団体とみなす。</p> <p>附則</p> <p>（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法の特例）</p> <p>6 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）の規定により子ども手当の支給がされる弁護士職務従事職員に関しては、第九条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当法」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定による児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法」とする。</p>

(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法の特例)

7 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七七号)の規定により子ども手当の支給がされる弁護士職務従事職員に関しては、第九条の規定を準用する。この場合において、同条の見出し中「子ども・子育て支援法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第 号)」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七七号)第二十条第一項、第三項又は第五項の規定による児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号)附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)」と、「第七十条第一項第四号」とあるのは「第二十条第一項第四号」と読み替えるものとする。

(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法の特例)

7 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七七号)の規定により子ども手当の支給がされる弁護士職務従事職員に関する第九条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法が適用される場合における旧児童手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七七号)第二十条第一項、第三項又は第五項の規定による児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号)附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法」とする。

改正案	現行
<p>（保育）</p> <p>第七条 市町村は、<u>児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）</u>第二十四条第一項の規定による必要な保育を確保するための措置を講じるに当たっては、発達障害児の健全な発達が他の児童と共に生活することを通じて図られるよう適切な配慮をするものとする。</p>	<p>（保育）</p> <p>第七条 市町村は、<u>保育の実施に当たっては</u>、発達障害児の健全な発達が他の児童と共に生活することを通じて図られるよう適切な配慮をするものとする。</p>

改 正 案	現 行
<p>(目的)</p> <p>第百八条 年金特別会計は、国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）による国民年金事業（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号。以下「年金給付遅延加算金支給法」という。）による給付遅延特別加算金の支給を含む。以下この節において「国民年金事業」という。）<u>、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による厚生年金保険事業（国民年金法の規定による拠出金の負担及び年金給付遅延加算金支給法による保険給付遅延特別加算金の支給を含む。以下この節において「厚生年金保険事業」という。）</u>、健康保険法（大正十一年法律第七十号）による健康保険及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による船員保険に<u>関し</u>政府が行う業務並びに児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）による地域子ども・子育て支援事業に関する政府の経理を明確にすることを目的とする。</p> <p>(管理)</p> <p>第百九条 年金特別会計は、内閣総理大臣及び厚生労働大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。</p> <p>2 年金特別会計の管理に関する事務は、政令で定めるところにより、同会計全体の計算整理に関するものについては厚生労働大臣が、その</p>	<p>(目的)</p> <p>第百八条 年金特別会計は、国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）による国民年金事業（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号。以下「年金給付遅延加算金支給法」という。）による給付遅延特別加算金の支給を含む。以下この節において「国民年金事業」という。）<u>、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による厚生年金保険事業（国民年金法の規定による拠出金の負担及び年金給付遅延加算金支給法による保険給付遅延特別加算金の支給を含む。以下この節において「厚生年金保険事業」という。）</u>、健康保険法（大正十一年法律第七十号）による健康保険及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による船員保険に<u>関し</u>政府が行う業務並びに児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当に関する政府の経理を明確にすることを目的とする。</p> <p>(管理)</p> <p>第百九条 年金特別会計は、厚生労働大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。</p>

他のものについてはその他のものうち基礎年金勘定、国民年金勘定、厚生年金勘定、健康勘定及び業務勘定に係るものにあつては厚生労働大臣が、子ども・子育て支援勘定に係るものにあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣が行うものとする。

(勘定区分)

第一百十条 年金特別会計は、基礎年金勘定、国民年金勘定、厚生年金勘定、健康勘定、子ども・子育て支援勘定及び業務勘定に区分する。

(歳入及び歳出)

第一百一十條 (略)

2～4 (略)

5 子ども・子育て支援勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 子ども・子育て支援法第七十條第一項各号に掲げる者からの拠出金

ロ～へ (略)

二 歳出

イ 児童手当交付金

ロ 子ども・子育て支援法第六十九條第二項の規定による交付金(以下「子ども・子育て支援交付金」という。)

ハ・ニ (略)

ホ 児童手当の業務取扱費

へ 業務勘定への繰入金

(勘定区分)

第一百十條 年金特別会計は、基礎年金勘定、国民年金勘定、厚生年金勘定、健康勘定、児童手当勘定及び業務勘定に区分する。

(歳入及び歳出)

第一百一十條 (略)

2～4 (略)

5 児童手当勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 児童手当法第二十條第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金

ロ～へ (略)

二 歳出

イ 児童手当交付金

ロ・ハ (略)

ニ 児童手当の業務取扱費

ホ 児童育成事業費

へ 業務勘定への繰入金

ト 附属諸費

6 業務勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ〜ニ (略)

ホ 子ども・子育て支援勘定からの繰入金

ヘ・ト (略)

二 歳出

イ 国民年金事業、厚生年金保険事業並びに健康保険及び船員保険

に關し政府が行う業務の業務取扱費並びに子ども・子育て支援法

第七十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収に係る業務取

扱費

ロ〜ヘ (略)

(歳入歳出予定計算書等の添付書類)

第百十二条 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、

年金特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に、前々年度の貸借

対照表及び損益計算書(子ども・子育て支援勘定に係るものを除く。

)並びに前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書(

子ども・子育て支援勘定に係るものを除く。)を添付しなければならない。

(一般会計からの繰入対象経費)

第百十三条 (略)

2 (略)

3 子ども・子育て支援勘定における一般会計からの繰入対象経費は、

児童手当法第十八条第一項から第三項までに規定する児童手当の支給

ト 附属諸費

6 業務勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ〜ニ (略)

ホ 児童手当勘定からの繰入金

ヘ・ト (略)

二 歳出

イ 国民年金事業、厚生年金保険事業並びに健康保険及び船員保険

に關し政府が行う業務の業務取扱費並びに児童手当法第二十条第

一項第一号の事業主からの拠出金の徴収に係る業務取扱費

ロ〜ヘ (略)

(歳入歳出予定計算書等の添付書類)

第百十二条 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、

年金特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に、前々年度の貸借

対照表及び損益計算書(児童手当勘定に係るものを除く。)並びに前

年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書(児童手当勘

定に係るものを除く。)を添付しなければならない。

(一般会計からの繰入対象経費)

第百十三条 (略)

2 (略)

3 児童手当勘定における一般会計からの繰入対象経費は、児童手当法

第十八条第一項から第三項までに規定する児童手当の支給に要する費

に要する費用及び同条第五項に規定する児童手当に関する事務の執行に要する費用で国庫が負担するもの並びに子ども・子育て支援法第六十六条第三号に掲げる地域子ども・子育て支援事業に要する費用で同法第六十九条第二項の規定により国庫が負担するものとする。

4 (略)

(他の勘定への繰入れ)

第百十四条 (略)

2～7 (略)

8 子ども・子育て支援法第七十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収に係る業務取扱費又は日本年金機構への交付金に充てるために必要な額に相当する金額は、子ども・子育て支援勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。

9 (略)

(子ども・子育て支援勘定の積立金)

第百十八条 子ども・子育て支援勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、児童手当交付金及び子ども・子育て支援交付金の財源に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

2 子ども・子育て支援勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、前項の積立金から補足するものとする。

3 第一項の積立金は、政令で定めるところにより、児童手当交付金及び子ども・子育て支援交付金の財源に充てるために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、子ども・子育て支援勘定の歳入に繰り

用及び同条第五項に規定する児童手当に関する事務の執行に要する費用で国庫が負担するものとする。

4 (略)

(他の勘定への繰入れ)

第百十四条 (略)

2～7 (略)

8 児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収に係る業務取扱費又は日本年金機構への交付金に充てるために必要な額に相当する金額は、児童手当勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。

9 (略)

(児童手当勘定の積立金)

第百十八条 児童手当勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、児童手当交付金及び児童育成事業費の財源に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

2 児童手当勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、前項の積立金から補足するものとする。

3 第一項の積立金は、政令で定めるところにより、児童手当交付金及び児童育成事業費の財源に充てるために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、児童手当勘定の歳入に繰り入れることができる。

入れることができる。

(業務勘定における剰余金の処理)

第百十九条 業務勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合における第八条第一項の規定の適用については、同項中「において、当該剰余金から次章に定めるところにより当該特別会計の積立金として積み立てる金額及び資金に組み入れる金額を控除してなお残余があるときは、これを当該特別会計」とあるのは、「は、政令で定めるところにより、国民年金勘定、厚生年金勘定及び子ども・子育て支援勘定の積立金に組み入れ、又は健康勘定及び業務勘定」とする。

(受入金等の過不足の調整)

第百二十条 (略)

2 前項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

一・二 (略)

三 毎会計年度一般会計から子ども・子育て支援勘定に繰り入れた金額(子ども・子育て支援交付金の額を除く。)が、当該年度における児童手当法第十八条第一項から第三項まで及び第五項の規定による国庫負担金の額に対して超過し、又は不足する場合

四〇六 (略)

(歳入歳出決定計算書の添付書類)

第百二十一条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、年金特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の貸借対照表及び損益計算書(子ども・子育て支援勘定に係るものを除く。

(業務勘定における剰余金の処理)

第百十九条 業務勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合における第八条第一項の規定の適用については、同項中「において、当該剰余金から次章に定めるところにより当該特別会計の積立金として積み立てる金額及び資金に組み入れる金額を控除してなお残余があるときは、これを当該特別会計」とあるのは、「は、政令で定めるところにより、国民年金勘定、厚生年金勘定及び児童手当勘定の積立金に組み入れ、又は健康勘定及び業務勘定」とする。

(受入金等の過不足の調整)

第百二十条 (略)

2 前項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

一・二 (略)

三 毎会計年度一般会計から児童手当勘定に繰り入れた金額が、当該年度における児童手当法第十八条第一項から第三項まで及び第五項の規定による国庫負担金の額に対して超過し、又は不足する場合

四〇六 (略)

(歳入歳出決定計算書の添付書類)

第百二十一条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、年金特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の貸借対照表及び損益計算書(児童手当勘定に係るものを除く。)を添付し

）を添付しなければならない。

（一時借入金金の借換え等）

第二百二十三条 第十五条第四項の規定にかかわらず、基礎年金勘定又は子ども・子育て支援勘定において、歳入不足のために一時借入金を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、当該各勘定の負担において、一時借入金金の借換えをすることができる。

2・3 （略）

4 国民年金勘定、厚生年金勘定又は子ども・子育て支援勘定においては、当該各勘定の積立金に属する現金をそれぞれ繰り替えて使用することができる。

附則

（年金特別会計における児童手当に関する経理）

第三十一条の二 子ども・子育て支援法及び総合子ども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第 号）第四十一条及び第四十二条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第四十条の規定による改正前の児童手当法による児童手当に関する政府の経理は、年金特別会計において行うものとする。この場合における第百八条、第百十一条第五項及び第六項、第百十三条第三項、第百十四条第八項、第百十八条第一項及び第三項並びに第百二十条第二項の規定の適用については、第百八条中「児童手当及び」とあるのは「児童手当（子ども・子育て支援法及び総合子ども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第 号）

なければならない。

（一時借入金金の借換え等）

第二百二十三条 第十五条第四項の規定にかかわらず、基礎年金勘定又は児童手当勘定において、歳入不足のために一時借入金を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、当該各勘定の負担において、一時借入金金の借換えをすることができる。

2・3 （略）

4 国民年金勘定、厚生年金勘定又は児童手当勘定においては、当該各勘定の積立金に属する現金をそれぞれ繰り替えて使用することができる。

附則

以下「子ども・子育て整備法」という。）第四十一条及び第四十二条の規定によりなお従前の例によることとされた子ども・子育て整備法第四十条の規定による改正前の児童手当法（以下「整備法改正前児童手当法」という。）による児童手当を含む。）及び」と、第百十一条第五項第一号イ中「拠出金」とあるのは「拠出金及び子ども・子育て整備法第四十二条の規定によりその徴収についてなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第二十条第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金」と、同項第二号ホ中「児童手当の業務取扱費」とあるのは「児童手当の業務取扱費及び児童育成事業費」と、同条第六項第二号イ中「徴収」とあるのは「徴収及び子ども・子育て整備法第四十二条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第二十条第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十三条第三項中「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに子ども・子育て整備法第四十一条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第十八条第一項から第三項までに規定する児童手当の支給に要する費用及び子ども・子育て整備法第四十一条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第十八条第一項から第三項までに規定する児童手当の支給に要する費用及び子ども・子育て整備法第四十一条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十八条第一項及び第三項中「及び子ども・子育て支援交付金」とあるのは「並びに子ども・子育て支援交付金及び児童育成事業費」と、第百二十条第二項第三号中「第五項」とあるのは「第五項並びに子ども・子育て整備法第四十一条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前

児童手当法第十八条第一項から第三項まで及び第五項」とする。

(年金特別会計における子ども手当に関する経理)

第三十一条の三 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)による子ども手当に関する政府の経理は、年金特別会計において行うものとする。この場合における第百八条、第百十一条第五項及び第六項、第百十三条第三項、第百十四条第八項、第百十八条第一項及び第三項並びに第百二十条第二項の規定の適用については、第百八条中「地域子ども・子育て支援事業」とあるのは「地域子ども・子育て支援事業並びに平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。)による子ども手当」と、第百十一条第五項第一号イ中「拠出金」とあるのは「拠出金及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第号)附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(以下「平成二十四年改正前児童手当法」という。)

第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金」と、同項第二号イ中「児童手当交付金」とあるのは「児童手当交付金及び子ども手当交付金」と、同号ホ中「児童手当の業務取扱費」とあるのは「児童手当及び子ども手当の業務取扱費並びに児童育成事業費」と、同条第六項第二号イ中「徴収」とあるのは「徴収及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百

(年金特別会計における子ども手当に関する経理)

第三十一条の二 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)による子ども手当に関する政府の経理は、年金特別会計において行うものとする。この場合における第百八条、第百十条、第百十一条第五項及び第六項、第百十二条、第百十三条第三項、第百十四条第八項、第百十八条、第百十九条、第百二十条第二項、第百二十一条並びに第百二十三条第一項及び第四項の規定の適用については、第百八条中「よる児童手当」とあるのは「よる児童手当及び平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。)による子ども手当」と、第百十条中「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十一条第五項中「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同項第一号イ中「拠出金」とあるのは「拠出金及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第号)附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(以下「旧児童手当法」という。)

第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金」と、同項第二号イ中「児童手当交付金」とあるのは「児童手当交付金及び子ども手当交付金」と、同号ニ中「児童手当」とあるのは「児童手当及び子ども手当」と、同条第六項第一号ホ中「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同項第二号イ中「徴収」とあるのは「徴収及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規

十三条第三項中「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに平成二十二年度子ども手当支給法第十七条第一項に規定する子ども手当の支給に要する費用（平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項又は第二項の規定により児童手当又は平成二十四年改正前児童手当法附則第七条第一項の給付とみなされる部分の支給に要する費用を含む。）及び平成二十二年度子ども手当支給法第十七条第三項に規定する子ども手当に関する事務の執行に要する費用」と、第一百四条第八項中「徴収」とあるのは「徴収及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十条第一項及び第三項中「児童手当交付金及び子ども手当交付金並びに子ども・子育て支援交付金及び児童育成事業費」と、第二百二十条第二項第三号中「第五項」とあるのは「第五項並びに平成二十二年度子ども手当支給法第十七条第一項及び第三項並びに平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第十八条第一項及び第二項並びに平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第二項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法附則第七条第五項において準用する平成二十四年改正前児童手当法第十八条第二項」とする。

定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第一百十二条中「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第一百三条第三項中「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに平成二十二年度子ども手当支給法第十七条第一項に規定する子ども手当の支給に要する費用（平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項又は第二項の規定により児童手当又は旧児童手当法附則第七条第一項の給付とみなされる部分の支給に要する費用を含む。）及び平成二十二年度子ども手当支給法第十七条第三項に規定する子ども手当に関する事務の執行に要する費用」と、第一百四条第八項中「徴収」とあるのは「徴収及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第一百八条の見出し中「児童手当勘定」とあるのは「子どもための金銭の給付勘定」と、同条第一項中「児童手当勘定」とあるのは「子どもための金銭の給付勘定」と、「及び」とあるのは「及び子ども手当交付金並びに」と、同条第二項中「児童手当勘定」とあるのは「子どもための金銭の給付勘定」と、同条第三項中「及び」とあるのは「及び子ども手当交付金並びに」と、「児童手当勘定」とあるのは「子どもための金銭の給付勘定」と、第一百九条中「児童手当勘定」とあるのは「子どもための金銭の給付勘定」と、第一百二十条第二項第三号中「児童手当勘定」とあるのは「子どもための金銭の給付勘定」と、

「第五項」とあるのは「第五項並びに平成二十二年子ども手当支給法第十七条第一項及び第三項並びに平成二十二年子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第十八条第一項及び第二項並びに平成二十二年子ども手当支給法第二十条第二項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法附則第七条第五項において準用する旧児童手当法第十八条第二項」と、第二百二十一条並びに第二百二十三条第一項及び第四項中「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」とする。

第三十一条の四 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）による子ども手当に関する政府の経理は、年金特別会計において行うものとする。この場合における第百八条、第百十一条第五項及び第六項、第百十三条第三項、第百十四条第八項、第百十八条第一項及び第三項並びに第二百二十条第二項の規定の適用については、第百八条中「地域子ども・子育て支援事業」とあるのは「地域子ども・子育て支援事業並びに平成二十三年法律における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号。以下「平成二十三年子ども手当支給特別措置法」という。）による子ども手当」と、第百十一条第五項第一号イ中「拠出金」とあるのは「拠出金並びに平成二十三年子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定

第三十一条の三 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）による子ども手当に関する政府の経理は、年金特別会計において行うものとする。この場合における第百八条、第百十条、第百十一条第五項及び第六項、第百十二条、第百十三条第三項、第百十四条第八項、第百十八条、第百十九条、第百二十条第二項、第百二十一条並びに第二百二十三条第一項及び第四項の規定の適用については、第百八条中「よる児童手当」とあるのは「よる児童手当及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号。以下「平成二十三年子ども手当支給特別措置法」という。）による子ども手当」と、第百十条中「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十一条第五項中「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同項第一号イ中「拠出金」とあるのは「拠出金並びに平成二十三年子ども手当支給特別措置法第二十条第一項

による改正前の児童手当法（以下「平成二十四年改正前児童手当法」という。）第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金」と、同項第二号イ中「児童手当交付金」とあるのは「児童手当交付金及び子ども手当交付金」と、同号ホ中「児童手当の業務取扱費」とあるのは「児童手当及び子ども手当の業務取扱費並びに児童育成事業費」と、同条第六項第二号イ中「徴収」とあるのは「徴収並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十三条第三項中「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第七條第一項に規定する子ども手当の支給に要する費用（平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項から第六項までの規定により児童手当又は平成二十四年改正前児童手当法附則第七條第一項の給付とみなされる部分の支給に要する費用を含む。）及び平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第十七條第三項に規定する子ども手当に関する事務の執行に要する費用」と、第百十四條第八項中「徴収」とあるのは「徴収及び平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二條の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十八條第一項及び第三項中「児童手当交付金及び子ども・子育て支援交付金」とあるのは「児童手当交付金及び子ども手当交付金並びに子ども・子育て支援交付金及び児童育成事業費」と、第百二十條第二項第三号中「第五項」とあるのは

、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第十二條の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一條の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）第二十条第一項第一号から第四号までに掲げる者からの拠出金」と、同項第二号イ中「児童手当交付金」とあるのは「児童手当交付金及び子ども手当交付金」と、同号ニ中「児童手当」とあるのは「児童手当及び子ども手当」と、同条第六項第一号ホ中「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同項第二号イ中「徴収」とあるのは「徴収並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二條の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百十二條中「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十三條第三項中「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、「執行に要する費用」とあるのは「執行に要する費用並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第十七條第一項に規定する子ども手当の支給に要する費用（平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項から第六項までの規定により児童手当又は旧児童手当法附則第七條第一項の給付とみなされる部分の支給に要する費用を含む。）及び平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第十七條第三項に規定する子ども手当に関する事務の執行に要する費用」と、第百十四條第八項中「徴収」とあるのは「徴収及び平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二條の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童

「第五項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第十七条第一項及び第三項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第十八条第一項及び第二項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第二項、第四項及び第六項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法附則第七条第五項において準用する平成二十四年改正前児童手当法第十八条第二項」とする。

手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第一百八条の見出し中「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同条第一項中「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、「及び」とあるのは「及び子ども手当交付金並びに」と、同条第二項中「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同条第三項中「及び」とあるのは「及び子ども手当交付金並びに」と、「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百十九条中「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、第百二十条第二項第三号中「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、「第五項」とあるのは「第五項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第十七条第一項及び第三項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第十八条第一項及び第二項並びに平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第二項、第四項及び第六項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法附則第七条第五項において準用する旧児童手当法第十八条第二項」と、第百二十一条並びに第百二十三条第一項及び第四項中「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」とする。

○ 日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
<p>（公務員等及び教育者の地位利用による国民投票運動の禁止） 第百三条（略）</p> <p>2 教育者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する学校及び総合子ども園法（平成二十四年法律第 号）に規定する総合子ども園の長及び教員をいう。）は、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位にあるために特に国民投票運動を効果的に行い得る影響力又は便益を利用して、国民投票運動をすることができない。</p>	<p>（公務員等及び教育者の地位利用による国民投票運動の禁止） 第百三条（略）</p> <p>2 教育者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する学校の長及び教員をいう。）は、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位にあるために特に国民投票運動を効果的に行い得る影響力又は便益を利用して、国民投票運動をすることができない。</p>

改正案	現行
<p>（服務の本旨） 第二十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 役職員は、第二十七条に規定する業務について、この法律、厚生年金保険法、国民年金法、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第号）、健康保険法（大正十一年法律第七十号）若しくは船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、これらの法律に基づく命令若しくはこれらの法律に基づいてする厚生労働大臣の処分又は機構が定める業務方法書その他の規則を遵守し、機構のため忠実に職務を遂行しなければならない。</p> <p>（制裁規程） 第二十六条（略）</p> <p>2 前項の制裁規程においては、機構の役職員が、この法律、厚生年金保険法、国民年金法、子ども・子育て支援法、健康保険法若しくは船員保険法、これらの法律に基づく命令若しくはこれらの法律に基づいてする厚生労働大臣の処分若しくは機構が定める業務方法書その他の規則に違反し、又は機構の役職員たるにふさわしくない行為をしたときは、当該役職員に対し、免職、停職、減給又は戒告の処分その他の制裁を課する旨を定めなければならない。</p>	<p>（服務の本旨） 第二十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 役職員は、第二十七条に規定する業務について、この法律、厚生年金保険法、国民年金法、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）、健康保険法（大正十一年法律第七十号）若しくは船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、これらの法律に基づく命令若しくはこれらの法律に基づいてする厚生労働大臣の処分又は機構が定める業務方法書その他の規則を遵守し、機構のため忠実に職務を遂行しなければならない。</p> <p>（制裁規程） 第二十六条（略）</p> <p>2 前項の制裁規程においては、機構の役職員が、この法律、厚生年金保険法、国民年金法、児童手当法、健康保険法若しくは船員保険法、これらの法律に基づく命令若しくはこれらの法律に基づいてする厚生労働大臣の処分若しくは機構が定める業務方法書その他の規則に違反し、又は機構の役職員たるにふさわしくない行為をしたときは、当該役職員に対し、免職、停職、減給又は戒告の処分その他の制裁を課する旨を定めなければならない。</p>

(業務の範囲)

第二十七条 (略)

2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。

- 一 子ども・子育て支援法第七十二条第三項に規定する権限に係る事務及び同条第八項に規定する事務を行うこと。

二 五 (略)

(報告及び検査)

第四十八条 厚生労働大臣は、この法律、厚生年金保険法、国民年金法、子ども・子育て支援法、健康保険法又は船員保険法を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所その他その業務を行う場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2・3 (略)

附則

(児童手当に関する経過措置)

第十一条 附則第八条第三項の規定により機構の職員として採用された者であつて、機構の成立の日の前日において厚生労働大臣又はその委任を受けた者から児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七条第一項(同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、機構の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。)の支給要件に該当するとき

(業務の範囲)

第二十七条 (略)

2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。

- 一 児童手当法第二十二条第三項に規定する権限に係る事務及び同条第八項に規定する事務を行うこと。

二 五 (略)

(報告及び検査)

第四十八条 厚生労働大臣は、この法律、厚生年金保険法、国民年金法、児童手当法、健康保険法又は船員保険法を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所その他その業務を行う場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2・3 (略)

附則

(児童手当に関する経過措置)

第十一条 附則第八条第三項の規定により機構の職員として採用された者であつて、機構の成立の日の前日において厚生労働大臣又はその委任を受けた者から児童手当法第七条第一項(同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、機構の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は

は、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、機構の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、機構の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

（業務の特例）

第十八条 （略）

2 機構は、第二十七条及び前項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 子ども・子育て支援法及び総合子ども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第 号）第四十一条及び第四十二条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第四十条の規定による改正前の児童手当法（以下この号において「整備法改正前児童手当法」という。）第二十二条第三項に規定する権限に係る事務並びに子ども・子育て支援法及び総合子ども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十一条及び第四十二条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第二十二条第八項に規定する事務を行うこと。

二 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下この項において「平成

特例給付等の支給に関しては、機構の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、機構の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

（業務の特例）

第十八条 （略）

2 機構は、第二十七条及び前項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下この項において「旧児

二十四年改正前児童手当法」という。) 第二十二條第三項に規定する権限に係る事務及び平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律第二十條第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一條の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十二條第八項に規定する事務を行うこと。

三 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七七号)第二十條第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二條の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十二條第三項に規定する権限に係る事務並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第二十條第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二條の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十二條第八項に規定する事務を行うこと。

3 機構が前二項の業務を行う場合における第二十三條第三項、第二十六條第二項、第三十一條第一項、第四十八條第一項及び第五十九條第四号並びに附則第十二條第一項の規定の適用については、第二十三條第三項中「第二十七條」とあるのは「第二十七條並びに附則第十八條第一項及び第二項」と、「若しくは船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)」とあるのは「船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)」、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第六十六号)、子ども・子育て支援法及び総合子ども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第

号)第四十一條及び第四十二條の規定によりなお従前の例によるこ

童手当法」という。) 第二十二條第三項に規定する権限に係る事務及び平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律第二十條第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一條の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十二條第八項に規定する事務を行うこと。

二 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七七号)第二十條第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二條の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十二條第三項に規定する権限に係る事務並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第二十條第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二條の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十二條第八項に規定する事務を行うこと。

3 機構が前二項の業務を行う場合における第二十三條第三項、第二十六條第二項、第三十一條第一項、第四十八條第一項及び第五十九條第四号並びに附則第十二條第一項の規定の適用については、第二十三條第三項中「第二十七條」とあるのは「第二十七條並びに附則第十八條第一項及び第二項」と、「若しくは船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)」とあるのは「船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)」、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第六十六号)、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。)第二十條第一項の規定により適用される

ととされた同法第四十条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。以下「整備法改正前児童手当法」という。）
平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。）
。第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「平成二十四年改正前児童手当法」という。）若しくは平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七七号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法」と、第二十六条第二項中「若しくは船員保険法」とあるのは「船員保険法、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律、子ども・子育て支援法及び総合子ども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十一条及び第四十二条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法、平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法若しくは平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法」と、第三十一条第一項中「第二十七条」とあるのは「第二十七條並びに附則第十八條第一項及び第二項」と、第四十八條第一項

児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）
若しくは平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七七号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法」と、第二十六条第二項中「若しくは船員保険法」とあるのは「船員保険法、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律、平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法」と、第三十一条第一項中「第二十七条」とあるのは「第二十七條並びに附則第十八條第一項及び第二項」と、第四十八條第一項中「又は船員保険法」とあるのは「船員保険法、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律、平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法又は平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法」と、第五十九條第四号中「第二十七條」とあるのは「第二十七條並び

中「又は船員保険法」とあるのは、「船員保険法、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律、子ども・子育て支援法及び総合子ども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十一条及び第四十二条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法、平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法又は平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法」と、第五十九条第四号中「第二十七条」とあるのは「第二十七条並びに附則第十八条第一項及び第二項」と、附則第十二条第一項中「第二十七条」とあるのは「第二十七条及び附則第十八条第一項」とする。

4
(略)

に附則第十八条第一項及び第二項」と、附則第十二条第一項中「第二十七条」とあるのは「第二十七条及び附則第十八条第一項」とする。

4
(略)

改 正 案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「P T A」とは、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）及び総合こども園法（平成二十四年法律第 号）第二条第一項に規定する総合こども園をいう。以下同じ。）に在籍する幼児、児童、生徒若しくは学生（以下「児童生徒等」という。）の保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいい、同条に規定する保護者のない場合における里親（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七條第一項第三号の規定により委託を受けた里親をいう。）その他の文部科学省令で定める者を含む。以下同じ。）及び当該学校の教職員で構成される団体又はその連合体をいう。</p> <p>2 3 4 (略)</p> <p>(共済事業の種類)</p> <p>第四条 前条の規定によりP T A又はこれに係る特定関係団体が行うことができる共済事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第一項第二号の共済事業を行うP T A又はこれに係る特定関係団体は、同項及び前項の共済事業のほか、第一号の共済事業又はこれに併せて第二号若しくは第三号の共済事業を行うことができる。</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「P T A」とは、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）をいう。以下同じ。）に在籍する幼児、児童、生徒若しくは学生（以下「児童生徒等」という。）の保護者（同法第十六条に規定する保護者をいい、同条に規定する保護者のない場合における里親（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七條第一項第三号の規定により委託を受けた里親をいう。）その他の文部科学省令で定める者を含む。以下同じ。）及び当該学校の教職員で構成される団体又はその連合体をいう。</p> <p>2 3 4 (略)</p> <p>(共済事業の種類)</p> <p>第四条 前条の規定によりP T A又はこれに係る特定関係団体が行うことができる共済事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第一項第二号の共済事業を行うP T A又はこれに係る特定関係団体は、同項及び前項の共済事業のほか、第一号の共済事業又はこれに併せて第二号若しくは第三号の共済事業を行うことができる。</p>

一 第一項第二号の共済事業に係る学校と同一の地域にある児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所又は子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）第二十七条第一項の指定を受けた同法第七条第四項に規定する届出保育施設（以下「隣接保育所等」という。）の管理下における当該隣接保育所等に在籍する児童の災害に係る共済事業

二・三（略）

一 第一項第二号の共済事業に係る学校と同一の地域にある児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所又は認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第七条第一項に規定する認定こども園をいう。）であつて児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（以下「隣接保育所等」という。）の管理下における当該隣接保育所等に在籍する児童の災害に係る共済事業

二・三（略）

○ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （検討）</p> <p>第四十六条 政府は、新児童福祉法第二十一条の五の十八、第二十四条の十二及び第四十五条、新老人福祉法第十七条、新介護保険法第四十二条、第五十四条、第七十四条、第七十八条の四、第八十八条、第九十七条、<u>第百十五条の四及び第百十五条の十四</u>、改正後旧介護保険法第百十条並びに新障害者自立支援法第三十条、第四十三条、第四十四条、第八十条及び第八十四条の規定並びに附則第四条の規定の施行の状況等を勘案し、これらの規定に規定する基準及びこれらの規定に基づき国の行政機関の長が定める基準の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>附則 （検討）</p> <p>第四十六条 政府は、新児童福祉法第二十一条の五の十八、第二十四条の十二及び第四十五条、新老人福祉法第十七条、新介護保険法第四十二条、第五十四条、第七十四条、第七十八条の四、第八十八条、第九十七条、<u>第百十五条の四及び第百十五条の十四</u>、改正後旧介護保険法第百十条、<u>新障害者自立支援法第三十条、第四十三条、第四十四条、第八十条及び第八十四条並びに第二十条の規定による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条の規定並びに附則第四条の規定の施行の状況等を勘案し、これらの規定に規定する基準及びこれらの規定に基づき国の行政機関の長が定める基準の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</u></p>

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>（学校施設の利用） 第十三条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校並びに国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）及び地方公共団体が設置する総合こども園（総合こども園法（平成十四年法律第 号）第二条第一項に規定する総合こども園をいう。）の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。</p>	<p>2 （略）</p> <p>（学校施設の利用） 第十三条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。</p>

○ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（<u>総合こども園等</u>に通う障害者に対する虐待の防止等）</p> <p>第三十条 <u>総合こども園等</u>（<u>総合こども園法</u>（平成二十四年法律第<u>三十九号</u>）<u>第二条</u>第一項に規定する総合こども園又は児童福祉法（昭和二十二年法律第<u>百六十四号</u>）<u>第三十九条</u>第一項に規定する保育所若しくは同法第<u>五十九号</u>第一項に規定する施設のうち同法第<u>三十九号</u>第一項に規定する業務若しくは同法第<u>三十九号</u>の二第一項に規定する保育を必要とする乳児・幼児に対する保育を行う業務を目的とするもの（少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）をいう。以下同じ。）の長は、<u>総合こども園等</u>の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、<u>総合こども園等</u>に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、<u>総合こども園等</u>に通う障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該<u>総合こども園等</u>に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>（<u>保育所等</u>に通う障害者に対する虐待の防止等）</p> <p>第三十条 <u>保育所等</u>（<u>児童福祉法</u>（昭和二十二年法律第<u>百六十四号</u>）<u>第三十九条</u>第一項に規定する保育所若しくは同法第<u>五十九号</u>第一項に規定する施設のうち同法第<u>三十九号</u>第一項に規定する業務を目的とするもの（少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）又は就学前の子どもに関する教育、<u>保育等</u>の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第<u>七十七号</u>）<u>第七条</u>第一項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）の長は、<u>保育所等</u>の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、<u>保育所等</u>に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、<u>保育所等</u>に通う障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該<u>保育所等</u>に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。</p>

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（事業費充当額相当率の設定に関する経過措置）</p> <p>第十条 平成二十四年度においては、第一条の規定による改正後の児童手当法第二十一条第三項中「当該年度の前年度の事業費充当額相当率を標準とし、当該前年度以前五年度の各年度における事業費充当額相当率を勘案して」とあるのは、「千分の〇・三を標準として」とする。</p> <p>2 平成二十五年度においては、第一条の規定による改正後の児童手当法第二十一条第三項中「当該年度の前年度の事業費充当額相当率を標準とし、当該前年度以前五年度の各年度における事業費充当額相当率を勘案して」とあるのは、「平成二十四年度の事業費充当額相当率を標準として」とする。</p> <p>3 平成二十六年から平成二十八年度又は子ども・子育て支援法及び総合子ども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第 号）の施行の日の前日の属する年度のいずれか早い年度までの各年度においては、第一条の規定による改正後の児童手当法第二十一条第三項中「当該前年度以前五年度」とあるのは、「平成二十四年度以降」とする。</p>	<p>附則</p> <p>（事業費充当額相当率の設定に関する経過措置）</p> <p>第十条 平成二十四年度においては、第一条の規定による改正後の児童手当法第二十一条第三項中「当該年度の前年度の事業費充当額相当率を標準とし、当該前年度以前五年度の各年度における事業費充当額相当率を勘案して」とあるのは、「千分の〇・三を標準として」とする。</p> <p>2 平成二十五年度においては、第一条の規定による改正後の児童手当法第二十一条第三項中「当該年度の前年度の事業費充当額相当率を標準とし、当該前年度以前五年度の各年度における事業費充当額相当率を勘案して」とあるのは、「平成二十四年度の事業費充当額相当率を標準として」とする。</p> <p>3 平成二十六年から平成二十八年度までの各年度においては、第一条の規定による改正後の児童手当法第二十一条第三項中「当該前年度以前五年度」とあるのは、「平成二十四年度以降」とする。</p>

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十四年法律第 号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第一（第六条関係）		別表第一（第六条関係）	
一〇七 （略）	八 市町村長	一〇七 （略）	八 市町村長
	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育の措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの		児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
九〇九十三 （略）	九十四 市町村長	九〇九十三 （略）	九〇九十三 （略） （新規）
	子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの		
別表第二（第十七条、第十九条関係）		別表第二（第十七条、第十九条関係）	

情報照会者	一〇十一 (略)	十二 市町村 長	十三〇百十六 (略)	百十七 市町 村長
事務		児童福祉法に よる保育の措 置に関する事 務であつて主 務省令で定め るもの		子ども・子育て 支援法によ る子どものた めの教育・保 育給付の支給 又は地域子ど も・子育て支 援事業の実施 に関する事務 であつて主務
情報提供者		都道府県知事 等		市町村長
特定個人情報		児童扶養手当法による児 童扶養手当の支給に関する 情報（以下「児童扶養 手当関係情報」という。 ）であつて主務省令で定 めるもの		児童福祉法による障害児 入所支援若しくは措置（ 同法第二十七条第一項第 三号の措置をいう。）に 関する情報又は障害者関 係情報であつて主務省令 で定めるもの 児童福祉法による障害児 通所支援に関する情報、 地方税関係情報、住民票
情報照会者	一〇十一 (略)	十二 市町村 長	十三〇百十六 (略)	(新規)
事務		児童福祉法に よる保育所に おける保育の 実施に関する 事務であつて 主務省令で定 めるもの		
情報提供者		都道府県知事 等		
特定個人情報		児童扶養手当法による児 童扶養手当の支給に関する 情報（以下「児童扶養 手当関係情報」という。 ）であつて主務省令で定 めるもの		

				省令で定めるもの	
厚生労働大臣 又は都道府県 知事	厚生労働大臣 又は都道府県 知事	都道府県知事 等		関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
厚生労働大臣 又は日本年金 機構	厚生労働大臣 又は日本年金 機構			国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの

改正案				現行			
<p>第三款 審議会等 （設置） 第三十七条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。</p>				<p>第三款 審議会等 （設置） 第三十七条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。</p>			
（略）	独立行政法人評価委員会	子ども・子育て会議	食品安全委員会	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）	子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）	食品安全基本法	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	独立行政法人評価委員会	（新設）	食品安全委員会	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）	（新設）	食品安全基本法	（略）	（略）	（略）	（略）

改 正 案	現 行
<p>附 則 （所掌事務の特例）</p> <p>第二条 内閣府は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務のほか、国家公務員制度改革推進本部が置かれている間、公務員庁設置法附則第二項に規定する事務をつかさどる。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項及び前三項に規定する事務のほか、それぞれ政令で定める日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 子ども・子育て支援法附則第十条第一項に規定する保育緊急確保事業に関すること。</p>	<p>附 則 （所掌事務の特例）</p> <p>第二条 内閣府は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務のほか、国家公務員制度改革推進本部が置かれている間、公務員庁設置法附則第二項に規定する事務をつかさどる。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項及び前三項に規定する事務のほか、それぞれ政令で定める日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 （新設）</p>

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。</p> <p>一〇十八（略）</p> <p>十九 子ども及び子どもを養育している者に必要な支援をするための基本的な政策並びに少子化の進展への対処に関する事項</p> <p>二十 各行政機関がその職員について行う人事管理に関する方針及び計画その他の公務の能率的な運営に関する方針及び計画に関する事項</p> <p>2 前項に定めるもののほか、内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、高齢化の進展への対処、障害者の自立と社会参加の促進、交通安全の確保、犯罪被害者等の権利利益の保護及び自殺対策の推進に関する政策その他の内閣の重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、当該重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇二十七の三（略）</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。</p> <p>一〇十八（略）</p> <p>（新設）</p> <p>十九 各行政機関がその職員について行う人事管理に関する方針及び計画その他の公務の能率的な運営に関する方針及び計画に関する事項</p> <p>2 前項に定めるもののほか、内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、少子化及び高齢化の進展への対処、障害者の自立と社会参加の促進、交通安全の確保、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに自殺対策の推進に関する政策その他の内閣の重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、当該重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇二十七の三（略）</p>

二十七の四 少子化に対処するための施策の大綱（少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第七条に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

二十七の五 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第 号）に規定する子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援に関すること（同法第七十条に規定する拠出金の徴収に関することを除く。）。

二十七の六 総合こども園（総合こども園法（平成二十四年法律第

号）に規定するものをいう。）に関する制度に関すること。

二十八～四十一 （略）

四十二 削除

四十三～六十三 （略）

第十一条の三 第四条第一項第十九号及び第三項第二十七号の四から第二十七号の六までに掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

第十一条の四 第四条第一項第二十号及び第三項第六十二号に掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

第五款 特別の機関

（設置）

第四十条 本府に、北方対策本部、子ども・子育て本部及び金融危機対応

（新設）

（新設）

（新設）

二十八～四十一 （略）

四十二 少子化に対処するための施策の大綱（少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第七条に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

四十三～六十三 （略）

（新設）

第十一条の三 第四条第一項第十九号及び第三項第六十二号に掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

第五款 特別の機関

（設置）

第四十条 本府に、北方対策本部及び金融危機対応会議を置く。

会議を置く。

2 第十八条、第三十七条、前条及び前項に定めるもののほか、本府には、特に必要がある場合においては、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる特別の機関で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄の法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（表略）

（北方対策本部）

第四十一条（略）

（子ども・子育て本部）

第四十一条の二 子ども・子育て本部は、第四条第一項第十九号及び第三項第二十七号の四から第二十七号の六までに掲げる事務をつかさどる。

2 子ども・子育て本部の長は、子ども・子育て本部長とし、第十一条の三の特命担当大臣をもつて充てる。

3 子ども・子育て本部長は、子ども・子育て本部の事務を統括する。

4 子ども・子育て本部長は、子ども・子育て本部の所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求め、又は意見を述べることができると認めることができる。

5 子ども・子育て本部に、子ども・子育て副本部長を置く。

2 第十八条、第三十七条、前条及び前項に定めるもののほか、本府には、特に必要がある場合においては、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる特別の機関で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄の法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（表略）

（北方対策本部）

第四十一条（略）

（新設）

6 子ども・子育て副本部長は、子ども・子育て本部長の職務を助ける。
7 子ども・子育て本部に、所要の職員を置く。

8 第二項から前項までに定めるもののほか、子ども・子育て本部の組織
に關し必要な事項は、政令で定める。

(金融危機対応会議)

第四十二条 (略)

附則

(所掌事務の特例)

第二条 内閣府は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各
号に掲げる事務のほか、国家公務員制度改革推進本部が置かれている間
、公務員庁設置法附則第二項に規定する事務をつかさどる。

2～4 (略)

5 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項及び前
三項に規定する事務のほか、それぞれ政令で定める日までの間、次に掲
げる事務をつかさどる。

一～三 (略)

四 (削る)

(金融危機対応会議)
第四十二条 (略)

附則

(所掌事務の特例)

第二条 内閣府は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各
号に掲げる事務のほか、国家公務員制度改革推進本部が置かれている間
、公務員庁設置法附則第二項に規定する事務をつかさどる。

2～4 (略)

5 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項及び前
三項に規定する事務のほか、それぞれ政令で定める日までの間、次に掲
げる事務をつかさどる。

一～三 (略)

四 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第 号)附則第十条
に規定する保育緊急確保事業に關すること。

改 正 案	現 行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 文部科学省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 初等中等教育（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、<u>特別支援学校及び総合こども園</u>における教育をいう。以下同じ。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。</p> <p>八～九十七 （略）</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 文部科学省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 初等中等教育（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び<u>特別支援学校</u>における教育をいう。以下同じ。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。</p> <p>八～九十七 （略）</p>